

## 調査研究報告書

ミャンマー連邦共和国における日本企業及び邦人を法的側面  
から支援する方策等を検討するための調査研究

2018年3月

弁護士 鈴木健文

はじめに .....	5
第1 ミャンマーの基礎情報 .....	8
1 正式名称・首都・独立 .....	8
2 地理・気候 .....	8
3 人口・民族・宗教 .....	8
4 言語・通貨・時間帯 .....	9
5 主要産業 .....	10
6 政治・選挙制度・行政区画 .....	10
7 在留邦人・進出企業数 .....	11
第2 ビジネス関連法令 .....	12
1 ミャンマーにおけるビジネス関連法令の内容とその運用の実態 .....	12
(1) 憲法・国家顧問 .....	12
(2) 財産法 .....	14
(3) 会社法 .....	36
(4) 投資法 .....	52
(5) 経済特区法 .....	72
(6) 競争法 .....	76
(7) 汚職・贈収賄関係法令 .....	80
(8) 知的財産法 .....	86
(9) 労働法 .....	96
2 民商事紛争解決制度及び運用の実態 .....	102
(1) 民事裁判制度 .....	102
(2) 外国判決について .....	106
(3) 新仲裁法 .....	108
第3 日本企業・在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方 .....	111
1 日本企業が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方 .....	111
(1) 日本企業が直面する法的問題の実態 .....	111
(2) 日本企業が直面する法的問題への対応の実情 .....	115
2 在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方 .....	119

( 1 )	在留邦人が直面する法的問題の実態 .....	119
( 2 )	在留邦人が直面する法的問題への対応の在り方.....	121
第 4	日本の法曹有資格者がミャンマーで提供できる法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズのボリューム .....	124
1	はじめに.....	124
2	日本の法曹有資格者がミャンマーで提供できる法的支援の在り方.....	124
( 1 )	法律サービスについての規制 .....	124
( 2 )	法令へのアクセス .....	127
( 3 )	ミャンマー進出のその他の障害 .....	128
( 4 )	法曹有資格者の活動の実態.....	130
( 5 )	可能性のある法的支援 .....	134
3	日本の法曹有資格者がミャンマーで提供できる法的支援のニーズのボリューム .	136
( 1 )	ビジネス法務についてのフルサービスの提供.....	136
( 2 )	紛争案件についての窓口/クオリティコントロール .....	137
( 3 )	中小企業向け法律相談の実施 .....	138
( 4 )	在留邦人個人向け無料法律相談の実施 .....	139
( 5 )	情報発信 .....	139
( 6 )	法整備支援 .....	139
4	調査研究者による試行方策の実施 .....	141
( 1 )	試行する法的支援の選択.....	141
( 2 )	初回無料法律相談.....	142
( 3 )	ミャンマー法に関するセミナー .....	146
第 5	結語 .....	147

## 別紙一覧

- 別紙 1 日本企業及び在留邦人向けアンケート（2016年度）
- 別紙 2 日本企業を対象としたアンケート調査の回答結果（2016年度）
- 別紙 3 在留邦人を対象としたアンケート調査の回答結果（2016年度）
- 別紙 4 日本企業を対象としたヒアリング調査の結果（2016年度）
- 別紙 5 日本企業を対象としたアンケート（2017年度） 新投資法について
- 別紙 6 日本企業向けアンケート（2017年度） 新投資法について 回答結果
- 別紙 7 在留邦人を対象としたアンケート（2017年度）
- 別紙 8 在留邦人向けアンケート（2017年度） 回答結果
- 別紙 9 日本企業を対象としたヒアリング調査の結果（2017年度）
- 別紙 10 現地商工会議所及び日本人会へのアンケート集計結果（2016年度）
- 別紙 11 大使館による無料法律相談に関するアンケート回答結果（2016年度）
- 別紙 12 日本企業及び日本人をサポートする機関・団体からのヒアリング・アンケート
- 別紙 13 ミャンマー拠点のない日系法律事務所を対象としたヒアリング調査の結果
- 別紙 14 その他現地法律事務所等のヒアリング調査の結果
- 別紙 15 無料法律相談の広報（2016年度）
- 別紙 16 無料法律相談の広報（2017年度）
- 別紙 17 無料法律相談で受けた相談内容

## はじめに

本報告書は、法務省におけるミャンマー連邦共和国（以下「ミャンマー」という）における日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究業務（以下「本調査業務」という）に基づき執筆された報告書である。なお、本調査業務は、2ヶ年度に渡って実施されており、本報告書は両年度の報告内容を統一し、一つの報告書にまとめたものである。本調査業務のうち各年度に行われたそれぞれの調査業務を別個に指し示す必要がある場合、2016年4月から2017年3月に実施されたものを「2016年度調査業務」、2017年4月から2018年3月に実施されたものを「2017年度調査業務」という。また、本調査報告書は、2018年2月末日時点において一般に調査可能な情報に基づいて作成されている。

ミャンマーの現代史は、長期にわたる軍事政権・社会主義政権に象徴される。ミャンマーは、1948年にイギリスより独立したが、1962年にはネ・ウィン（Ne Win）将軍による軍事クーデターにより、国軍による社会主義国家となった。1988年に全国的に勃発した民主化運動<sup>1</sup>により、ネ・ウィン将軍がビルマ社会主義計画党（BSPP）議長を辞任、議長がセイン・ルイン（Sein Lwin）、マウン・マウン（Maung Maung）と立て続けに交代したところで、ビルマ国軍参謀総長ソウ・マウン（Saw Maung）が新たな軍事クーデターを起こし、国家法秩序回復評議会（SLORC）<sup>2</sup>が政権を掌握した。その後、1990年には総選挙が実施され、スー・チー氏率いる国民民主連盟（NLD）が大勝を遂げたが、軍事政権は政権委譲を拒絶した。

2008年、総選挙制度を盛り込んだ新しいミャンマー憲法（Constitution of the Republic of the Union of Myanmar 2008）（以下「憲法」という）が制定されるに至る。憲法に規定された選挙制度に基づき、2010年には総選挙が実施され、翌2011年に、総選挙の結果に基づく民政移管がなされたことによって、軍事政権は一応の終わりを遂げた。もっとも、政権与党となった連邦団結発展党（USDP）は、国軍の関係者で組織された政党であった。

その後、2015年11月には、任期満了に伴う新たな総選挙が実施され、NLDが大勝を遂げた。2016年3月にはUSDPからNLDへの政権交代が平和的に行われ、4月には民間

---

<sup>1</sup> 8888 民主化運動。アウン・サン・スー・チー氏（Daw Aung San Suu Kyi）（以下「スー・チー氏」という）は、この民主化運動中に大規模な演説集会等を開催し、ミャンマーの民主化運動を象徴する人物となった。

<sup>2</sup> 後に国家平和発展評議会（SPDC）へと改組される。

出身者による大統領（ティン・チョー（U Htin Kyaw）大統領<sup>3</sup>）が誕生した。政権交代後も国軍関係者は未だ多数の要職に就いており、憲法でも国軍の政治への関与を認める規定は多数存在しているが<sup>4</sup>、軍から国民の手に政治の主導権が移りつつ兆候にあるとも評価し得る。こうしたミャンマーの動きは、日本を含む諸外国によるミャンマー投資を加速させるものと期待される。

実際、経済に目を移せば、2012年以降2015年までの実質GDP成長率は7%以上を記録している。2016年は政権交代等の影響か、6.3%の成長率に留まったが、2017年以降の成長率は引き続き7.5%以上の高成長が期待されている<sup>5</sup>。

高い経済成長率を記録し、今後もその継続が期待されるミャンマーであるが、外国企業/投資家による投資・進出にはまだ様々な障害がある。世界銀行の公表するDoing Business 2016-Measuring Regulatory Quality and Efficiency<sup>6 7</sup>において、ミャンマーにおけるビジネスの容易さは、189カ国中167位であり、東南アジア地域では、バングラデシュ、東ティモールに次ぐワースト3位とされている<sup>8 9</sup>。ミャンマーに進出する際は、高い成長率だけに目を奪われることなく、ミャンマーで待ち受ける困難も十分に想定しつつ、ミャンマーにおける開拓者たらねばならない。

かような現状認識の下、本調査業務は、ミャンマーにおける法制度の実態、日本企業等に対する法的支援のニーズ、日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方についての分析・提言、及びそうした効果的な法的支援のための方策の試行について調査及び分析を行った。本報告書が、アジア最後のフロンティアと呼ばれるミャンマーで、

---

<sup>3</sup> スー・チー氏のオックスフォード大学時代の同級生であり、側近と言われている。なお、2018年3月21日同氏が大統領を辞任し、3月28日にウィン・ミン（U Win Myint）前Pyithu Hluttaw議長が次期大統領に選任された。

<sup>4</sup> 例えば、国軍は、上院下院併せた国会議員のうち、4分の1の議席について、指名する権利を有している。それゆえ、選挙によって選ばれる国会議員は、全体の4分の3である。憲法改正には原則として4分の3超の議員を必要とするため、こうした憲法上の規定を改正することは、国軍の協力なくして不可能とされている。

<sup>5</sup> IMFによるWorld Economic Outlook(April 2016)。

<sup>6</sup> <http://www.doingbusiness.org/reports/global-reports/doing-business-2016>

<sup>7</sup> 当該報告書内では、様々な要素に基づいて各国のビジネスのやり易さを分析してポイント化し、こうして算出されたポイントを元に、世界各国の総合的なビジネスのやり易さについてランク付けを行っている。

<sup>8</sup> Table 1.1。

<sup>9</sup> なお、当該ランキングでは、シンガポール、ニュージーランド、デンマークがそれぞれ1位、2位、3位にランクされており、日本は34位である。

日本企業の経済的発展を法的側面から支え、また日本の法曹有資格者のグローバルな活躍を支える一助となれば幸いである。

本調査業務に当たっては、在ミャンマーの諸機関・団体、あるいは在ミャンマーの日系諸法律事務所、在ミャンマーの非日系諸法律事務所、日本国内の諸法律事務所、在ミャンマーの日本企業及び在留邦人等に様々な局面において多大なご協力やご助言をいただいた。

なお、調査期間中、当職は次の各法律事務所に所属し、これらの所属法律事務所に調査への様々な協力と支援をいただいた。

2016年4月乃至2017年4月 敬和綜合法律事務所<sup>10</sup>

Kelvin Chia Yangon Ltd.<sup>11</sup>

2017年4月乃至調査終了まで 西村あさひ法律事務所<sup>12</sup>

東京及びヤンゴンオフィス

これら所属法律事務所の協力なくして、本報告書の完成はなかったため、ここに感謝の意を表したい。もっとも、本報告書の内、意見にわたる部分は、ヒアリングやアンケート等第三者から得たことが明確なものを除き、全て当職の個人的見解であり、所属事務所等とは一切の関わりがないことを付言する。

---

<sup>10</sup> 敬和綜合法律事務所は、東京都港区にある企業法務を中心とする少数精鋭型の総合法律事務所である。M&A、倒産・企業再生、銀行、ファンド・証券、国際取引・外国投資、知的財産等の異なる専門を有するパートナーが、互いに専門分野を補完して総合的な法律サービスを提供している。

<sup>11</sup> Kelvin Chia Yangon Ltd.は、1995年にミャンマー（ヤンゴン）に拠点を設置したシンガポール系法律事務所である。拠点を統括する Cheah Swee Gim（チア・スウィーギム）（シンガポール及びニューヨーク州弁護士）、及び Pedro Jose Bernardo（ペドロ・ホセ・ベルナルド）（フィリピン及びニューヨーク州弁護士）は、ミャンマーのビジネス法務分野における顕著な実績を有しており、各種セミナーやシンポジウム等へも多数登壇している。

<sup>12</sup> 西村あさひ法律事務所は、東京都千代田区にある企業法務を専門とする総合法律事務所である。500名以上の弁護士を有する日本国内最大の法律事務所であり、2018年2月末現在、日本国内では東京以外に、大阪、名古屋及び福岡に、日本国外では北京、上海、シンガポール、ハノイ、ホーチミン、バンコク、ヤンゴン及びドバイ（駐在員事務所）に拠点を有するほか、香港に関連事務所を、ジャカルタに提携事務所を有している。ヤンゴン事務所は2013年に開設され、ヤンゴン事務所長である湯川雄介弁護士は、開設直前の2012年末からヤンゴンに駐在し、各種政府機関をはじめとした多数のコネクションを有している。

## 第1 ミャンマーの基礎情報

日本企業や日本の法曹有資格者がミャンマーにおいて活躍していくためには、ミャンマーの基礎情報を熟知しておく必要がある。

法制度や法運用の実態、あるいは現地で直面する問題等は、現地の習慣や商慣習、宗教や政治制度といった現地特有の問題から生じていることが多い。したがって、本報告書の第1では、ミャンマーの基礎情報を紹介する。なお、ミャンマーの基礎情報については、外務省のミャンマー連邦共和国基礎データのページにおいても詳しく掲載されており<sup>13</sup>、並行して参照されたい。

### 1 正式名称・首都・独立

正式名称は、ミャンマー連邦共和国（Republic of the Union of Myanmar）<sup>14</sup>であり、首都はネピドー（Nay Pyi Taw）<sup>15</sup>である。1948年1月4日<sup>16</sup>にイギリスから独立する形で建国された。

### 2 地理・気候

インドシナ半島西部（タイの北西）に位置する南北に細長い国土を有し、その面積は約666,578 m<sup>2</sup>と、日本の約1.8倍である。北部が主に温帯、中部南部が熱帯に属している。雨季（5月下旬から10月中旬）、乾季（10月下旬から2月）、暑季（3月から5月中旬）という3つの季節に分かれている。暑季の日中は摂氏40度以上にまで気温が上昇することもあり、暑さは厳しい。雨季は、排水機構が十分に整備されていないため、最大都市ヤンゴンであっても冠水することがある。雨季以外の時期に雨が降ることはほとんどない。

### 3 人口・民族・宗教

人口は、2014年の国勢調査時点で、51,419,420人であった。これは、政府が想定していた人口より、1,000万人ほど少ないものであった。ただし、2014年の国勢調査

---

<sup>13</sup> <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/data.html>

<sup>14</sup> 1989年まではビルマ連邦（Union of Burma）、2010年まではミャンマー連邦（Union of Myanmar）。

<sup>15</sup> 2006年までは南部の都市であるヤンゴン。

<sup>16</sup> 1月4日は独立記念日として祝日となっている。

の結果に、一部の少数民族が考慮されていない可能性もある<sup>17</sup>。

多民族国家であり、主要民族であるビルマ族が約 7 割を占めているが、シャン族、カレン族、カチン族、モン族等 130 ほどの少数民族が山間部等を中心に居住している。また、約 9 割が仏教徒（上座部仏教）と言われているが、少数のキリスト教徒及びイスラム教徒もあり、地域によっては仏教徒の数を上回ることもある。少数民族問題と宗教問題がミャンマーの統治を難しくしている要因で、ビルマ族と少数民族や少数民族間、あるいは宗教対立による武力紛争は現在も頻発している<sup>18</sup>。

ミャンマー人は温和で明るく、親日的と言われる。都市部においても治安は良いと言われているが、近年になって、治安が少しずつ悪化してきたとの情報もある。治安情報については、外務省海外安全ホームページ<sup>19</sup>に情報があるほか、在ミャンマー日本国大使館が 1 年に 1 度、10 月から 11 月にかけて公表している安全の手引き<sup>20</sup>に特に詳しい情報が記載されている。

#### 4 言語・通貨・時間帯

公用語はミャンマー語であり、円形をした独特の文字を有する。文法は日本語に近いと言われるが、鼻音や閉鎖音、破裂音等に加え、3 種類の声調も有するため、日本人にとって発音の習得は容易ではない。また、少数民族がそれぞれ独自の言語を有している。

通貨はチャット（Myanmar Kyat）（MMK）だが、外国人向け施設等では米ドルも通用することがある。日本円からチャットへの交換に応じる交換所はほとんどないため、両替のためには入国前に米ドルを用意しておく必要がある<sup>21</sup>。時間帯は、UTC +6:30 であり、日本時間から -2 時間 30 分である。

---

<sup>17</sup> ミャンマーは多民族国家であり、多数民族であるビルマ族とその他少数民族との対立がしばしば激化する。

<sup>18</sup> 2017 年の夏ごろになり、いわゆるロヒンギャと呼ばれる（ミャンマー国内ではベンガリと呼ばれることがある）、ミャンマーの西部のラカイン州に居住するイスラム系住民（及びその保護を掲げる武装集団）と国軍との衝突が激化し、以後、ロヒンギャの虐殺や大量のロヒンギャがバングラデシュへ避難する事態が生じているとの報道がなされている。もっとも、報道の正確性に疑問を唱える向きもあるようであり、かつ対立の根本には歴史認識や宗教観の相違等様々な要因が複雑に絡むような印象も受ける。

<sup>19</sup> <http://www.anzen.mofa.go.jp/>

<sup>20</sup> <http://www.mm.emb-japan.go.jp/profile/japanese/GuideOfSafety.html>

<sup>21</sup> 米ドル紙幣は綺麗なものであり、かつ高額紙幣を重宝するという、ミャンマー独自の慣習が存在する。それゆえ 100 ドル紙幣等の高額紙幣の新札を用意し、汚れや折り目をつけずに持ち込む必要がある。厳しく確認しているように見受けられ、少しでも汚れや折り目がついている場合には、交換レートが悪くなり、汚れや折り目がひどい場合には、交換を拒絶されることがある。

## 5 主要産業

主要産業は、農林水産業等の第一次産業であり、紡績・繊維業等の第二次産業も盛んである。ルビー、サファイア、ヒスイ等の宝石の産地としても有名であり、世界的に見ても、特に高品質な宝石が採れると言われている。

## 6 政治・選挙制度・行政区画

国家元首は、大統領であり、その下に 2 名の副大統領が就く。大統領及び副大統領の任期は 5 年である<sup>22</sup>。現在の大統領は、文民出身のティン・チョー（Htin Kyaw）氏<sup>23</sup>である。冒頭でも述べたが、2011 年の民政移管まで約半世紀、軍事政権による一党独裁体制が続いていた。2011 年に選挙による議会制度及び大統領制度へと移行した（いわゆる民政移管）。2015 年には、民政移管後初めてとなる総選挙が行われ、当該選挙結果に基づき、2016 年には文民出身の大統領が誕生した。

政権与党である NLD の党首はスー・チャー氏であるが、憲法に規定される欠格事由<sup>24</sup>により大統領及び副大統領に就任することはできない。政権与党は国家顧問法（State Counsellor Law）を制定し、同氏を国家顧問に就任させ、政府機関や省庁に助言を与える立場に据えた。その後、国家顧問省を省庁として追加している。

議会は二院制であり、管区（Region）及び州（State）を代表する上院（Amyotha Hluttaw）（民族代表院）<sup>25</sup>と、Township 及び人口に基づき選出される下院（Pyithu Hluttaw）（人民代表院）<sup>26</sup>に分かれており<sup>27</sup>、それぞれの議会の 4 分の 1 が選挙によらず、国軍最高司令官によって選出される<sup>28</sup>。

国会議員を、国軍選出議員、上院議員のうち国軍選出議員以外の議員（選挙で選出された上院議員）、及び下院議員のうち国軍選出議員以外の議員（選挙で選出された下院議員）という 3 つのグループに分け、それぞれのグループが、副大統領を 1 名ずつ選出する<sup>29</sup>。副大統領には資格要件があるものの、国会議員であることは要件とされていない。全議員は、選出された 3 名の副大統領のうち 1 名を指名し、これ

---

<sup>22</sup> 憲法 61 条(a)。

<sup>23</sup> 2016 年 4 月に就任。冒頭記載のとおり、2018 年 3 月 21 日に辞任、同年 3 月 28 日にウィン・ミン（U Win Myint）氏が次期大統領に選出された。

<sup>24</sup> 憲法 59 条(f)。

<sup>25</sup> 定員最大 224 名。

<sup>26</sup> 定員最大 440 名。

<sup>27</sup> 憲法 74 条。

<sup>28</sup> 憲法 109 条及び 141 条。

<sup>29</sup> 憲法 60 条(c)。

が大統領の職に就く。副大統領には欠格事由があり、家族に外国籍を有するスー・チャー氏は欠格事由の一つを満たすことから、副大統領に指名されることはできず、結果として大統領にも就任資格がなかった。

ミャンマーは、全国が 14 の地域に分けられており、うち 7 つが管区、7 つが州と呼ばれる。一般に、管区はビルマ族が主に居住する地域であり、州は少数民族が主に居住する地域とされている。州・管区以下の行政区画は、順に District、Township、Ward となる。

## 7 在留邦人・進出企業数

在留邦人数は、外務省発表の 2017 年 1 月現在の情報によると、2,370 人である。高い増加率を示しており、暫くは増え続けるものと推測される。多くの在留邦人は、ヤンゴン都市部周辺に集中している。

ミャンマー日本商工会議所 (JCCM)<sup>30</sup>からは、2016 年 5 月現在の会員企業数は 287 社との回答があったが、その後漸次に増加しており、2018 年 2 月末現在 372 社となっている。またヤンゴン日本人会からは、2016 年 5 月現在の会員企業数は 133 社との回答があったが、こちらも漸次に増加しており、2018 年 2 月末現在、法人会員数が 151 法人、個人会員数が 1,178 名となっている。

---

<sup>30</sup> <http://jccim.org/>

## 第2 ビジネス関連法令

第2においては、ミャンマーにおける主要なビジネス関連法令の概要と、それら法令の運用の実態について報告する。

ミャンマー法については、法整備支援の関係で作成された幾つかの資料（各章にて後述）に加えて、2018年2月末現在、当職が把握している限りにおいて、日本語では次の書籍が刊行されている（ミャンマーに関する記載が書籍の一部に及ぶものも含む）。

ミャンマー・ビジネスの法務・会計・税務<sup>31</sup>  
ミャンマーの会計・税務・法務 Q&A<sup>32</sup>  
新版 アジア進出ハンドブック<sup>33</sup>  
実践ミャンマー進出戦略立案マニュアル<sup>34</sup>  
ミャンマービジネス 法務労務と会計税務<sup>35</sup>  
ミャンマー法務最前線 - 理論と実務 第2版<sup>36</sup>  
アジア進出・撤退の労務<sup>37</sup>  
ミャンマー経済の基礎知識<sup>38</sup>  
メコン諸国の不動産法<sup>39</sup>

### 1 ミャンマーにおけるビジネス関連法令の内容とその運用の実態

#### (1) 憲法・国家顧問

##### ア 憲法

序文でも触れたが、ミャンマーの現行憲法は、2008年に制定された。ビジネ

<sup>31</sup> 堤雄史、藤井俊亮（中央経済社、2013年12月18日）。

<sup>32</sup> 新日本有限責任監査法人編集（税務経理協会、2014年3月31日）。

<sup>33</sup> 三菱東京UFJ銀行 国際業務部（東洋経済新報社、2014年8月29日）第3章ミャンマー。

<sup>34</sup> 杉田浩一、行方國雄（ダイヤモンド社、2016年2月19日）。

<sup>35</sup> 堤雄史、中山さやか（Amazon Kindle版）。

<sup>36</sup> 森・濱田松本法律事務所 ヤンゴンオフィス 武川丈士、眞鍋佳奈、井上淳（商事法務、2017年9月30日）。

<sup>37</sup> 西村あさひ法律事務所 アジアプラクティスグループ（中央経済社、2017年7月5日）第9章ミャンマー。

<sup>38</sup> 水谷俊博・堀間洋平（日本貿易振興機構（ジェトロ）、2017年8月30日）。

<sup>39</sup> 村上暢昭編著（大成出版社、2017年8月30日）第6章ミャンマーの不動産法。

スに直接影響のある憲法上の規定は少ないが、土地所有権の取扱いはビジネスに影響があると思われ、また、カンントリーリスクの観点からは国軍の政治関与にかかる規定に注意する必要がある。

#### (ア) 土地所有権等の取扱い

憲法上、国家はミャンマー国内における全ての土地、並びに地上及び地下、水上及び水面下、並びに大気中の自然資源の究極的な所有者（ultimate owner）とされている<sup>40</sup>。土地制度は、後記（２）クのとおり複雑であり、私人も一定の土地利用権を有しているが、あくまで土地の究極的な所有者は国家と考えられる。

#### (イ) 国軍の政治関与

憲法には国軍による政治関与を認める規定が複数存在する。

例えば、前記第 1.6 のとおり国会議員の 4 分の 1 は国軍が無選挙で指名しており、国家の緊急事態が生じた場合<sup>41</sup>には、国軍が統治権を掌握することもできる<sup>42</sup>。クーデターによって軍事政権が樹立された歴史もあり、突然の政情変化の可能性もゼロではないと考えられる。

### イ 国家顧問

スー・チー氏は、2018 年 2 月末現在、時限法である国家顧問法に基づき、国家顧問（State Counsellor）に就任している。

憲法上、外国人を家族に持つ者は大統領及び副大統領になる資格を有さず、そのため、外国籍の子供を有するスー・チー氏は大統領及び副大統領に就任することができなかった。憲法の緊急停止等を試みたが国軍の協力が得られず、与党は時限法である国家顧問法を制定し、同氏を国家顧問に据えた。同法は、現行の連邦議会（第 2 期連邦議会）の任期中に職務を遂行する大統領の任期に限って有効とされている<sup>43</sup>。

国家顧問は、憲法の規定に反しないよう、国家及び国民の利益のために、助

<sup>40</sup> 憲法 37 条(a)。

<sup>41</sup> 国家の緊急事態とは、反乱や暴力等の違法な強制手段によって、国家の解体、国民の結束の解体及び統治権の喪失を生じさせるような事態とされている（憲法 40 条(c)）。

<sup>42</sup> 憲法 40 条(c)。

<sup>43</sup> 2018 年 3 月には大統領が辞任したが、特定の大統領の任期を指す趣旨ではないものと考えられ、2021 年の第 2 期連邦議会の任期までは引き続き有効と思われる。

言を与え、かつその助言及び活動に関して、連邦議会に対して責任を負うとされている（国家顧問法 5 条）。また、国家顧問法の目的の実現のため、政府、行政機関、組織、団体及び個人と連絡を取ることができ、その地位にふさわしい毎月の報酬、経費、備品及びその他権利を享受することができる（同条）。

## （２）財産法

### ア 法源

ミャンマーの財産法分野における主要な法源は、イギリス法に起源を有するコモン・ローと考えられている。コモン・ローは、古くはイギリスにおける裁判所の判断（例えば、イングランド国王による裁判）が、慣習・先例として積み上げられることで、体系化されていった法体系である。

ミャンマーは、19 世紀中ごろから 20 世紀半ばにかけて起きた英緬戦争敗北の結果、インド領ビルマとしてイギリスの植民地となった。かかる植民地時代に近代法概念が持ち込まれたため、ミャンマーの根本的な法源はコモン・ロー<sup>44</sup>と一般には評価されている。ただし、相続法等の一部の分野は宗教毎に内容の異なる慣習法により規律されている。

なお、ミャンマーでは、基本法分野を含めて広範な制定法が設けられており、そうした制定法のうち幾つかの重要な法典は、ビルマ法典（Burma Code）という法典集に所収されている<sup>45</sup>。

### イ 制定法

財産法の分野においては、多くの制定法が存在している。例えば、契約法全般をカバーする契約法（Contract Act 1872）に加え、物品売買法（Sale of Goods Act 1930）、組合法（Partnership Act 1932）及び財産移転法（Transfer of Property Act 1882）等が挙げられる。

なお、ミャンマーにおける債権法及び物権法については、法務省法務総合研究所国際協力部（以下「国際協力部」という）主催の下、森・濱田松本法律事務所が作成した 2012 年度ミャンマー連邦共和国法制度調査報告書（以下

---

<sup>44</sup> ただし、イギリスやアメリカ等におけるコモン・ローとは、趣を異にするという評価を受けることもある。

<sup>45</sup> ただし、ビルマ法典は、公開されている日本語の情報 ([https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC\\_and\\_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200403\\_01\\_03.pdf](https://www.jica.go.jp/jica-ri/IFIC_and_JBICI-Studies/jica-ri/publication/archives/jica/kyakuin/pdf/200403_01_03.pdf)) によれば、1960 年ころまでの法律を編纂したもののようであり、近時の法改正は反映されていないものと見受けられる。

「2012年度MHM調査報告書」という)「第2部 債権法」及び「第4部 物権法」が詳しい<sup>46</sup>。また、不動産関係法については、上記「第4部 物権法」で取り上げられる内容に加えて、上記同様に、TMI 総合法律事務所が作成した2013年度ミャンマー連邦共和国法制度調査報告書「第1部 不動産法制」が詳しい<sup>47</sup>。

これらの報告書に報告される内容は、現在でも基本的に妥当していることから、債権法、物権法及び不動産法制の理解に当たっては、上記各報告書を是非参照されたい。本報告書では、各法律の詳細については、上記各報告書に委ね、契約の成立要件等、特に重要と思料される分野に限定した概要の記載にとどめる。

## ウ 契約の成立要件

契約法によれば、契約とは、法によって強制可能な合意とされる<sup>48</sup>。契約能力を有する当事者の自由な同意によって、合法的約因(Consideration)に向け、合法的目的により締結され、かつ無効を明示的に宣言されていない合意が、契約とされる<sup>49</sup>。かかる定義により、契約の成立要件は以下のように分解し得ると解される。

契約能力を有する当事者  
当該当事者の自由意思  
当該当事者による合意  
合法的約因  
合法的目的  
無効を明示的に宣言されていない

### (ア) 契約能力を有する当事者

全ての人、同人が従うべき法律により成人とされる年齢に達し、健全な精神を有し、かつ同人が従うべき法律により契約能力が否定されていない場合に、契約能力を有するとされる<sup>50</sup>。これにより、契約能力には、以下の3要件が必要とされると解される。

---

<sup>46</sup> [http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05\\_00056.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00056.html)

<sup>47</sup> 同上。

<sup>48</sup> 契約法2条(h)。

<sup>49</sup> 契約法10条。

<sup>50</sup> 契約法11条。

法律による成人年齢<sup>51</sup>  
健全な精神<sup>52</sup>  
法律により契約能力が否定されていないこと

## (イ) 当事者の自由意思

意思が、次の事由により引き起こされたものでない場合には、自由なものであったとされる<sup>53</sup>。

契約法 15 条で規定される威迫 (coercion)  
契約法 16 条で規定される不当威圧 (undue influence)  
契約法 17 条で規定される詐欺 (fraud)  
契約法 18 条で規定される不実表示 (misrepresentation)  
契約法 20 条、21 条及び 22 条で規定される錯誤 (mistake)

### i. 威迫

威迫とは、他者を合意の締結に至らしめる意図をもって、それがいかなる者の損害となるかを問わず、刑法によって禁じられた行為を実行すること若しくは実行する旨脅迫すること、又は財産を不法に剥奪すること若しくは剥奪する旨脅すことである<sup>54</sup>。日本民法における強迫に近い概念と捉えることもできる。

---

<sup>51</sup> 本人若しくは財産又はその双方について、民事訴訟法の意味における訴訟のための後見人を除いた後見人が、同人が 18 歳に達する以前に裁判所によって宣言・指名された又はされるべき者は、21 歳を終了した時点で、成人に達したものとみなされる (成人法 (Majority Act 1875) 3 条前段)。ミャンマー国内に住むその他の者は、18 歳を終了した時点で、成人に達したものとみなされる (同条後段)。

<sup>52</sup> どのようなときに健全な精神であるかについては、契約法 12 条に定められている。

<sup>53</sup> 契約法 14 条。

<sup>54</sup> 契約法 15 条。

## ii. 不当威圧

一方当事者が他方当事者の意思を支配している地位にあり<sup>55</sup>、その地位を不当な利益を得るために使用している関係が当事者間にある場合に、不当威圧により契約が締結されたとされる<sup>56</sup>。日本民法においては、その一部が強迫等で捕捉され得ると考えられる。

## iii. 詐欺

詐欺は、契約の一方当事者、若しくはその代理人によって、相手方当事者又はその代理人を、偽罔する意図又は契約を締結させる意図をもって、以下の行為を行う（又は黙認する）ことを意味する<sup>57</sup>。

一定の事実を真実と信じていない者が、真実であるように示唆すること

一定の事実について知る又は信じる者が、積極的に隠匿すること  
履行する意思を持たずに約束<sup>58</sup>をすること

その他偽罔に相応しい行為

その他法により特に詐欺的であると定めた作為又は不作為

## iv. 不実表示

不実表示とは、以下の3種類の行為を意味する<sup>59</sup>。後記 v. の錯誤と併せて、日本法での錯誤に類似する制度と考えられる。

一定の真実でない事実を真実であると信じる者が、当該者の情報では保証されていない方法により、当該事実が真実であると積極的に表示すること

偽罔の意図なく、他者又はその者から権限を与えられた者をその不利益に誤導することによって、表示者又は表示者から権限を与えら

---

<sup>55</sup> 一方当事者が他方当事者の現実の若しくは表見的権限を有する場合、又は他方当事者にとって信任関係（fiduciary relation）にある場合、意思を支配している地位にあるとみなされる（契約法 16 条(2)）。

<sup>56</sup> 契約法 16 条(1)。

<sup>57</sup> 契約法 17 条。

<sup>58</sup> 約束とは承諾された申込みである（契約法 2 条(b)第 2 文）。

<sup>59</sup> 契約法 18 条。

れた者が有利となる義務違反

善意の有無・程度に関わらず、合意の本質的事項について合意の相手方を錯誤に至らしめること

#### v. 錯誤

合意の両当事者が、合意にとって重要な事実の問題に関する錯誤<sup>60</sup>の下にあった場合、当該合意は無効であるとされる<sup>61</sup>。契約は、事実に関する問題についての錯誤の下にある一方当事者によってなされたとの理由のみによって、取消可能とはされない<sup>62</sup>。

#### vi. 効果

合意に対する同意が、威迫、詐欺又は不実表示によって引き起こされた場合、合意は、かかる同意を引き起こされた当事者の選択により取消可能な契約であるとされる<sup>63</sup>。詐欺又は不実表示によって引き起こされた同意に、かかる契約当事者が相応しいと考えた場合、契約は履行されるべきで、かつ表明が真実であったかのような地位に立つことを主張する事ができる<sup>64</sup>。

合意に対する同意が、不当威圧によって引き起こされた場合、合意は、かかる同意を引き起こされた当事者の選択により取消可能な契約であるとされる<sup>65</sup>。かかる契約は、絶対的に、又は避ける権利を有していた当事者が既に利益を得ていた場合、裁判所が正当と考える条件により<sup>66</sup>、取り消すことができる<sup>67</sup>。

前記 v.記載のとおり、両当事者の錯誤があった場合には、契約は無効と

---

<sup>60</sup> 合意の目的物を構成する物の価値についての誤った意見は、事実の問題に関する錯誤ではないとみなされる（契約法 20 条 補足説明（Explanation））。

<sup>61</sup> 契約法 20 条。

<sup>62</sup> 契約法 22 条。

<sup>63</sup> 契約法 19 条第 1 文。

<sup>64</sup> 契約法 19 条第 2 文。

<sup>65</sup> 契約法 19A 条第 1 文。

<sup>66</sup> 契約法 19A 条の例示（Illustrations）によれば、金融業者の A が、農業従事者の B に 100 チャットを前貸しし、かつ不当威圧によって、1 ヶ月 6%の金利を得る目的で 200 チャットの借用書（bond）の作成を誘引していた場合、裁判所は、B に適切な金利を付した上で 100 チャットの弁済を求めた上で、当該借用書の取消を命じることができる（例示(b)）。

<sup>67</sup> 契約法 19A 条第 2 文。

される。

#### (ウ) 当事者による合意

両当事者にとっての約因を形成する全ての約束、及び約束の集合が合意である<sup>68</sup>。

#### (エ) 合法的約因/合法的目的

約束者の希望により、受約者又はその他の者が一定の行為を行っていた、若しくは行うことを控えていた場合、一定の行為を行い若しくは行うことを控える場合、又は一定の行為を行うこと若しくは行うことを控えることを約束する場合における、かかる作為、不作為又は約束は、約束についての約因と呼ばれる<sup>69</sup>。

合意の約因又は目的は、以下のいずれかに該当する場合を除いて、合法とされる<sup>70</sup>。以下のいずれかの場合に該当する場合には、合意の約因又は目的が違法とされる。

法律によって禁止されている場合

認められる場合には、何らかの法律の規定の趣旨を失わせる (defeat) ような性質を有する場合

詐欺的な場合

他者若しくは他者の財産に対する損害に関わり、又は示唆する場合  
裁判所が非道徳的、又は公序に反するものとみなす場合

#### (オ) 無効を宣言されていないこと

契約法において合意が無効とされるのは、主として次に掲げる場合である。

契約法 20 条による (相互の) 錯誤による合意<sup>71</sup>

目的又は約因が違法な合意<sup>72</sup>

---

<sup>68</sup> 契約法 2 条(e)。

<sup>69</sup> 契約法 2 条(d)。

<sup>70</sup> 契約法 23 条。

<sup>71</sup> 契約法 20 条。

<sup>72</sup> 契約法 23 条。

一定の例外を除いて、約因を欠く合意<sup>73</sup>

未成年者ではない者の結婚を制限する合意<sup>74</sup>

合法的な専門性の行使、取引の実施又は事業の運営を制限する合意<sup>75</sup>

合意の当事者による契約上の権利行使について、通常の裁判廷（ordinary tribunals）における通常の法的手続き（usual legal proceedings）での強制を絶対的に禁止する合意、又はかかる権利行使の時期を制限する合意<sup>76</sup>

意味が不確定な又は確定することができない合意<sup>77</sup>

賭博としての合意<sup>78</sup>

## エ 契約違反、損害賠償

契約違反がなされた場合、当該違反により被害を受ける当事者は、契約の違反者から、当該違反により被害を受ける当事者に生じた当該損害から通常の過程により自然に生じた、又は契約締結時に契約当事者双方が、契約違反により生じ得る事を知っていた損失又は損害の賠償を受ける権利がある<sup>79</sup> <sup>80</sup>。当該賠償は、違反によって被った遠隔及び間接的な損失又は損害のために与えられるものではない<sup>81</sup>。契約によって生じる義務に類似する義務が課せられ、かつ当該義務が履行されなかった場合、当該義務を履行しないことによって損害を被った者は、当該義務を怠った当事者から、当該当事者が当該義務を履行することを契約し、かつ当該契約を違反したかのように、同様の賠償を受ける権利を有する<sup>82</sup>。

契約違反がなされた際、当該違反時における支払うべき違約金として契約内に規定がある場合、又は契約内に違約罰としてその他の規定がある場合、実際の損害又は損失が証明されたかに関わらず、違反を主張する当事者は、違反者から、当該規定された違約金又は違約罰を超えない範囲で、合理的賠償を受領

---

<sup>73</sup> 契約法 25 条柱書。

<sup>74</sup> 契約法 26 条。

<sup>75</sup> 契約法 27 条。制限の範囲で無効とされる。いわゆる競業禁止義務を負わせるような合意については、本条において捕捉される可能性がある。

<sup>76</sup> 契約法 28 条。制限の範囲で無効とされる。

<sup>77</sup> 契約法 29 条。

<sup>78</sup> 契約法 30 条。

<sup>79</sup> 契約法 73 条第 1 文。

<sup>80</sup> 契約違反時における様々な例が、補足説明の一環として契約法 73 条に付されている。

<sup>81</sup> 契約法 73 条第 2 文。

<sup>82</sup> 契約法 73 条第 3 文。

することができる<sup>83</sup>。

## オ 物品売買

債権及び金銭を除く動産の売買については、契約法に加えて、独立した物品売買法（全 66 条）も適用される。物品売買法に関する詳細は、2012 年度 MHM 調査報告書「第 2 部 債権法」を参照されたい。本稿では、同法の適用対象、契約の成立、及び違反時の効果についてのみ簡単に説明を試みる。

### （ア）適用対象

契約法内における廃止されていない規定は、物品売買法の明示的規定と矛盾しない限りにおいて、「物品売買についての契約」に適用されるとされているため<sup>84</sup>、物品売買法は、物品売買に関する契約において、契約法の特別法にあたるものと考えられる。

物品売買についての契約とは、売主が、物品による財産（property in goods）を対価をもって買主に譲渡し又は譲渡を約する場合における契約のことである<sup>85</sup>。「物品」とは、債権及び金銭を除くあらゆる種類の動産であり、これには、株式、育成中の作物、草、並びに契約前に又は契約に基づき分離可能と合意した土地の附属物及び構成物が含まれる<sup>86</sup>。

### （イ）契約の成立

（物品の）売買契約は、対価をもって物品を購入し又は売却する旨の申込み及び当該申込みへの承諾によって成立する<sup>87</sup>。当該契約は、（i）物品の即時の引渡し若しくは代価の即時の支払い、若しくはそれらの両者とする、（ii）分割による引渡し若しくは対価の支払いとする、又は（iii）引渡し若しくは対価の支払い、若しくはその双方を将来にかからしめることができる<sup>88</sup>。

有効な法律の規定に基づき、（物品の）売買契約は、書面若しくは口頭により、若しくは一部書面かつ一部口頭により締結することができ、又は当事

---

<sup>83</sup> 契約法 74 条。

<sup>84</sup> 物品売買法 3 条。

<sup>85</sup> 物品売買法 4 条(1)。

<sup>86</sup> 物品売買法 2 条(7)。

<sup>87</sup> 物品売買法 5 条(1)。

<sup>88</sup> 物品売買法 5 条(1)。

者の行動によって黙示により締結することができる<sup>89</sup>。

### (ウ) 契約違反の効果

物品売買についての契約の下、物品による財産が買主に引き渡され、買主が契約の定めに従って物品の代金の支払いを不当に怠り又は拒否した場合、売主は、物品の代金について買主を訴えることができる<sup>90</sup>。

## カ 実行可能な権利 (actionable claim) の譲渡

実行可能な権利の譲渡については、財産移転法第 8 章 (130 条乃至 137 条) に規定されている。2012 年度 MHM 調査報告書「第 2 部 債権法」にも記載されているため、適宜参照されたい。以下では、その概要を報告する。

### (ア) 実行可能な権利の譲渡の成立

「実行可能な権利 (actionable claim)」の譲渡は、約因の有無を問わず、譲渡人又はその代理人によって署名された書面による譲渡証書の作成によってのみ可能であり、当該譲渡証書の作成により完成され、効力を有し、かつ譲渡人の全ての権利と救済の下、損害によるか否かを問わず、また以下に定められる譲渡人の通知がなされるか否かに関わらず、譲渡人に付与される<sup>91</sup>。実行可能な権利とは、私法の裁判所が救済の根拠があると認めた (i) 不動産担保 (mortgage)、動産の担保 (hypothecation) 若しくは質 (pledge) によって保証されている債権 (debt) 以外のあらゆる債権、又は (ii) 請求者の現実若しくは推定的占有にない動産の受益的権利についての権利 (claim) を意味し、当該債権若しくは受益的権利が現存、既発生、条件付き、若しくは偶発的なものであるかどうかを問わないとされている<sup>92</sup>。

### (イ) 実行可能な権利の譲渡の通知

もっとも、上記譲渡証書がなければ、譲渡人が債権若しくは実行可能な権利を回収又は執行することができた債務者又はその他の者によってなされた債権若しくは実行可能な権利についての全ての行為 (dealing) は、(債務者

---

<sup>89</sup> 物品売買法 5 条(2)。

<sup>90</sup> 物品売買法 55 条(1)。

<sup>91</sup> 財産移転法 130 条(1)本文。

<sup>92</sup> 財産移転法 3 条。

又はその他の者が譲渡の当事者であり、又は後述の明示的通知を受領している場合を除き) 当該譲渡に対して有効であるとされる<sup>93</sup>。また、実行可能な権利の譲受人は、上記譲渡証書の作成により、自身の名前において、訴訟又は法的手続きについての譲渡人の同意を得ず、また同人を訴訟当事者としてすることなく、当該実行可能な権利についての訴訟又は法的手続きを開始することができる<sup>94</sup>。したがって、譲渡の通知を行わない限り、債務者の行為により対抗されることがあり、また譲受人独自の権利行使はできないものと考えられる。

実行可能な権利の譲渡通知は、(i) 書面により、(ii)-1 譲渡人若しくはその代理人によって署名され、若しくは(ii)-2 譲渡人が署名を拒否した場合には、譲受人若しくはその代理人によって署名され、かつ(iii) 譲受人の氏名及び住所を記載する必要がある<sup>95</sup>。

### (ウ) 効果等

実行可能な権利の譲受人は、譲渡人が譲渡の日において服していた全ての責任と equities に服して、当該権利を取得する<sup>96</sup>。

譲渡人が債務者の支払能力を保証していた場合、契約で別段の定め無き限り、支払能力の保証は譲渡時点におけるものとされ、約因がある時は、保証責任はその限度に限定される<sup>97</sup>。

### キ 不法行為

ビルマ法典には、死亡事故について取り扱う死亡事故法 (Fatal Accident Act 1855) が収蔵されているものの、その他の不法行為関連法は収蔵されていない。

死亡事故法は、死亡事故が発生した際に、その配偶者や親子に訴訟追行権を与え<sup>98</sup>、あるいは、相続財産管理人等に相続財産のために訴訟追行権を与えること等が規定されている<sup>99</sup>。

その他の一般的な不法行為については、コモン・ローの原則により不文律及

---

<sup>93</sup> 財産移転法 130 条(1)第 2 文。

<sup>94</sup> 財産移転法 130 条(2)。

<sup>95</sup> 財産移転法 131 条。

<sup>96</sup> 財産移転法 132 条。

<sup>97</sup> 財産移転法 133 条。

<sup>98</sup> 不法行為法 1 条。

<sup>99</sup> 不法行為法 2 条。

び蓄積された判例法により判断されるものと考えられる。

## ク 不動産法制

### (ア) 不動産の定義

「不動産」及び「土地」については、幾つかの法律にその定義が認められる。もっともその内容は法律により少しずつ異なっている。

#### i. 表現解釈法 ( Interpretation of Expressions Law 1973 )

表現解釈法<sup>100</sup>においては、不動産 ( immoveable property ) ( 表現解釈法 5 条 ( a ) ( 20 ) ) 及び動産 ( moveable property ) ( 同条 ( a ) ( 21 ) ) について、以下のとおり解釈するとされている。

不動産	動産
不動産は、以下のものも ( also ) 含む。 a. 土地 ( land ) b. 土地から生じる便益 c. 地面 ( earth ) に付着するもの d. 地面に付着するものに永続的に固定されるもの	動産は、不動産を除く全ての物 ( property ) を含む。

前述のとおり、表現解釈法は原則として同法制定前後の全ての法律等に適用されるとされているため、不動産関連法令上の法律用語を解釈する際には、上記解釈を前提とする必要があると考えられる。ただし、表現解釈法 3 条では、法律規定の解釈についての一般的な指針 ( 例えば、特別法の規定が一般法の規定に優先する、前法と後法に矛盾がある場合には後法が適用されるといった指針 ) が次のとおり定められており、特定の法律との関係では当該解釈指針を前提とした解釈が必要と考えられる。

<sup>100</sup> 表現解釈法は、法律用語の解釈に関する統一的な指針を定めることを目的として定められた法律である。表現解釈法は、表現解釈法の施行前にあらゆる立法機関によって制定された法律 ( acts, laws )、政令 ( ordinances )、細則 ( rules )、規則 ( regulations )、命令 ( orders )、及び布告 ( proclamations )、並びに表現解釈法の施行後にあらゆる立法機関によって制定された法律、細則、命令及び布告に適用されるとされており ( 表現解釈法 2 条 )、事実上、全ての法令等に対して適用されるものと考えられる。

## ii. 登録法（Registration Act 1909）による定義

登録法は、不動産について比較的詳細な定義<sup>101</sup>を置いている。登録法 2 条（6）によれば、不動産に含まれるもの、及び除かれるものは、次のとおり規定されている。

含まれるもの	除かれるもの
土地	立木
建物	作物
世襲による割当 <sup>102</sup> （hereditary allowances）	草木
通行権	
採光権	
渡船権	
漁業権	
その他土地から生じる便益	
地面に付着するもの	
地面に付着するものに永続的に固定されたもの	

このうち、及び乃至については、表現解釈法における「不動産」の解釈と重複するが、乃至については、表現解釈法では特に言及されていない。また、登録法の不動産の定義のうち、乃至は、「物」そのものではなく「物」から発生する権利と史料され、少なくとも登録法にお

<sup>101</sup> 開発委員会法（Development Committee Law 1993）により廃止された法律であるプライベートエステート政府管理法（Government Management of Private Estate Act, 1892）においても、不動産について登録法と同一の定義が置かれている（2条(1)）。

<sup>102</sup> 世襲による割当とは、インド領ビルマ時代以前における世襲的な制度に基づく一定の割当を意味しているとも考えられ、不動産法を専門とするマンマー弁護士からは、現代における世襲的割当の趣旨や登記可能性について疑問が示された。現代のマンマーではかかる世襲的割当に相当するものがない、あるいはほとんどない可能性がある。世襲による割当の解釈が示したインド領ビルマ時代のインドの裁判例があり（Bal Kishan v. Saliq Ram on 5 December, 1945）、かかる裁判例においては、土地及び建物の収入に基づいて支払われ得る割当であり、かつ hereditary office に伴う割当を意味するであろうとの解釈が示されている（なお、かかる裁判例においても、解釈上、推測を伴う表現が用いられており、1945年当時のインドにおいても、あまり一般的なものではなかった可能性がある）。

いては、権利の客体と当該客体から発生する権利について、厳密に峻別されていないものと考えられる。

### iii. 財産移転法による定義

財産移転法 3 条によれば、「不動産」には、立木、作物及び草木は含まれないとされており、不動産を消極的に定義している。かかる「除かれるもの」は、登録法のそれと同一の規定となっており、不動産の概念は、登録法のそれと同一あるいは類似する概念として捉えられている可能性がある（なお、財産移転法がより古い法律であり、財産移転法を前提に登録法の定義が設けられたとも考えられる）<sup>103</sup>。

### iv. 不動産移転制限法（Transfer of Property Restriction Law 1987）による定義

不動産移転制限法 2 条（d）によれば、「不動産」とは、土地、土地から生じる便益、土地上の建物及び土地上に建設若しくは位置するもの、並びにかかる建物等に付帯するものと定義されている。

### v. 土地収用法（Land Acquisition Act 1894）による定義

土地については、土地収用法に定義が設けられており、同法 3 条（1）によれば、「土地」には、土地から生ずる便益、地面に付着するもの、又は地面に付着するものに永続的に固着するものが含まれるとされる。表現解釈法や登録法等では、土地とは別のものとして別個に列挙された土地から生ずる便益、地面に付着するもの、又は地面に付着するものに永続的に固定されるものが、土地収用法では土地に含まれるとされている。

---

<sup>103</sup> なお、財産移転法 3 条によれば、「地面に付着する」とは、以下の意味を有するとされる。

- (1) 木及び低木の場合、地面に根付いている状態
- (2) 壁又は建物の場合、地面に埋め込まれている状態
- (3) 地面に付着しているものの永続的な便益を享受するために埋め込まれる形で付着している状態

登録法は、財産移転法の消極的定義を利用していることからすると、登録法を解釈する場合においても、上記「地面に付着する」の解釈が利用可能な可能性がある。

vi. 諸法による定義の整理及び若干の考察

以上の法律による定義については、以下の表のとおり整理することができる。

不動産に含まれるもの	表現 解釈法	登録法 <sup>104</sup>	財産 移転法	不動産移 転制限法	土地 収用法
土地 (land)			-		(土地)
建物 (building)	-		-		-
世襲による割 当 (hereditary allowance)	-		-	-	-
通行権	-		-	-	-
採光権	-		-	-	-
渡船権	-		-	-	-
漁業権	-		-	-	-
その他土地に より生じる便 益			-	-	(土地)
地面に付着す る(attached to the earth) もの			-	(土地 上に建設若 しくは位 置するも の)	(土地)
地面に付着す るものに永続 的に固定され るもの			-		(土地)
立木	-	×	×	-	-
作物	-	×	×	-	-
草木	-	×	×	-	-

( は含まれるもの、×は含まれないもの、-は明示的言及がないもの)

vii. 土地と建物の関係

ミャンマーにおいては、建物は土地と一体として観念され、原則として独立の取引対象にはならないと考えられている。かかる理解の根拠の一つは、財産移転法にあると考えられる。

<sup>104</sup> 前注 99 のとおり、プライベートエステート政府管理法も同一の定義を用いている。

財産移転法では、「地面に付着する（attached to the earth）」状態の定義が定められており、かかる「地面に付着する」状態とは、以下の状態を意味するとされる（財産移転法 3 条）。

- (i) 木及び低木の場合、地面に根付いている状態
- (ii) 壁又は建物の場合、地面に埋め込まれている状態
- (iii) 地面に付着しているものの永続的な便益を享受するために埋め込まれる形で付着している状態

また、財産移転法 8 条第 1 文によれば、異なる意図が明示される又は必然的に暗示される場合を除いて、財産の譲渡は、譲渡人が財産及び当該財産の法的な付随物(legal incidents)に関して譲渡可能な全ての利益を譲受人に直ちに譲渡するものとされる。また、同条第 2 文によれば、当該法的な付随物について、財産が土地の場合、当該土地に付随する地役権、譲渡後に発生する土地の賃料及び利益、並びに地面に付着する全てのものとされる。

上記のとおり、建物が地面に埋め込まれている状態になることで、建物は「地面に付着する」とされており、建物が土地に付着することを示している。そして、地面に付着する全てのもの（これは地面に埋め込まれた建物を含む）は、土地の法的な付随物として、一定の例外的場合を除いて、土地の譲渡に伴って同時に譲渡されることとなると考えられ、これはすなわち、建物が原則として土地に付随していることを示しているものと考えられる。

#### **（イ）土地の最終的所有者**

前記第 2.1 のとおり、ミャンマーでは、憲法において国が全ての土地の最終的な所有者とされている。ただし、憲法上は「土地」が定義されておらず、その範囲は明確ではない。

#### **（ウ）不動産売買**

不動産売買契約は、不動産売買が当事者間において合意した条件において実施される契約のことである<sup>105</sup>。

「売買」は支払われた若しくは約束された対価、又は一部が支払われ、一

---

<sup>105</sup> 財産移転法 54 条第 5 文。

部が約束された対価と引き替えに、所有権を移転することとされている<sup>106</sup>。有体不動産の価値が 100 チャット以上の場合、又は復帰若しくはその他の無体物の場合、当該移転は、登記証書（Registered Instrument）によってのみ実施することができる<sup>107</sup>。有体不動産の価値が 100 チャット未満の場合、当該移転は、登記証書又は当該財産の引渡しのいずれかによって実施することができる<sup>108</sup>。

有体不動産の引渡しは、売主が買主に、財産の占有を移転する事で生じる<sup>109</sup>。

異なる契約がなされない限り、不動産の買主及び売主は、下記のルール若しくはそれらのうち当該財産に適用されるものに規定される、それぞれの責任を負い、かつ権利を有するとされる<sup>110</sup>。

## （エ）不動産リース

不動産のリースとは、明示若しくは黙示を問わず一定の期間にかかる、又は無期限に、支払われた若しくは約束された価格を対価として、又は金銭、作物のシェア、サービス、若しくはその他価値ある物を、定期的に又は当該条件において移転を承認する譲受人によって譲渡人に対して示される特定の機会において支払われる/実施される事で行われる、当該不動産を享受する権利の譲渡である<sup>111</sup>。譲渡人が賃貸人と呼ばれ、譲受人が賃借人と呼ばれ、対価はプレミアムと呼ばれ、かつ金銭、シェア、サービス若しくはその他実施されるものが賃料と呼ばれる<sup>112</sup>。

異なる契約、地域法、又は慣習が存在しない限り、農業又は製造目的の不動産のリースは、年単位での定期リース（lease from year to year）とみなされ、賃貸人又は賃借人いずれからも当該期間の終期から 6 ヶ月前の通知により、解除することができることとされ、その他の目的の不動産のリースは、月単位での定期リース（lease from month to month）とみなされ、通知は 15 日前までとされる<sup>113</sup>。当該通知は、通知人若しくはその代理人により書面によ

---

<sup>106</sup> 財産移転法 54 条第 1 文。

<sup>107</sup> 財産移転法 54 条第 2 文。

<sup>108</sup> 財産移転法 54 条第 3 文。

<sup>109</sup> 財産移転法 54 条第 4 文。

<sup>110</sup> 財産移転法 55 条柱書。

<sup>111</sup> 財産移転法 105 条第 1 文。

<sup>112</sup> 財産移転法 105 条第 2 文。

<sup>113</sup> 財産移転法 106 条第 1 文。

り作成されなければならない、相手方に対して郵送により送付するか、又は相手方若しくはその住所における家族若しくは使用人に対して直接届けるか、（当該直接送付が実施できない時は）不動産の目立つ箇所に貼付することで行うものとされる<sup>114</sup>。

年単位での定期リース若しくは 1 年超の不動産の賃貸借、又は年単位での賃料が払われる不動産リースは、登記証書によってのみ行うことができる<sup>115</sup>。その他の不動産リースは、登記証書によって行うか、又は占有移転を伴う口頭合意によりなすことができる<sup>116</sup>。

登記証書によって不動産リースが実施される場合、当該証書（2 以上の証書がある場合はそれぞれの証書）は、賃貸人及び賃借人双方によって作成されなければならないとされる<sup>117</sup>。

#### （オ）登録（登記）

登録法 17 条、財産移転法のいずれかの規定、又はミャンマー連邦において書面の登録に関して正式に効力を有するとされるその他の法律によって登録が必要とされる文書は、当該文書が登録されない限り、（a）当該文書に包含される不動産に影響を与えず、（b）養子縁組の効果を有さず、かつ（c）当該財産へ影響を与える取引若しくは養子縁組の証拠として受領されることはない<sup>118</sup>。上記規定を鑑みると、書面の登録は、対抗要件ではなく効力要件であるように窺われる。

以下の文書は、登録法 17 条において登録が義務づけられる文書に含まれている。

- ・ 現在又は将来のものかどうかに関わらず、また確定的又は条件付きかどうかに関わらず、不動産の権利、タイトル又は利益を想像し、宣言し、譲渡し、制限し、若しくは消滅するために機能する相続には関わらない証書（売買契約書等がかかる文書に該当すると考えられる）<sup>119</sup>
- ・ 年単位での定期リース、1 年超の期間にかかる不動産リース、又は年単位での賃料が支払われる不動産賃貸借に係る書類<sup>120</sup>

<sup>114</sup> 財産移転法 106 条第 2 文。

<sup>115</sup> 財産移転法 107 条第 1 文。

<sup>116</sup> 財産移転法 107 条第 2 文。

<sup>117</sup> 財産移転法 107 条第 3 文。

<sup>118</sup> 登録法 49 条。

<sup>119</sup> 登録法 17 条(1)(b)。

<sup>120</sup> 登録法 17 条(1)(d)。

なお、実務上、外国人や外国企業がリース契約書を登録するために当局に登録申請を行っても、当局はこれを受け付けない旨の実務が報告されたことがある。しかし、近時になって外国企業によるリース契約書の登録が実施できた旨の情報もある。

#### (カ) 外国人による土地所有・長期賃貸借

ミャンマーでは、不動産移転制限法により、何人も、外国人又は外国人保有会社（Foreigner Owned Company）に対して、不動産の売買、無償譲渡、抵当権設定、交換、又はその他の手段における譲渡、並びに 1 年を超える期間の賃貸をすることができず<sup>121</sup>、また、外国人又は外国人保有会社は、不動産の売買、無償譲渡、抵当権設定、交換、又はその他の手段における譲受け、並びに 1 年を超える期間賃貸を受けることが禁止されている<sup>122</sup>。

外国人保有会社とは、「会社又は組合であって、その経営若しくは支配がミャンマー国民によらないか、又はそのマジョリティ持分若しくは株式がミャンマー国民によって保有されていないもの」と定義されている<sup>123</sup>。会社法上の外国会社とは定義が異なるが、当局の運用上、会社法上の外国会社は、原則として外国人保有会社に該当し、不動産移転制限法による制限を受けてきた<sup>124</sup>。かかる不動産移転制限法による制限により、外国会社が土地の長期利用を望む場合、後述するような投資許可の取得が（これまでは）必要不可欠であった。

#### (キ) 日本の裁判例

なお、ミャンマーの不動産移転制限法の解釈について、日本において争われた裁判例（東京地判平成 27 年 12 月 28 日）があるため、ここに紹介する。なお、争われた事例及び判旨等は、不動産移転制限法に関係のある部分のみを抜粋して紹介する。

---

<sup>121</sup> 不動産移転制限法 3 条、5 条(a)。

<sup>122</sup> 不動産移転制限法 4 条、5 条(b)。

<sup>123</sup> 不動産移転制限法 2 条(c)。

<sup>124</sup> ただし、会社法改正に伴い、主に会社法の管轄当局から、不動産移転制限法の「外国人保有会社」が、会社法の「外国会社」とは異なることに注目する発言もなされており、今後の運用を注視する必要がある。

**i. 事案の概要**

原告 X：日本人男性

被告 Y：ミャンマー人女性

原告 X と被告 Y は、平成 18 年 10 月 10 日に結婚し、平成 26 年 1 月 30 日に和解離婚した。

原告 X と被告 Y は、平成 18 年 12 月ころから、ヤンゴン市内の賃貸住宅で同居を始めた。平成 19 年 10 月ないし 11 月ころ、ミャンマーにあるアパートメントの一室（以下「本件アパート」という）について、被告 Y 名義で購入手続きがされたが、本件アパートの購入費用は、原告 X が負担した。

平成 21 年 5 月に原告 X 及び被告 Y は、それぞれ日本に帰国・入国した。

原告 X と被告 Y はその後別居したが、別居後にあたる平成 23 年 6 月ころに、ミャンマー在住の被告 Y の母及び父によって、本件アパートの売却手続きがなされた。これにより、本件アパート（及び残置されていた動産類）が、原告に無断で売却・処分された。

**ii. 原告の請求**

原告は、被告の故意又は過失による本件アパートの所有権侵害、又は本件アパートの売却等を禁じる合意（「本件合意」）違反を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求を主位的請求として、本件アパートの処分による被告 Y の不当利得に基づく不当利得返還請求を予備的請求として、436 万円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めた。

**iii. 争点**

本件アパートの処分に係る準拠法  
原告 X の本件アパート所有権の有無

**iv. 判断**

争点

対象の法律行為	根拠	準拠法
所有権の取得	不動産による物権の得喪 物件の所在地	ミャンマー法

対象の法律行為	根拠	準拠法
本件合意の成立及び効力	密接関連地	ミャンマー法
所有権侵害による不法行為	加害行為の結果発生地	ミャンマー法
本件合意違反による不法行為	加害行為の結果発生地	ミャンマー法
不当利得	不当利得の原因となる事実が発生した地	ミャンマー法

### 争点

不動産移転制限法 3 条により、不動産を外国人に譲渡することは禁止されている。本件アパートも不動産に該当する。

少額の売買を除き、有形不動産の売買は、登記された法律文書によって行う必要がある。

財産移転法及び弁論の全趣旨によれば、本件アパートの売買契約において、売買契約書が作成され、その当事者となったのは被告 Y であり、被告 Y 名義で登記もなされたと認められる。

原告 X は、名義借りである旨主張するが、不動産移転制限法は、物権的効力を持ち、強行法規であると考えられるから、ミャンマー法上、いかなる手法を用いても、原告 X が本件アパートの所有権移転の主体となることは禁止されていたと認められ、原告が出捐者であるという事情を考慮しても、所有権を取得したのは被告 Y であった。

### (ク) コンドミニアム法

集合住宅に関する法律として、2016 年にコンドミニアム法 (Condominium Law 2016) が制定された。建物の一区画に対する所有権 (区分所有権) が正面から取り扱われており、また一定の要件を満たすことで外国人についても当該区分所有権を所有できることが規定されたため、本稿でも取り上げる。同法の下位規則は長らく制定されなかったが、2017 年末にコンドミニアム規則 (Condominium Rules 2017) が制定された。運用機関等は 2018 年 2 月末現在未組成であるが、早期の運用開始が期待される。

#### i. コンドミニアム法の適用対象建物

コンドミニアム法の適用対象となるのはコンドミニアム法で定義された「コンドミニアム」のみである。コンドミニアムとは、登録済み共有地上

に、6階建て以上の居住用共有高層建築物として、同法に従って建設された建物を意味する<sup>125 126</sup>。

共有地とは、コンドミニアム及び共有財産が所在する、全共同所有者に帰属する土地及び空地を意味するとされる<sup>127</sup>。

共有財産とは、コンドミニアムに関する財産であり、以下の物を意味するとされる<sup>128</sup>。

コンドミニアム法に従って登録された共有地

共有地上に建設されたユニット（区分所有）部分を除く、全共有所有者に帰属するコンドミニアムの一部及び付属物

共同所有者の利益のために建設・管理される建物、教育及び保健施設及び財産、コンパウンド、庭、樹木及び花、水供給、ゴミ処理及び衛生施設、エネルギー供給施設、道路、橋及び排水、通信施設

また、ユニットとは、管理委員会の契約により、居住又はその他の目的で個別に所有されるための独立して仕切られた一区画を意味するとされる<sup>129</sup>。いわゆる区分所有部分が、かかるユニットに相当する。

## ii. 共有地の登録

全ての共有地及びコンドミニアムは、コンドミニアム法に従って登録されなければならない<sup>130</sup>。また、ディベロッパーは、コンドミニアムを、コンドミニアム法の下で登録事務所で登録された共有地上のみに建設しなければならない<sup>131</sup>。

コンドミニアムの建設を目的としてコンドミニアム法において共有地として登録できる土地は、以下の条件を満たす必要がある<sup>132</sup>。

建物建設目的に利用することができる種類のものであり、かつ効力ある法律の下で所有権の移転が認められる種類のものであること

---

<sup>125</sup> コンドミニアム法 2 条(a)。

<sup>126</sup> また、コンドミニアム法 11 条によると、建設省は、最低基準を別途定めるとされており、最低階層数、最低部屋数、駐車スペース、共有施設、技術水準及び施設・セキュリティ要件等がかかる最低基準に含まれている。

<sup>127</sup> コンドミニアム法 2 条(c)。

<sup>128</sup> コンドミニアム法 2 条(b)。

<sup>129</sup> コンドミニアム法 2 条(h)。

<sup>130</sup> コンドミニアム法 8 条。

<sup>131</sup> コンドミニアム法 9 条。

<sup>132</sup> コンドミニアム法 10 条。

登録事務所において共有地として転換されていること  
都市計画のために政府部局又は組織によって定められた規定に従っていること  
面積が 20,000 平方フィートを超えていること

共有地の所有者は、登録事務所において、タイトルを共有地に転換する手続を実施しなければならない<sup>133</sup>。共有地として登録された土地を、特定の部局、組織、又は人の名前で所有することはできず、全共同所有者が権利を有する共有地として存在することとなる<sup>134</sup>。

### iii. コンドミニアムの建設

前記（イ）のとおり、コンドミニウムは、ディベロッパーにより登録された共有地にのみ建設することができる。ディベロッパーとは、コンドミニウム事業を開始するための資金投資が認められるビジネスライセンスをコンドミニウム法に従って取得した部局、組織、又は個人であり、銀行及び金融機関並びに保険会社はこれに含まれないとされる<sup>135</sup>。

コンドミニウム事業を開始することを希望する者（ディベロッパーとなることを希望する者）は、ビジネスライセンスを取得するため、別途に定められる最低資本金を満たした上で、管理委員会に申請しなければならない<sup>136</sup>。コンドミニウム規則によると、ビジネスライセンスの有効期間は 5 年間であり、申請により延長が可能とされる。

ビジネスライセンスを得たディベロッパーが、個別のコンドミニウム開発を希望する場合、管理委員会に対して、土地及び建物モデル、共有地及びコンドミニウムとして適格であることを示す書面、共有施設としての情報、保有持分割合その他コンドミニウム規則により必要とされる書面を添えて、開発許可を申請しなければならない<sup>137</sup>。

### iv. アpartment 所有

コンドミニウム規則によると、ディベロッパーはコンドミニウム全体の 75% を超える部分を必ず販売しなければならないとされ、かつ単一の

<sup>133</sup> コンドミニウム法 16 条(d)。

<sup>134</sup> コンドミニウム法 17 条。

<sup>135</sup> コンドミニウム法 2 条(e)。

<sup>136</sup> コンドミニウム法 13 条(a)。

<sup>137</sup> コンドミニウム法 14 条(a)。

所有者はコンドミニアム全体の 25%までしか保有することができないとされる。したがって、コンドミニアムは、ディベロッパーを含めて 4 人以上の者による共有となる必要があると考えられる。

なお、前述のとおり、不動産移転制限法により、何人も外国人や外国人保有会社に不動産を譲渡することはできず、また外国人・外国会社も不動産を譲り受けることは認められていない。

もっとも、コンドミニアム法は、一定の条件下ではあるものの、外国人によるアパートメントの所有を認めている<sup>138</sup>。すなわち、ディベロッパーは、外国人に対して、コンドミニアム法に従って、コンドミニアム内の 40% 以下のアパートメントを売却することができる<sup>139</sup>。また、共同所有者は、アパートメントを外国人に対してリースし若しくは抵当権を設定し、又は外国人に占有を認める権利を有しており<sup>140</sup>、またコンドミニアム内のアパートメントの 40% 以下を外国人に売却する権利を有している<sup>141</sup>。

### (3) 会社法

#### ア はじめに

ミャンマーでは、2017 年 12 月 6 日に、新しい会社法 (The Myanmar Companies Law 2017) (以下「新会社法」という) が制定され、2018 年 8 月 1 日からその施行が予定されている<sup>142</sup>。

これまで、ミャンマーでは、イギリス統治下で 1914 年に制定された会社法 (The Myanmar Companies Act 1914) (以下「旧会社法」という) が適用されてきたが、(1) 国際的発展及び現代的商業取引の実態に合わせた現代化、(2) 事業活動及び当局手続き上の予見可能性を確保するための法律の明確化及び実効性強化、並びに (3) 明確かつ透明性の高い法規制及びより良いコーポレートガバナンス・説明責任に関する制度の整備を目的として、その改正が行

---

<sup>138</sup> コンドミニアム法上、不動産移転制限法との関係を明示的に規律する規定は認められない。不動産移転制限法では、1 年超の長期賃貸借が禁止されており、外国人にアパートメントを 1 年超の期間で貸し渡すことが認められるか、コンドミニアム法からは明らかではない。

<sup>139</sup> コンドミニアム法 15 条(b)、24 条(c)。

<sup>140</sup> コンドミニアム法 26 条(d)(i)。

<sup>141</sup> コンドミニアム法 26 条(d)(ii)。

<sup>142</sup> 投資企業管理局 (Directorate of Investment and Company Administration (DICA)) 2017 年 12 月 14 日付 Press Statement 参照。

われた。

旧会社法の改正は、アジア開発銀行（Asian Development Bank）の支援を受けて進められ、アジア開発銀行から委託を受けた欧米系法律事務所の豪州オフィスが起草作業を受託した結果、同オフィスの豪州弁護士やミャンマー弁護士が中心的に新会社法のドラフトを行ったと言われている。そのため、新会社法における新しい概念には豪州会社法上の概念を導入したような規定が含まれており、新会社法の解釈や運用にも豪州会社法やその実務等が影響を与え得るものと思われる。かかる会社法改正の経緯については、2015年9月までの状況ではあるものの、国際協力部作成のミャンマー法整備支援プロジェクト第4回本邦研修（ICD NEWS 第64号 2015年9月号）<sup>143</sup>に詳細が記載されている。

なお、新・旧会社法とは別に、政府との合弁会社について規律する特別法として、特別会社法（The Special Company Act 1950）が存在する。

旧会社法については、2012年度MHM調査報告書「第1部 会社法」、並びに森・濱田松本法律事務所が作成した2013年度ミャンマー連邦共和国法制度調査報告書（以下「2013年度MHM調査報告書」という。）「第1部 会社法」及び「第2部 会社法の問題点と改善策」が詳しい<sup>144</sup>。その他、JETROにおいても、外国企業の会社設立手続き・必要書類のウェブサイト<sup>145</sup>及び同ウェブサイト上に掲載されている「外国企業の会社設立手続き・必要書類」<sup>146</sup>にも、会社法制度やこれに関連する規制について、まとめられている。

本稿では、新会社法について、設立や機関構成等の基本的事項を中心に簡単に概説する。

## イ 設立

### （ア）会社形態

新会社法上のエンティティは、（i）新会社法に基づき設立された会社（Company）（新会社法以前の会社法に基づき設立された既存会社（Existing Company）を含む）と（ii）それ以外のコーポレーション（Corporation）に大別される。

---

<sup>143</sup> <http://www.moj.go.jp/content/001164870.pdf>

<sup>144</sup> [http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05\\_00056.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00056.html)

<sup>145</sup> [https://www.jetro.go.jp/world/asia/mm/invest\\_09.html](https://www.jetro.go.jp/world/asia/mm/invest_09.html)

<sup>146</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/jfile/country/mm/invest\\_09/pdfs/mm12A010\\_kaisyasetsumtsu.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/jfile/country/mm/invest_09/pdfs/mm12A010_kaisyasetsumtsu.pdf)

## i. 会社

新会社法上、会社は、有限責任株式会社（Company Limited by Shares）<sup>147</sup>、有限責任保証会社（Company Limited by Guarantee）<sup>148</sup>、及び無限責任会社（Unlimited Company）<sup>149</sup>の3種類に分類される。実務上、多くの場合に有限責任株式会社が選択されている模様である。一般に、外国投資家が利用する形態は有限責任株式会社の非公開会社である。

## ii. コーポレーション

新会社法上、コーポレーションとは、新会社法以外の法（新会社法の下で登記されるか否かに関わらず、ミャンマー以外のジュリスディクションの法を含む）の下で組織された事業体（Body Corporate）とされる<sup>150</sup>。

また、新会社法上、海外コーポレーション（Overseas Corporation）とは、ミャンマー国外で設立された事業体とされる<sup>151</sup>。いわゆる（登記された）支店は、旧会社法の下では後記 iii.のとおり外国会社に分類されていたが、新会社法の下においては支店としての登記を経た海外コーポレーションとして分類されることとなる。

## iii. 外国会社（Foreign Company）

新会社法上、海外コーポレーション又はその他の外国人（又はそれらの組み合わせ）が、35%を超える所有持分を直接又は間接に保有若しくはコントロールする、ミャンマー国内で設立された会社は外国会社に定義される<sup>152</sup>。

旧会社法では、外国会社はミャンマー会社又は特別会社<sup>153</sup>以外のミャンマー国内で設立された会社、及びミャンマー以外の国で設立された会社でミャンマー国内に事業拠点を有するもの（すなわち支店）と定義されていたため、外国人が1株、1%でも株式を保有する会社は全て外国会社に該当した。新会社法では、35%までの外資保有比率であれば外国会社に分

---

<sup>147</sup> 新会社法 2 条(a)。

<sup>148</sup> 新会社法 2 条(b)。

<sup>149</sup> 新会社法 2 条(c)。

<sup>150</sup> 新会社法 1 条(c)(vii)。

<sup>151</sup> 新会社法 1 条(c)(xxi)。

<sup>152</sup> 新会社法 1 条(c)(xiv)。

<sup>153</sup> 特別会社法によって設立された会社。

類されないこととなる<sup>154</sup>。

なお、旧会社法では、外国会社は設立登記とは別に、当局より営業許可（Permit to Trade/Form of Permit）を取得しなければならなかったが、新会社法では営業許可制度は廃止された。また、旧会社法下では、運用上、外国会社の設立時における最低資本金が定められていたが<sup>155</sup>、新会社法の運用下において同様の最低資本金が定められるかどうかは明らかではない。

#### iv. 非公開会社（Private Company）

新会社法では、非公開会社は、新会社法又はその他廃止された法律（旧会社法等）の下で設立された会社であり、以下の全ての要件を満たすものとされている<sup>156</sup>。

当該会社の従業員である者を除いて、メンバー（株主）の上限数が50人に限定されていること<sup>157</sup>

当該会社の株式、社債、又はその他の証券の引受を公募してはならないこと

株式の譲渡を定款によって制限できること

#### v. 小会社（Small Company）

新会社法では、小会社の概念が導入された。豪州会社法における小規模非公開会社（Small Proprietary Company）の概念を参考にしたものとも思われる。

新会社法では、小会社とは、公開会社又は公開会社の子会社以外の会社であって、以下の条件を満たすものを意味するとされる<sup>158</sup>。

---

<sup>154</sup> 当該「外国会社」の定義が、外資規制等の適用基準として広く利用され得る旨の当局担当者の発言が確認されている。今後の運用に注視する必要がある。

<sup>155</sup> サービス会社については 50,000 米ドル、その他の会社については 150,000 米ドル  
[http://dica.gov.mm/en/step-by-step/registration-foreign-companies?\\_ga=2.86505944.1578164010.1515132689-387573469.1492499788](http://dica.gov.mm/en/step-by-step/registration-foreign-companies?_ga=2.86505944.1578164010.1515132689-387573469.1492499788)

<sup>156</sup> 新会社法 1 条(c)(xxv)。

<sup>157</sup> ただし、2 名以上の者が 1 以上の株式を共有している場合、かかる 2 名以上の者は、定義上 1 名として取り扱われる。

<sup>158</sup> 新会社法 1 条(c)(xxxviii)。

当該会社及びその子会社が 30 名（又は新会社法に基づき定められるその他の数）以下の従業員を有すること  
当該会社及びその子会社の全会計年度における年間収益が合計 5,000 万チャット（又は本法に基づき定められるその他の額）未満であること

小会社に該当する場合、年次総会の開催義務免除、各種財務諸表作成の免除、及び監査人の選任免除等が規定されており、小規模な会社における日々の会社運営における手続き負担を軽減している<sup>159</sup>。

### （イ）定款

旧会社法の下においては、定款は、基本定款（Memorandum of Association）及び附属定款（Articles of Association）の 2 種類から構成されていた。しかし、新会社法においては、定款は Constitution に統一された。イギリス法系の会社法では、基本定款と附属定款による方式が一般的であるが、豪州会社法の定款は 1 種類の Constitution に統一されており、ここにも豪州会社法の影響が窺われる。

非公開会社である有限責任株式会社の場合における定款の絶対的記載事項は以下のとおりである<sup>160</sup>。

商号（末尾に Limited 又は Ltd を付す）  
ミャンマー国内の登録事務所所在地  
有限責任である旨  
発行を予定する株式の種類及び当該株式の表示通貨  
株式の当初引受人及びその後の引受人が、1 株以上の株式を引き受ける旨

また、定款の任意的記載事項は以下のとおりである<sup>161</sup>。

会社法上定款に含まれることが企図されている事項、及び会社が定めることを求める他の事項

<sup>159</sup> コーポレートガバナンスを強く効かせる必要がある会社とそうでない会社を峻別し、投資家等の多様なニーズに応えることを目的とするものと思われる。

<sup>160</sup> 新会社法 12 条(d)、13 条。

<sup>161</sup> 新会社法 12 条(a)乃至(c)。

## 会社法附表に定める様式に記載の事項 会社の目的

旧会社法においては、会社の目的は定款の絶対的記載事項とされていたが、新会社法においては任意的記載事項とされた。新会社法では、以降のための一定の規定がなされており、既存会社の従前の基本定款に記載されている会社の目的は、移行期間（Transition Period）<sup>162</sup>の末日まで有効に適用され、それ以後、当該会社の目的は削除されたものとみなされる（ただし、特別決議により会社の目的維持を決議し、その旨を登記官に届け出た場合はこの限りではない）<sup>163</sup>。

なお、旧会社法には、The First Schedule-Table A が付されており、かかる Table A が附属定款のサンプルとして機能していた。会社が独自の附属定款を定めていない場合、あるいは Table A を排除又は変更していない場合、Table A の規定が自動的に附属定款の内容とされた<sup>164</sup>。新会社法では、旧会社法の Table A は廃止されるものの、別途、モデル定款が作成され、施行に併せて公表されることが予定されている<sup>165</sup>。

新会社法においては、会社の設立申請時において、会社がモデル定款から実質的に異なる定款（すなわち独自の定款）を使用する場合、1名以上の申請者によって証明される予定定款の写しを提出することとされており、そうでなければモデル定款を使用する旨の記載が必要とされる<sup>166</sup>。

## ウ 機関構成

新会社法における有限責任株式会社の機関は、一般には株主総会、取締役及び取締役会、並びに監査人により構成される。

---

<sup>162</sup> 新会社法の施行日から1年間である（1条(c)(xlii)）。

<sup>163</sup> 新会社法 12条(f)。

<sup>164</sup> 旧会社法 18条。

<sup>165</sup> モデル定款のドラフトが、2018年1月末にDICAより公表され、同年2月28日までパブリックコメントに付されていた。かかるドラフトは、全165条から構成されており、比較的詳細なモデル定款を作成することが想定されているものと見られる。

<sup>166</sup> 新会社法 6条(c)(iii)。

## (ア) 株主総会

### i. 株主総会の種類

新会社法において、会社の株主総会は、年次総会（Annual General Meeting）、創立総会（Statutory Meeting）、及び特別総会（Special General Meeting）の3種類に分類されている<sup>167</sup>。

年次総会は、会社設立後 18 ヶ月以内に開催され、その後は暦年毎に最低 1 回、かつ前回の年次総会から 15 ヶ月以内に開催されなければならない<sup>168</sup>。ただし、株主が普通決議により本条の適用を決定した場合等を除いて、小会社にはかかる開催義務の適用はないとされている<sup>169</sup>。

年次総会の議事は、招集通知に記載がない場合であっても、以下の事項を含むことができ、また会社法等により要求される場合は、かかる事項を含む必要がある<sup>170</sup>。

年次財務報告、取締役会の報告及び監査人の報告の結果（会社がかかる報告を準備する必要がある場合）

取締役選任

監査人選任（会社が監査人を選任する必要がある場合）

公開会社、及び株主資本を有する有限責任保証会社は、会社が設立された日から 28 日以上 6 ヶ月以内の期間内に、株主により創立総会を開催しなければならない<sup>171</sup>。

取締役会は、創立総会が開催される 21 日以上前に、会社法 148 条により要求される創立報告書を全ての株主に回付しなければならない。

特別総会は、新会社法に基づく権利及び手続きに従って招集されるその他の株主総会をいう<sup>172</sup>。

---

<sup>167</sup> 新会社法 150 条。

<sup>168</sup> 新会社法 146 条(a)。

<sup>169</sup> 新会社法 146 条(e)。

<sup>170</sup> 新会社法 146 条(b)。

<sup>171</sup> 新会社法 148 条(a)。

<sup>172</sup> 新会社法 150 条(c)。

## ii. 株主総会の招集及び定足数

株主総会は、(i)取締役会会長、(ii)定款に定められる他の取締役又はその他の者、又は(iii)株主総会において投票できる議決権の10分の1以上の議決権を有する株主(この場合、当該株主は招集及び開催に関する費用を支払わなければならない)により招集することができる<sup>173</sup>。また、他の方法で開催することが実務的でない場合、又はそうすることが正当かつ公平に資する場合、裁判所の命令によって株主総会を開催することもできる。

なお、議題が株主総会で実施しうる種類のものである場合に、株主総会において投票できる議決権の10分の1以上の議決権を有する株主、又は100名以上の株主の請求があった場合、取締役会は株主総会を開催しなければならないとされる<sup>174</sup>。

株主総会は、21日前(定款により長期の期間を定め得る)の書面による通知、又は公開会社の場合には28日前の通知により招集することができる<sup>175</sup>。ただし、特定の株主総会の招集通知を受領する権利がある全株主の同意がある場合には、より短期間での通知も認められる<sup>176</sup>。

株主総会は、2名以上の株主(又は定款に規定されたより多数の株主数)が、会議中常時出席している場合、定足数を満たすとされる<sup>177</sup>。

## iii. 議決権行使の方法、決議の種類

議決権行使は、挙手による方法と投票による方法の2種類が存在する。挙手により議決権が行使される場合、各株主1名ずつがそれぞれ1投票権を有することとなり、投票により議決権が行使される場合、1株毎に1投票権を有することとなる。

---

<sup>173</sup> 新会社法 151条(a)(vi)、(vii)及び(ix)。

<sup>174</sup> 新会社法 151条(b)。

<sup>175</sup> 新会社法 152条(a)(i)。

<sup>176</sup> 新会社法 152条(a)(i)但書。

<sup>177</sup> 新会社法 151条(a)(ii)。

投票が要求されない限り、会議における決議は挙手によって決せられなければならないとされ<sup>178</sup>、挙手を原則とするが、(i)議長、(ii)5名以上の株主、又は(iii)10%以上の議決権を有する株主が要求する場合、投票による実施が要求される<sup>179</sup>。

決議方法には普通決議(Ordinary Resolution)及び特別決議(Special Resolution)の2種類が存在する。

普通決議は、普通決議によって決議する旨を提案する意図を示した通知のなされた株主総会において、株主自身によって、又は(認められる場合)代理人によって出席し、投票する権利を有する株主の投票の単純過半数によって決せられる決議である<sup>180</sup>。

特別決議は、特別決議によって決議する旨を提案する意図を示した通知のなされた株主総会において、株主自身によって、又は(認められる場合)代理人によって出席し、投票する権利を有する株主の投票の4分の3以上によって決せられる決議である<sup>181</sup>。

旧会社法においては、いわゆる電話会議やテレビ会議等の方法による株主総会の開催を認める明文上の根拠は特に認められず、当局としてもそのような方法での株主総会開催に否定的見解を有していたように見受けられるが、新会社法下においては、招集通知及び投票に関する新会社法の要件を満たし、かつ全株主が出席でき、株主総会が適切に実施される方法により開催される事を前提として、会社は、定款に規定することで、株主に利用可能な技術を使用して株主総会を招集し、かつ開催する事ができるとされる<sup>182</sup>。

## (イ) 取締役

### i. 取締役の資格

取締役においては、次の資格要件が定められている<sup>183</sup>。

---

<sup>178</sup> 新会社法 152 条(b)(iii)。

<sup>179</sup> 新会社法 152 条(b)(iv)。

<sup>180</sup> 新会社法 1 条(c)(xx)。

<sup>181</sup> 新会社法 1 条(c)(x1)。

<sup>182</sup> 新会社法 151 条(j)。

<sup>183</sup> 新会社法 175 条(a)乃至(e)。

会社の定款において取締役に必要な株式保有が要請されている場合には、遅くとも取締役に指名されてから 2 ヶ月以内、又は定款に規定されたより短い期間内における株式保有が必要

18 歳以上の自然人であること

健全な精神状態を有すること

新会社法又はその他の法令によって、取締役として行動する資格を剥奪されていないこと

債務未弁済の破産者ではないこと

上記要件とは別に、少なくとも 1 名以上の取締役はミャンマーの居住者 (ordinary resident) であることが必要とされている。居住者とは、適用法令の下においてミャンマー連邦の永住者である者か、又は以下に定める期間より開始する各 12 ヶ月の間に 183 日以上ミャンマー連邦に居住していることが必要とされる。

旧会社法等の下で既に設立されて存在している会社の場合、新会社法施行の日

新会社法の下で新たに設立される会社の場合、当該設立の日

これまで、取締役や支店の代表者には、かかる居住要件は課されてこなかったため、実質的には外国資本に対する規制強化として働くと考えられ、また海外オフィスにおける人事異動においても大きな影響を与える可能性がある。

## ii. 取締役の選任・解任・退任

取締役は、定款の定めに従い、次のように選任される<sup>184</sup>。

当初取締役 (initial director) については、会社の設立申請に名前が記載された者が就任する。

その後は、株主総会における普通決議によって指名される。

取締役の一時的欠員 (casual vacancy) は、取締役会によって補充することができる。ただし、かかる方法で補充された取締役は、指名後 6 ヶ月以内に招集される次回の株主総会で承認を受ける必要がある。

---

<sup>184</sup> 新会社法 173 条(a)。

取締役の解任は、株主総会の普通決議により可能とされている<sup>185</sup>。

また、取締役の退任事由については、以下のとおりとされている<sup>186</sup>。

株式保有要件がある場合に、株式保有期間内に当該要件を満たさなかった場合、又はそれ以降に当該要件を満たさなくなった場合  
管轄権ある裁判所に健全な精神状態を有しないと判断された場合  
破産宣告を受け又は支払い不能となった場合  
取締役が保有する株式に関し、払込請求のなされた日から 6 ヶ月以内にかかる払込を行わなかった場合  
取締役会より休職せず、又は代替者を指名することなく、取締役会を 3 回連続しての欠席、又は 3 ヶ月以内の全ての取締役会の欠席について、いずれか長い方  
会社に書面による通知を行うことで辞任した場合  
死亡した場合  
新会社法又は定款に基づき失職した場合  
新会社法又は定款に定める取締役としての地位に必要なとされるいずれかの要件を満たさなくなった場合

### iii. 取締役の義務

新会社法では、取締役の義務として、以下の義務があることを明示する規定が置かれている。

注意と相当な配慮をもって行動すべき義務<sup>187</sup>

合理的人間が、以下のいずれかの状況にあった場合には行使するであろう程度の注意と相当の配慮をもって、権限を行使し、義務を果たすべき義務。

- (i) 当該者が当該会社を取り巻く状況の下で会社の取締役又は役員である場合
- (ii) 取締役又は役員が務める職務を遂行しており、かつ当該会社内において取締役又は役員と同様の責任を負っている場合

---

<sup>185</sup> 新会社法 174 条。

<sup>186</sup> 新会社法 178 条(a)。

<sup>187</sup> 新会社法 165 条(a)。

会社の最善の利益のために誠実に行動する義務<sup>188</sup>

(i) 誠実に、かつ、会社の最善の利益のために、及び(ii)適切な目的のために、権限を行使し、義務を果たさなければならない義務。

地位の利用に関する義務<sup>189</sup>

(i) 自ら又は他の者を利するために、又は(ii)会社に損害を与えるために、不適切にその地位を利用してはならない義務。

情報の利用に関する義務<sup>190</sup>

(i) 自ら又は他の者を利するために、又は(ii)会社に損害を与えるために、不適切に取締役等として得た情報を利用してはならない義務。

新会社法及び定款を遵守する義務<sup>191</sup>

新会社法又は定款に違反する方法で行動してはならず、また、会社がそのような行動を行うことに合意してはならない義務。

無謀な取引を避ける義務<sup>192</sup>

会社の債権者に対して重大な損害の実質的な危険を作出するであろう方法で会社の事業を営ませ、又は営むことを許してはならず、また、事業が営まれることに合意してはならない義務。

会社の義務に関する義務<sup>193</sup>

会社が義務を履行するよう要求された場合に当該義務を履行できるとの合理的な理由があるとその時点で信じるのでない限り、会社に義務を負わせることに合意してはならない義務。

一定の利害関係を開示する義務<sup>194</sup>

一定の場合を除いて、会社の事業に関する議事に重大な個人的利害関係を有することを他の取締役に通知しなければならない義務。

## (ウ) 取締役会

### i. 取締役会の権限

新会社法によると、会社の事業は取締役会の指示によって管理されるも

---

<sup>188</sup> 新会社法 166 条(a)。

<sup>189</sup> 新会社法 167 条。

<sup>190</sup> 新会社法 168 条。

<sup>191</sup> 新会社法 169 条。

<sup>192</sup> 新会社法 170 条。

<sup>193</sup> 新会社法 171 条。

<sup>194</sup> 新会社法 172 条(a)。

のとされている<sup>195</sup>。また、会社の事業を管理するに際し、株主によって行使されることが新会社法又は会社の定款によって明示的に必要とされる権限（power）を除き、取締役会は会社の権限全てを行使することができる<sup>196</sup>。

## ii. 取締役会の招集及び開催

取締役会は、取締役により他の全取締役に合理的通知を送ることによって招集することが可能とされている<sup>197</sup>。また、全取締役によって同意される、又は定款によって規定される技術を用いて、招集し又は開催することができる<sup>198</sup>。旧会社法においては、電話会議やテレビ会議等を正面から認める規程は特に認められなかったが、新会社法の下においては、かかる規程を根拠として、電話会議やテレビ会議等の方法による取締役会の開催が認められることとなる。

取締役会の定足数は、2名又は定款によって規定されたその他の数とされ、定足数は取締役会中、常時満たされる必要があるとされる<sup>199</sup>。

また、取締役会は、決議において投票する権利を有する取締役らの多数（majority）によって決せられなければならないとされ<sup>200</sup>、過半数によって決議されるものと考えられる。また、取締役らによって選任される議長によって議事が進行され、当該議長が欠席した場合、代替者を選任することができる<sup>201</sup>。定款に従って、かかる議長はキャスティングボート（casting vote）を有するとされ<sup>202</sup>、定款に別段の定めがない限り、賛否同数の場合は、議長が賛否を決することになると考えられる。

## iii. Managing Director

前記 i. のとおり、取締役会は広範な権限を有するとされるが、定款に従い、取締役会が行使できるあらゆる権限を managing director に委任する

---

<sup>195</sup> 新会社法 160 条(a)。

<sup>196</sup> 新会社法 160 条(b)。

<sup>197</sup> 新会社法 145 条(a)(i)。

<sup>198</sup> 新会社法 145 条(a)(ii)。

<sup>199</sup> 新会社法 145 条(a)(iii)。

<sup>200</sup> 新会社法 145 条(a)(iv)。

<sup>201</sup> 新会社法 145 条(b)。

<sup>202</sup> 新会社法 145 条(c)。

ことができるとされる<sup>203</sup>。managing director は、代表権を有する日本の代表取締役とは異なり、あくまで定款又は取締役会が委任した事項の範囲内での権限を有することとなる。

## (エ) 監査人

小会社以外の全ての会社<sup>204</sup>は、任期を次回の定時株主総会までとする 1 名以上の監査人 (auditor) を各定時株主総会において選任しなければならない<sup>205</sup> (すなわち、任期は約 1 年である)。

監査人は、会社の財務記録 (financial records)、会計帳簿 (books and accounts)、及び領収書 (vouchers) にいつでもアクセスする権限があり、会社の取締役及び役員に対して、監査人としての義務を果たすために必要とされる情報及び説明を求める権利を有する<sup>206</sup>。監査人としての監査は、いわゆる会計監査であり、日本の監査役のような業務監査権限は定めがなく、かかる権限は有していないと考えられる。

次の者は、監査人に就任する資格がないとされる<sup>207</sup>。

当該会社の取締役又は役員

当該会社の取締役又は役員配偶者 (partner)

公開会社又は公開会社の子会社である場合、取締役又は役員との雇用関係にある者

当該会社の債務者

また、公開会社又は公開会社の子会社の監査役として就任するためには、監査役として行動するため、適用ある法の下で資格 (certificate) を有していなければならないとされ<sup>208</sup>、ミャンマーの会計士としての資格を有することとされている。旧会社法下では、かかる資格要件が、運用上、非公開会社においても要求されており、ミャンマーの会計士資格がない者による監査が認められなかった。

---

<sup>203</sup> 新会社法 160 条(c)。

<sup>204</sup> 新会社法 257 条(c)参照。

<sup>205</sup> 新会社法 279 条(b)。

<sup>206</sup> 新会社法 280 条(a)。

<sup>207</sup> 新会社法 279 条(d)。

<sup>208</sup> 新会社法 279 条(a)。

## エ 運用の実態・近時の動向

旧会社法下では、明文の根拠が明確ではない運用が許容されていたように見受けられる。本稿においては、これまでの運用の実態のうち、今後も暫くは重要と思われる運用の実態について解説を試みる。

### (ア) Trading 規制

旧会社法下においては、外国会社に対する Trading 事業に対する規制が敷かれていた。商業省 (Ministry of Commerce) は、外国会社が Trading 事業に関与することを運用上厳しく規制しており、Trading 事業を事業内容に含むと判断される外国会社は、その設立・設置の登記が認められず、営業許可<sup>209</sup>も得ることができなかった。Trading 事業に何が当たるか明確な定義はなかったものの、概ね、ミャンマー国内での製造を伴わずに物を流通させるような事業が Trading 事業と考えられていたように見受けられ、小売業、卸売業、流通業、及び輸入業等が含まれると考えられている。

投資法では、後記(4)イ(イ)iiiのとおり、一定の制限事業が指定されており、小売業及び卸売業は商業省の許可を要する事業に指定されている。2018年2月末現在、許可の要件は示されていないが、近く、商業省が小売業及び卸売業に関する許可要件を示すとの情報もある。

以上のような Trading 事業に対する規制であるが、規制当局は、様々な状況を鑑みて規制緩和の意向を示してきている。以下では、Trading 事業に対する近年の規制緩和の流れを解説する。

#### i. 新車の輸入販売

2015年3月、輸出及び輸入法 (Export and Import Law 2012) に基づく商業省の告示によって、外国会社による新車のショールームによる輸入販売が、ごく限定的ではあるものの解禁された<sup>210</sup>。かかる告示は、その後も更新されている<sup>211</sup>。

---

<sup>209</sup> 旧会社法下においては、外国会社がミャンマーにおいて営業活動を行うために当局の営業許可を取得する必要があった。新会社法においては、営業許可制度は廃止された。

<sup>210</sup> 商業省告示 2015 年 20 号 (Notification No.20/2015)。

<sup>211</sup> 商業省告示 2015 年 96 号 (Notification No.96/2015)。

## ii. 肥料、病院設備等の輸入販売

2015年11月、輸出及び輸入法に基づく商業省の告示によって、肥料、種子、殺虫剤及び病院設備について、輸入販売が一定の要件の下解禁された<sup>212</sup>。当初は、国内資本との合併企業である必要があったが、2017年7月の告示<sup>213</sup>により、100%外国資本においても許容されるに至った。

## iii. 建設資材

2016年7月、輸出及び輸入法に基づく商業省の告示によって、建設資材について、輸入販売が一定の要件の下解禁された<sup>214</sup>。肥料等と同様、2017年7月の告示<sup>215</sup>により、100%外国資本においても許容されている。

## iv. 農業用機器

2017年11月、輸出及び輸入法に基づく商業省の告示によって、農業用機器について、輸入販売が内資との合併などを条件として解禁された<sup>216</sup>。

## v. ティラワ経済特区

経済特区法については、改めて後述するが、現在開業中のティラワ経済特区においては、投資家に対して、一定の要件の下、Trading が解禁されている。詳細については、経済特区法の章に譲る。

### (イ) 仮登記 / 営業許可

旧会社法の下においては、登記申請後、1~2週間仮登記及び仮営業許可が発行されていた。仮登記証及び仮営業許可証を取得することで、銀行口座開設の証明書類として使用でき、口座開設が可能となるため、その時点で事業開始が可能と考えられている。もっとも、仮登記証及び仮営業許可証の発行について、法律的根拠は不明確であった。

新会社法下においては、電子登記制度の導入がなされるとされており、登

---

<sup>212</sup> 商業省告示 2015年20号 (Notification No.20/2015)。

<sup>213</sup> 商業省告示 2017年36号 (Notification No.36/2017)。

<sup>214</sup> 商業省告示 2015年20号 (Notification No.20/2015)。

<sup>215</sup> 商業省告示 2017年36号 (Notification No.36/2017)。

<sup>216</sup> 商業省告示 2017年55号 (Notification No.55/2017)。

記手続きの迅速化も期待されるところであり、仮登記及び仮営業許可制度が、新会社法下においても継続されるのか実務動向に注目する必要がある。

#### (ウ) 外国人・外国会社への株式譲渡

旧会社法下においては、近時に至るまで、ミャンマー会社（100%ミャンマー資本の会社）の株式を、外国人又は外国会社に対して譲渡することは認められていないと考えられていた。また、ミャンマー会社が第三者割当増資を行い、外国人又は外国会社に株式を新規発行するということが同様に認められないと考えられていた。

その理由は、外国会社とミャンマー会社間のステータス変更について、会社法が何らの規定を置いていないことに由来していたとも考えられる。旧会社法下においては、1株でも外国資本が入った会社は外国会社となるため、ミャンマー会社の株式が外国人又は外国会社に1株でも保有されれば、その会社はミャンマー会社から外国会社にステータス変更することになる。しかし、旧会社法及びその運用においては、かかるステータス変更に関する手続きが整備されておらず、その結果として、ステータス変更が生じるような株式譲渡や株式発行が認められなかったと考えられる。

しかし、近時になり、旧会社法下においても、かかるステータス変更について、当局が認めるようになったとみられ、実際にかかるステータス変更を伴う株式譲渡が実施されたと見られるケースが見受けられている。新会社法下においても、大きな変更は生じないものと想定される。

#### (4) 投資法

ミャンマーにおいて重要な投資関係法令は、主に投資法及び経済特区法（Myanmar Special Economic Zone Law 2014）の2つの法律である。本章では、国営企業法（State-owned Economic Enterprises Law 1989）及び投資法の内容を概説し、経済特区法は次章に譲る。

2016年に投資法が制定されるまで、ミャンマーにおける投資関連法制は、全貌として明瞭さを欠くと言われてきた。投資法が制定されるまで、ミャンマーでは、投資規制を一元的に規律する法律は存在しておらず、外資規制は、様々な法令や法令の根拠が明確ではない実務的な規制という形で点在していた。投資法の前身にあたる、外国投資法（Foreign Investment Law 2012）は存在していたものの、同法は、基本的には、投資許可を得た投資家に対し、不動産の長期利用という恩典と、所得税や関税等の減免という恩典を与えるという枠組みで機能してい

たに過ぎなかった（ただし、一定の分野においては、かかる投資許可を得ない外国投資家の参入を制限する（こともある）という実務が敷かれており、またかかる趣旨を敷衍したかのような告示も出されていた。ミャンマーの投資規制を極めて分かりにくいものとしていた一因であったと思われる）。また、法令上の根拠に乏しい実務上の投資規制が各所に存在していたため、外国投資家にとって、外資規制の適用を受けるかどうかという予測可能性も高いものではなかったように見受けられる。

以上のような複雑で分かりにくい投資規制を改善することを一つの目的として、2016年に投資法が制定された。投資法により、外資規制は、今後はある程度透明性や明確性ある分かりやすいものとなることが期待される。ただし、投資法の下に発表された、規制分野を定める告示においては、一部の省庁とのすり合わせが不十分のようにも見受けられ、その結果、かかる告示に含まれていない規制分野がなお残されているように見受けられる。当局は、各省庁とのすり合わせを行い、かかる告示が完全なものとなることを目指している模様であるが、現時点では不完全であることは否めないようにも思われる。

なお、旧外国投資法下の投資法制については、2012年度MHM調査報告書「第6部 外国投資法制」及び2013年度MHM調査報告書「第3部 外国投資法制」が詳しい<sup>217</sup>。ただし、これらの報告書は、あくまで旧外国投資法の下における投資法制を解説するものであることに留意されたい。

## ア 国営企業法

国営企業法は、次の事業を国家の独占事業と定めている<sup>218</sup>。

チーク材の伐採、並びに国内及び国外への販売  
個人使用の薪材を除く植林及び森林管理  
石油及び天然ガスの探掘、採掘及び販売  
真珠、ヒスイ及びその他の宝石の探掘、採掘及び輸出  
政府により研究のために管理される養殖場における魚及び海老の養殖  
郵便及び通信事業  
航空及び鉄道事業  
銀行及び保険事業  
テレビ及びラジオの放送事業

<sup>217</sup> [http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05\\_00056.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00056.html)

<sup>218</sup> 国営企業法3条。

金属の短靴、採掘及び輸出  
法により認められる私的及び協同発電サービスを除く発電事業  
政府が告示により定める治安・国防に関する商品の製造

国営企業法による国家独占事業であっても、政府は、政府とのジョイントベンチャーや、その他の条件に従うことを条件に、事業の運営について許可を与えることが可能である<sup>219</sup> <sup>220</sup>。

なお、投資法においても、国家のみが独占する業種が定められているため、国家の独占業種は、国営企業法及び投資法の両法にまたがって規定されている状態となっている。

## イ 投資法

(4) 冒頭記載のとおり、2016年10月に、外国投資法及び国民投資法を廃止し承継する法律として、投資法が制定された。外国投資法による投資許可申請は、2016年12月31日までとされ、2017年1月以降は、新投資法による枠組みにより投資が規律されている。

### (ア) 投資法の適用対象

投資法は、ミャンマー国内になされる全ての投資（既存のもの及び新しいものの双方）を適用の対象とするため<sup>221</sup>、外国投資を含む全てのミャンマーでの投資事業活動は、投資法の下における検討を経る必要がある。

### (イ) 投資法の枠組み

外国投資法下においては、土地の長期利用及び所得税等の税務特典を受けたいことを希望する投資家は、ミャンマー投資委員会（Myanmar Investment Commission, MIC）に対して申請を行い、投資許可（MIC許可）を得ることで、これらの特典を享受することが認められた。すなわち、MIC許可は、一定の特典を得るための制度として機能していたといえる。

他方、投資法下においては、上記のような特典とMIC許可は切り離された制度となり、一定の基準を満たす投資については、MIC許可を得なければならないものとされた。すなわち、MIC許可は、一定の規制分野を限定的に

---

<sup>219</sup> 国営企業法4条。

<sup>220</sup> なお、国営企業法は、ミャンマー会社（内国会社）も規制の対象としている。

<sup>221</sup> 新投資法4条。

解放するための許可として機能することになる。

以上のような投資法下における投資規制は、次のように整理することができる。

MIC 許可を取得する必要がある投資

MIC 許可を取得する必要がある投資のうち、連邦議会の許可を得なければならない投資

禁止される投資

一定の制限を受ける投資

上記のそれぞれの枠組みは、互いに排他的なものではないため、例えば、MIC 許可を得る必要があり、かつ一定の制限を受けるといった事態も生じ得ることとなる。

#### i. MIC 許可を取得する必要がある投資

これまでは恩恵取得のための許可であった MIC 許可は、その役割を大きく変え、規制分野への投資を認める許可へと変わる。

MIC 許可を取得する必要がある投資は、次のとおりである<sup>222</sup>。

国家戦略に重要な投資

資本集約的な投資

環境及び地域社会に大きな影響を与え得る投資

国有地及び国有建物を利用する投資

別途政府が定める投資

これらの投資については、投資規則 (Investment Rules, 2017)<sup>223</sup>において、次のとおり、より具体的な基準が定められている。

投資事業の種類
国家戦略に重要な投資 <sup>224</sup> (i) 通信・IT 技術、医薬技術、バイオ、その他類似技術、エネルギー、インフラ・都市開発、天然資源の採掘及びメディアの分野における投資で 2,000 万ドルを超える投資

<sup>222</sup> 新投資法 36 条。

<sup>223</sup> 計画財務省告示 2017 年 35 号 (Notification No.35/2017)。

<sup>224</sup> 投資規則 3 条。

投資事業の種類
<ul style="list-style-type: none"> <li>(ii) 政府部局及び政府組織による土地利用権若しくはその他財産の使用権、コンセッション又はその他類似の許可の下における 2,000 万ドルを超える投資</li> <li>(iii) ミャンマー連邦とその他の国との国境地域若しくは紛争地域における外国投資家によるもの、又は 100 万ドルを超えるミャンマー投資家による投資</li> <li>(iv) 外国投資家、又はミャンマー投資家による 100 万ドルを超える国境をまたぐ投資</li> <li>(v) ミャンマー連邦内で州又は管区をまたぐ投資</li> <li>(vi) 1,000 エーカー超の土地における農業への投資</li> <li>(vii) 100 エーカー超の土地における農業以外の事業を行う投資</li> </ul>
<p>資本集約的な投資 投資予定額が 1 億ドルを超える投資</p>
<p>環境及び地域社会に大きな影響を与え得る投資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 環境影響評価を要する可能性が高い投資</li> <li>(ii) 環境保全法 ( Environmental Conservation Law ) を含む現行法令、手続き及び告示の下での保護地域、森林保護地域、生物多様性地域 ( Key Biodiversity Area ) 又はその他エコシステムサービスをサポートするため選択若しくは指定された地域、文化及び自然遺産、文化的モニュメント及び原生地域における投資</li> <li>(iii) 以下の土地利用・リースにかかる投資 <ul style="list-style-type: none"> <li>1) ミャンマー連邦の法律に従って、補償の支払いによる土地収用、強制収用手続き、又は事前の土地収用若しくは強制収用手続きにかかる合意によって、得られた若しくは得られる可能性の高い土地であって、少なくとも 100 名以上の居住者の移住を要するか、又は 100 エーカー超の土地における投資</li> <li>2) 100 エーカー超の土地における投資であって、土地利用若しくは天然資源のアクセスに法的権利を有する者への強制的な制限を引き起こすであろうもの</li> <li>3) 占有又は利用のために 100 エーカー超の土地の獲得を要する場合において、第三者による善意の訴訟若しくは土地の所有権を巡る紛争により、投資活動との間で紛争が生じ得るもの</li> <li>4) 土地の占有又は使用について申請を行う際、調査の実施権者 ( body ) によって土地を調査することで、当該土地の 100 名超の継続的占有者に悪影響を与える場合</li> </ul> </li> </ul>
<p>国有地及び国有建物を利用する投資</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府部局及び政府組織によって処分される土地又は建物での投資</li> <li>・ grant、alteration、又はその他の管理によるものは含まれない</li> <li>・ 5 年以下のリース又はライセンスによるものは除く</li> <li>・ 政府部局及び政府組織の許可に基づくサブリース・サブライセンスは除く</li> </ul>

## ii. 禁止される投資

次の投資は、禁止事業に該当する<sup>225</sup>。

ミャンマーに危険又は有毒な廃棄物を持ち込む又は引き起こす投資  
研究開発の目的のためになされる投資を除き、外国において試験  
中、又は使用、育成及び栽培の許可が取得されていない技術、医薬  
品、動植物、及び器具を持ち込む投資  
ミャンマー国内の民族の伝統文化及び習慣に影響を与え得る投資  
大衆に影響を与え得る投資  
自然環境及びエコシステムに大きな影響を与え得る投資  
適用法下において禁止されている商品を製造し、又はサービスを提供  
する投資

## iii. 一定の制限を受ける投資

一定の制限は、次のとおり分類されている<sup>226</sup>。

政府によってのみ実施されることが認められる投資<sup>227</sup>  
外国投資家によって実施することが認められない投資  
ミャンマー人が保有する組織又はミャンマー人とのジョイントベン  
チャーによってのみ実施することが認められる投資  
関係省庁の許可を取得することで実施できる投資

---

<sup>225</sup> 新投資法 41 条。

<sup>226</sup> 新投資法 42 条。

<sup>227</sup> 国営企業法と規制の趣旨が重複するといえる。

(i) 政府によってのみ実施されることが認められる投資事業

政府によってのみ実施されることが認められる投資事業は、次のとおり具体的に指定されている<sup>228</sup>。

番号	投資事業の種類	産業コード
1	随時政府による通達において規定される安全保障及び国防に関連する品物の製造事業	ISIC 2520
2	国防に関する武器及び弾薬の製造、並びに関連するサービス事業	ISIC 2520, CPC447
3	国家の切手の発行事業、並びに国家を代理する郵便事業者によってのみ遂行され得る郵便ポストの設置、並びにメールボックスの設置及び賃借事業	ISIC 1811, 1812 CPC 326
4	航空交通管制事業 ( Air Traffic Services )	別途の定めが 存する。
5	水先案内事業 ( Pilotage Services )	CPC 6752
6	炭素排出の削減に関連する事業を除く、天然の森林及び森林区域の管理及び保全事業	CPC 7221/72212
7	ウラン及びトリウム放射性物質の実現可能性に関する調査並びに生産事業	ISIC 0721/07210
8	電力システムの管理事業	CPC 8631
9	電気作業 ( electrical works ) の調査事業	CPC 8631

<sup>228</sup> 2017年告示第15号 ( Notification No. 15/2017 ) 。

(ii) 外国投資家によって実施することが認められない投資事業

外国投資家によって実施することが認められない投資事業は、以下のとおり具体的に指定されている<sup>229</sup>。

番号	投資事業の種類	産業コード
1	ミャンマー語を含む、民族の言語による定期刊行物の発刊及び頒布事業	ISIC 5813, CPC 3241, 8911, 8912
2	淡水漁業及び関連するサービス事業	ISIC 0312, CPC 0421, 8615
3	動物の輸出入のための検疫場の設立事業（動物の検査及び許認可の証書の発行は畜産・獣医局が行うものとする）	CPC 8352, 8359, 8612
4	ペットケアサービス事業	CPC 8351, 86129
5	森林地帯及び、政府の管轄地域の自然植林地帯により採取した林産物の生産事業	ISIC 0220, 0230
6	鉱業法に基づく、中小規模の鉱物の試掘、実地踏査、実現可能性に関する調査、及び生産事業	ISIC 0510, 0520, 0710, 0721, 0729, 0990
7	中小規模での鉱物の精製事業	ISIC 2410
8	浅い地層に埋まる石油の採掘及び生産事業	ISIC 0610
9	外国人のビザのシール及び滞在許可証の印刷に関する事業	ISIC 5819, CPC 89122, 91210
10	ヒスイ及び宝石の原石の試掘、実地踏査及び生産事業	ISIC 0990, 3211
11	旅行ガイド事業	CPC 8555
12	小型スーパーマーケット及びコンビニエンスストア（床面積は1万平方フィート（100フィート×100フィート）又は929平方メートル以下とする）	CPC 62

(iii) ジョイントベンチャーによってのみ実施できる投資事業

ジョイントベンチャーによってのみ実施できる投資事業は、以下のとおり具体的に指定されている<sup>230</sup>。

<sup>229</sup> 2017年告示第15号（Notification No. 15/2017）。

<sup>230</sup> 2017年告示第15号（Notification No. 15/2017）。

番号	業種	産業コード
1	漁港及び魚の卸売市場の建設事業 漁業局の法令、手続き、命令、指針、規則及び規制に従い実施されること。	ISIC 5210
2	漁業に関連する調査事業 * 漁業局の法令、手続き、命令、指針、規則及び規制に従い実施されること。	CPC 8114
3	動物病院事業 * 畜産・獣医局の法令、手続き、指針及び規則に従い実施されること。	CPC 8351, 8352, 8359
4	農地での農耕、並びに収穫物の国内販売及び輸出事業	ISIC 011/ 0111, 0112, 4631, 46312, 4759, 47593
5	プラスチック製品の製造及び国内での供給販売事業	ISIC 1511, 1512, 1520, 46312, 4759, 47593
6	国内の天然資源に基づき、生産される化学製品の製造及び国内での供給販売事業	ISIC 2011, 202, 46312, 4759, 47593
7	可燃性の固体、液体、気体燃料及びエアゾール（アセチレン、ガソリン、プロパン、ヘアスプレー、香水、消臭剤及び殺虫剤）の製造及び国内での供給販売事業	ISIC 201, 202, 46312, 4759, 47593
8	酸化剤（酸素及び過酸化水素）並びに圧縮ガス（アセトン、アルゴン、水素、窒素及びアセチレン）の生産及び国内での供給販売事業	ISIC 201, 202, 46312, 4759, 47593
9	腐食性薬品（硫酸及び硝酸）の生産及び国内での販売事業	ISIC 201, 2012, 46312, 4759, 47593
10	工業用化学ガス（ガス、液状、固体状のものを含む）製造及び国内での供給販売事業	ISIC 201, 202, 46312, 4759, 47593
11	ビスケット、ウェハース、全種類の麺類、ミスア及びパーミセリ等を含む穀物製品の製造、並びに国内での供給販売事業	ISIC 1074m, 46312, 4759, 47593
12	甘味、ココア及びチョコレート製品を含む全種類の菓子類の製造及び国内での供給販売事業	ISIC 1073, 46312, 4759, 47593
13	牛乳及び乳製品を除く食品の加工、製造、缶詰め及び国内での供給販売事業	ISIC 1075, 46312, 4759, 47593

番号	業種	産業コード
14	麦芽及び麦汁による非炭酸製品の製造及び国内での供給販売事業	ISIC 1103, 46312, 4759, 47593
15	蒸留酒、アルコール、アルコール飲料及びノンアルコール飲料の製造、蒸留、混合、精留、ボトル詰め事業及び国内での供給販売事業	ISIC 1101, 1102, 46312, 4759, 47593
16	全種類の純氷の製造及び国内での供給販売事業	ISIC 1079, 46312, 4759, 47593
17	浄水事業	ISIC 1105
18	全種類の石鹼の製造及び国内での供給販売事業	ISIC 2023/20231, 46312, 4759, 47593
19	全種類の化粧品の製造及び国内での卸販売事業	ISIC 2023/20232, 46312, 4759, 47593
20	居住用アパートメント及びコンドミニアムの開発、販売及び賃貸事業	ISIC 4100/41001, 6810, CPC 5411, 7211
21	国内観光事業	CPC 8554
22	海外の病院への患者の斡旋事業	CPC 93121

(iv) 関係省庁の許可を得る必要のある投資事業

関係省庁の許可を得る必要のある投資事業は、以下のとおり具体的に指定されている<sup>231</sup>。

番号	業種	条件	産業コード
(1)	(2)	(3)	(4)
1.	<b>内務省の許可を取得の上、遂行する事業</b>		
1	麻酔薬及び麻酔性の化学製品を使用した薬品の製造及び販売事業		ISIC 2100
2.	<b>情報省の推薦を取得の上、遂行する事業</b>		
1	活字メディア及び放送メディアの共同事業		ISIC 6010, 6020, CPC

<sup>231</sup> 2017年告示第15号( Notification No. 15/2017 )

番号	業種	条件	産業コード
(1)	(2)	(3)	(4)
			8912, 846, 9616
2	外国語での定期刊行新聞の発刊		ISIC 1811, 5813, CPC 3241, 8911, 8912
3	FM ラジオ番組の放送事業		ISIC 6010, CPC 8461, 8462
4	DTH テレビ放送事業		ISIC 6020, CPC 846
5	DVB-T2 テレビ放送事業		ISIC 6020, CPC 846
6	ケーブルテレビ放送事業		ISIC 6020, CPC 846
<b>3.</b>	<b>農業・畜産業・灌漑省の許可を取得の上、遂行する事業</b>		
1	漁業資源及び魚種に関連する投資事業		ISIC 03
2	海洋漁業		ISIC 0311
3	動物用の抗生物質製剤の製造及び販売事業	畜産・獣医局の法令、手続き、指針及び規則に従い実施されること。	ISIC 2100
4	動物用の薬の製造及び販売事業	畜産・獣医局の法令、手続き、指針及び規則に従い実施されること。	ISIC 2100
5	商業用家畜の牧畜及び販売事業	畜産・獣医局の法令、手続き、指針及び規則に従い実施されること。	ISIC 014/, 0141, 0142, 0143, 0144, 0145, 0146
6	飼育場及び孵化場事業（鶏、鴨、鶉）	畜産・獣医局の法令、手続き、指針及び規則に従い実施されること。	ISIC 0146
7	遺伝子研究、遺伝子保存、並びに遺伝子生産及び販売事業	畜産・獣医局の法令、手続き、指針及び	ISIC 014, 0162 (01620),

番号	業種	条件	産業コード
(1)	(2)	(3)	(4)
		規則に従い実施されること。	7500
8	動物種（繁殖動物、冷凍精子及び動物の胚）の輸入、繁殖及び販売事業	畜産・獣医局の法令、手続き、指針及び規則に従い実施されること。	ISIC 014, 0162
9	動物飼料及び畜産物の安全性に関する臨床検査サービス事業	畜産・獣医局の法令、手続き、指針及び規則に従い実施されること。	CPC 8112 (81121), 8351, 83520
10	動物の疾患の診断のための臨床検査サービス事業	畜産・獣医局の法令、手続き、指針及び規則に従い実施されること。	CPC 8351, 83520
11	動物の健康に関連する調査及び研究に関するサービス事業	畜産・獣医局の法令、手続き、指針及び規則に従い実施されること。	CPC 8351, 8352
12	種子の輸入、製造、国内での供給及び販売、並びに再輸出		ISIC 0164, 46312, 4759, 47593
13	新植物種の輸入、製造及び販売事業		ISIC 0130, 46312, 4759, 47593
14	農業用殺虫剤、肥料、ホルモン及び除草剤等の製造、保管、販売並びに輸出事業		ISIC 2021, 2012, 4612, 4759, 47593
15	種子用の目的で生産された種々の生産及び輸出事業		ISIC 0164
16	農業のための臨床試験事業		CPC 0161
17	農業及び農業製品に関連する調査事業		CPC 8114
18	季節野菜の生産		ISIC

番号	業種	条件	産業コード
(1)	(2)	(3)	(4)
			01/011
<b>4.</b>	<b>運輸・通信省の許可を取得の上、遂行する事業</b>		
1	自動車登録の検査事業		CPC 6799
2	自動車運転訓練学校事業		CPC 6799
3	新たな鉄道、駅及び鉄道運行に係る建物の建設事業		ISIC 421/ 4210, 410/ 4100
4	電車の運行事業		CPC 6739
5	機関車、客車、貨車、予備部品の製造及び整備、並びに線路の整備		ISIC 3020, 3315
6	電車の運行用の電力の生産事業		ISIC 3510, 35101
7	電車の運行に係るドライ・ポート事業		ISIC 4220/ 42909, CPC 53112
8	郵便サービス事業		CPC 681
9	通信サービス事業		ISIC 612, 613, 619
10	衛星通信機器の製造及び供給販売事業		ISIC 2639, 46312, 4759 ( 47593 )
11	レーダー通信機器及び関連する機器の製造及び供給販売事業		ISIC 2639, 46312, 4759 ( 47593 )
12	ラジオ通信機器の製造及び供給販売事業		ISIC 2639, 46312, 4759 47593
13	携帯電話及び固定電話機の製造及び国内での供給販売事業		ISIC 2639, 46312, 4759 47593
14	民間航空機訓練事業 ( Civil Aviation Training Services )		Definition/ Scope 参照
15	航空機の修理及び維持事業 ( Aircraft Repair and Maintenance Services )		Definition/ Scope 参照
16	空港ホテル事業 ( Airport Hotel Services )		Definition/ Scope 参照
17	空港地上事業 ( Ground Handling Services )		Definition/ Scope 参照

番号	業種	条件	産業コード
(1)	(2)	(3)	(4)
18	空輸サービスの販売及び空輸マーケット調査事業		Definition/ Scope 参照
19	コンピューター予約システム（CRS）を利用した航空券の販売事業		Definition/ Scope 参照
20	乗務員なしの航空機のリース事業		CPC 73116
21	乗務員付きの航空機のリース事業		CPC 66031
22	航空貨物の転送事業（Air Freight Forwarding Services）		Definition/ Scope 参照
23	航空機の副次的な検査、修理及び維持事業（Aircraft Line Maintenance Services）		Definition/ Scope 参照
24	航空機の到着、休憩、出発の際に所定の場所における地上補助事業（Ramp Handling Services）		Definition/ Scope 参照
25	航空旅客の発着の際に空港におけるサービス事業（Passenger Handling Services）		Definition/ Scope 参照
26	旅客の荷物に対する地上補助事業（Baggage Handling Services）		Definition/ Scope 参照
27	航空貨物の取扱い事業（Cargo Handling Services）		Definition/ Scope 参照
28	航空機燃料の給油事業（Refueling Services）		Definition/ Scope 参照
29	空港安全管理に関するサービス事業（Airport Security Services）		Definition/ Scope 参照
30	空港の建設、維持、管理、経営及び運営事業		CPC 53122, 53213, 54122, 54619
31	国内航空輸送事業（Domestic Air Transport Services）		Definition/ Scope 参照
32	国際航空輸送事業（International Air Transport Services）		Definition/ Scope 参照
33	航空機に関連する製品のレンタル事業		ISIC 7730, CPC 7312
34	航海訓練学校の設立及び運営事業		CPC 92919

番号	業種	条件	産業コード
(1)	(2)	(3)	(4)
35	船舶及び水上建築物の製造及び修理を可能とする造船所事業		ISIC 3011, CPC 6751
36	沿岸及び内水旅客輸送サービス事業		CPC 6423, 6412
37	沿岸及び内水貨物輸送サービス事業		CPC 6521, 6522
38	海上輸送の補助事業		CPC 652
39	国際旅客輸送事業（沿岸輸送を含まない）		CPC 6423
40	国際貨物輸送事業（沿岸輸送を含まない）		CPC 6521
41	船員なしの船舶のリースサービス事業		CPC 73115
42	船員付きの船舶のリースサービス事業		CPC 6602
43	船舶の牽引及び航行サービス事業		CPC 65219, 65229
44	船舶解体サービス事業		CPC 94312
45	船舶仲立サービス事業（Ship Brokerage Service）		CPC 67910/ ISIC 5229
46	船舶基準及び標準の検査事業		CPC 67990
47	河川区域、川岸区域及び海岸区域において通路、造船所、浮き船渠、乾船渠、耐水性の船渠（ドッキングのための前浜に位置する幅の狭い船渠）及び棧橋の建設並びに放水路の建設事業		ISIC 4290
48	川岸及び海岸地域におけるコンテナヤード、倉庫及び港湾関連施設の建設		ISIC 4100
49	河川における港湾の建設事業		ISIC 4290
50	水路の維持及び開発		CPC 54232
51	港湾区域の拡大		ISIC 4290
52	港湾及び水路のサービス事業		CPC 5222
53	沈没船の引き揚げ事業		CPC 6753
54	海運業（Shipping agency service）		CPC 5229
55	深海港及び国際的な多目的港		ISIC 4290

番号	業種	条件	産業コード
(1)	(2)	(3)	(4)
5	天然資源環境保全省の許可を取得の上、遂行する事業		
1	政府により管理される森林及び土地での木の伐採生産事業		ICIS 0220
2	植林地（チーク、硬材、ゴムの木、竹、藤等）の創出		ISIC 02101, 02102
3	植林を伴う木材系産業及び関連事業		ISIC 02101, 02102, 16
4	森林地帯又は自然地でのエコツーリズム事業		ISIC 791, CPC 855
5	商業目的での、遺伝子組換え有機物及び遺伝子組換え生物の輸入後の再生産及び供給販売事業		ISIC 0164
6	貴重かつ希少な木材種の生産、保全、並びに組織培養の森林分野に関する先端技術研究事業及び経済活動事業		ISIC 7210
7	森林分野における先端技術、研究及び人材の開発事業		ISIC 024, 7210, CPC 8140
8	商業目的で、外国から野生動植物を輸入し、繁殖及び生産し、国内外への輸出・販売事業		ISIC 01, 01499
9	外国資本投資による、鉱物の大規模生産のための予備調査、実地踏査及び実現可能性に関する調査事業並びに生産事業		ISIC 0710, 0729, 0899, 0990
10	国内資本投資による、鉱物の生産のための予備調査、実地踏査及び実現可能性に関する調査事業並びに大・中・小規模の生産事業		ISIC 0710, 0729, 0899, 0990
11	外国資本投資による、宝石の加工及び宝飾品の製造事業、宝石で製造された商品の販売事業		ISIC 3211
12	国内資本投資による、宝石の採掘事業、宝石の加工及び宝飾品の製造事業、宝石で製造された商品の販売事業		ISIC 0899, 3211, 3212
13	真珠の養殖及び生産事業		ISIC 09118, 3211

番号	業種	条件	産業コード
(1)	(2)	(3)	(4)
14	オゾン層に影響を与える物質に関する事業		ISIC 25
15	大規模パルプ製造業		ISIC 1701
<b>6</b>	<b>電力・エネルギー省の許可を取得の上、遂行する事業</b>		
1	大規模電力の生産事業（電力法に従って、30MWを超える電力を生産可能な電力関連の事業等）		ISIC 3510, 35101
2	電力システムに関連し得る全ての電気関連事業		ISIC 35102
3	多様な海洋プラットフォームの建設、設備に必要とされる機械、部品、予備部品の輸入、製造、建設並びに組立事業		ISIC 2511
4	石油、天然ガス及び石油製品の輸入、輸送、貯蔵、供給及び販売事業並びにそれらの関連事業を行うために必要とされる貯蔵タンク、荷積、積荷港、パイプライン、関連機器、建物の建設・設置並びにそれらの運営事業		ISIC 2512
5	様々な種類の石油精製所の建設、投資として石油精製所の修繕及び性能の向上、及びそれらの実施事業		ISIC 41002
6	石油及び天然ガスの地質学的、地球物理学的及び地球化学的方法による調査、定義及び関連事業に必要な機器、装置、周辺機器の輸入、製造、建設及び組立事業		ISIC 0910, 0991, 7120
7	石油及び天然ガスの採掘、生産、検査及び関連事業に必要な機器、装置及び周辺機器の輸入、製造、建設及び組立事業		ISIC 0910
8	石油及び天然ガスの輸送及びパイプライン網の構築のために必要な機器、装置及び周辺機器の輸入、製造、建設及び組立事業		ISIC 0910
<b>7</b>	<b>産業省の許可を取得の上、遂行する事業</b>		
1	ワクチンの製造		ISIC 2100

番号	業種	条件	産業コード
(1)	(2)	(3)	(4)
8	商業省の許可を取得の上、遂行する事業		
1	小売業		CPC 62
2	卸売業		CPC 61
9	保健・スポーツ省の許可を取得の上、遂行する事業		
1	私立病院事業		ISIC 8620
2	私立の一般的な健康管理事業		ISIC 8620, CPC 93121
3	私立のモバイルヘルス事業		CPC 93121
4	私立の老人ホーム事業		ISIC 8710 ( 87102 ) , CPC 93210, 93221
5	私立の伝統的な病院事業		ISIC 8620 ( 86201 )
6	私立の伝統的な診療所事業		ISIC 8620 ( 86201 )
7	私的な伝統的な薬品及び製薬事業		ISIC 2100 ( 21001, 21002 )
8	伝統的な薬品の製造事業		ISIC 2100 ( 21001, 21002 )
9	伝統的な医薬品の原材料（漢方）の取引事業		ISIC 4620 ( 46202 ) , 4642 ( 4621 ) , 4772
10	伝統的なハーブの栽培及び製造事業		ISIC 0128
11	伝統的な医薬品の研究及び実験事業	伝統薬局 ( Traditional Medicine Dep artment ) の 研究及び開発 局 ( Research and Develop ment Divisio n ) 、又は医学 研究局 ( De partment of Medical Rese arch ) の専門 家と協同する こと。	CPC 81130
12	ワクチン及び診断テストキットの製造に関する研究事業	医学研究局 ( Department	ISIC 2100, CPC 81130

番号	業種	条件	産業コード
(1)	(2)	(3)	(4)
		of Medical Research) 及びワクチン研究局 (Vaccine Research Division) と協同すること。	
<b>10</b>	<b>建設省の許可を取得の上、遂行する事業</b>		
1	建設省が管理する全道路、当該道路に沿って新たに建設される道路、必要に応じ当該道路の上に建設されるバイパス道、及びこれらの道路に接続される道路の建設事業	道路区域は建設省により管理される。道路区域に関連して行われる事業は、事前に建設省の許可を得なければならない。	ISIC 4210
2	高架高速道路、トンネル、内環状線、外環状線、インターチェンジ、地下道、高架道路、半地下道及び水中トンネルの建設事業		ISIC 4210 (42103, 42104, 42105, 42101, 42102)
3	180 フィート以上の橋の建設事業		ISIC 4210 (42102), (42103)
4	橋の関連材料である PC 鋼より線、PC 鋼棒、錨、プレートガーダー、鋼鉄トラス、鉄コンクリート及び強化コンクリート等の製造及び国内での供給事業		ISIC 2395, 24100
5	100 エーカー以上の都市開発事業		ISIC 4100, 6810
6	工業団地 (Industrial Zone) に関連する、50,000 m <sup>2</sup> 以上の床面積を有する居住用アパートメント及び国民が手頃で購入可能な団地の建設及び販売事業		ISIC 4100, 421, 422, 4290, CPC 532, (53290)
7	ネピドー、ヤンゴン及びマンガレー以外の地方域又は州の首都において、4 エーカー以上の区域における都市の再開発事業		ISIC 410, 421, 422, CPC 5411, 8321

番号	業種	条件	産業コード
(1)	(2)	(3)	(4)
8	新都市の開発事業		ISIC 410, 421, 422, PCP 5411, 8321

#### iv. 議会承認の必要な投資

MIC 許可が必要な投資事業のうち、国家及び国民の安全保障、経済状況、環境及び国益に重大な影響を与え得る投資事業については、MIC が政府を通じて下院にそれを提出し、下院の承諾を得なければならないとされている<sup>232</sup>。

#### (ウ) 土地の長期利用、税務恩典

土地の長期利用及び税務恩典のみを望む投資家は、MIC 許可又はエンドースメント (Endorsement) を取得した上で、当局より、具体的な土地の利用又は税務恩典に関し土地利用権 (land use right) 又税の減免措置 (tax exemption) を得る必要がある<sup>233</sup>。対象となる投資事業が前記 (イ) i) における MIC 許可の対象事業でない限り、MIC 許可を取得する必要はない<sup>234</sup>。

外国投資法下における MIC 投資許可の取得には、長期にわたる詳細な事業計画の策定等大きな手間と時間がかかっていたため、エンドースメントについては、比較的簡易な手続きとなることが期待されていた。

しかし、現時点においては、エンドースメントの取得には 10 年間の詳細な事業計画等、従前の MIC 許可と変わらない手間を要しており、従前に期待されたような使いやすい制度にはなっていない模様である。

なお、税務恩典は、旧外国投資法下においては、MIC 許可を得ると一律 5 年間の法人税免除が付与されていたが、新投資法になり、この免除期間は改められている。すなわち、ミャンマー全土を、未発展地域 (less developed region)、中間的発展地域 (moderate developed region)、既発展地域 (developed region) の 3 地域に分け、それぞれに異なる免除期間が設定されている。

<sup>232</sup> 新投資法 46 条。

<sup>233</sup> 投資規則 80、116 条。

<sup>234</sup> 新投資法 37 条。

地域区分	免除期間
未発展地域 ( zone 1 )	7 年
中間的発展地域 ( zone 2 )	5 年
既発展地域 ( zone 3 )	3 年

## ウ 投資政策 ( Investment Policy )

2017 年 12 月に、投資政策 ( Investment Policy ) が公表された。透明性ある手続きにより外国投資を奨励していくこと等、全 7 か条により構成される。次の投資が奨励されるとしており、政府の協力を得やすい投資活動と予測される。

1. 地域及びグローバルサプライチェーンと連携して、農業における生産性向上及び価値付与を支援する投資事業
2. 有益な技術移転及び国内生産を可能にするような投資事業
3. 中小規模事業の発展を支援するような投資事業
4. インフラの迅速な発展のための投資事業
5. 就業機会を創出し、職業教育、技術向上及び能力向上訓練を提供するような投資事業
6. 経済的発展の遅れている地域への投資事業
7. 産業都市及び特別経済産業クラスターを開発するような事業
8. 観光業に関する投資事業

## ( 5 ) 経済特区法

ミャンマーでは、経済特区制度を用いた外資誘致を進めるため、ミャンマー経済特区法 ( Myanmar Special Economic Zone Law 2011 ) 及びダウェイ経済特区法 ( Dawei Special Economic Zone Law 2011 ) が制定された。しかし、いずれも外国資本にとって十分に利用可能な法律でなかった模様であり、2014 年に古い経済特区法を廃止する新たな経済特区法 ( Special Economic Zone Law 2014 ) が制定された。

現在、Thilawa Special Economic Zone ( ティラワ経済特区 ) 1 か所が、かかる新しい経済特区法に基づき開業している。ティラワ経済特区は、ヤンゴンから車で 1 時間ほどの郊外に、日系商社や JICA 等が資金提供を行って整備された経済特区であり、日本企業等が続々と進出している。その他、Kyaukpyu ( チャウピュー ) 及び Dawei ( ダウェイ ) の 2 か所で経済特区を設置するための整備が進

められている。

本報告書では、2018年2月末現在唯一の選択肢であるティラワ経済特区への投資であることを前提に、経済特区法の解説を試みる。なお、ティラワ経済特区に関する詳細・経緯については、JETROが不定期に「ジェットロ・ティラワ SEZ 通信」を発行し、情報提供とそのアップデートを行っている<sup>235</sup>。是非参照されたい。

## ア 経済特区法の優先性

経済特区法は、経済特区法に定められた事項については、他の法律においてもいかに定められていても、全て経済特区法の定めが優先するとされている点に特徴がある<sup>236</sup>。

経済特区法は、経済特区での投資活動や事業活動について、網羅的に規定を設けており、経済特区での投資活動や事業活動は、多くの場合、経済特区法に従って規律されるものと思われる。ミャンマー投資法についても、経済特区法の適用を受ける限り、経済特区での投資活動や事業活動については、基本的にミャンマー投資法ではなく経済特区法で規律されると考えられる。ただし、経済特区法に定めがない投資活動や事業活動（例えば、経済特区外での新たな事業活動）については、原則どおり、ミャンマー投資法の適用も受けると考えられる。

## イ 許可の取得

経済特区への投資活動を行うためには、同法に基づく投資許可を取得しなければならない<sup>237</sup>。経済特区法の場合、各経済特区毎に設置される管理委員会（The Special Economic Zone Management Committee）から、投資許可を得る必要がある。その頭文字をとって SEZ 許可と呼ばれることがある。

### （ア）SEZ 許可申請

投資家が SEZ 許可を取得するためには、SEZ に対して必要書類を添えて投資申請を行う必要がある。投資申請後 30 日以内に許可をするか拒絶するかがどうか決定される<sup>238</sup>。当該日数は投資申請が正式に受理されたことを前提

<sup>235</sup> <https://www.jetro.go.jp/world/asia/mm/sez.html>

<sup>236</sup> 経済特区法 89 条。

<sup>237</sup> 経済特区法 30 条。

<sup>238</sup> 経済特区法 11 条(c)。

としており、記載内容や必要情報に不備や不足がある場合は受理されない。SEZ 管理委員会からは、提案書の内容や必要情報等について細かく指示や注文を受けることがあるため、予め SEZ 管理委員会に足を運び、複数回の事前の面談等を経た上で、実質面・形式面を整えた上で、実際の提出に至るケースが多いと思われる<sup>239</sup>。

投資家は、投資許可を得た段階で、SEZ 内に住所を有する新会社を設立する。新会社の設立に関する申請は、SEZ 内の OSSC (One Stop Service Centre) に提出すればよく、問題が無ければ、設立手続きは 1 日で完了する模様である。また、OSSC があるために、投資家は様々な省庁等を回って協議を重ねる負担が軽減されており、多くの場合には、OSSC にて手続きが完結する仕組みとなっている。

### (イ) Free Zone/Promotion Zone

経済特区法の特徴として、各経済特区内に、Free Zone と Promotion Zone が設けられ、Zone に応じて可能な経済活動や恩恵が異なる点を挙げるができる。

Free Zone とは、輸出製造業を行うための地域であり、Free Zone 自体が海外とみなされ<sup>240</sup>、物を輸送してきた場合でも、ミャンマー国内への輸入とみなされないため、結果として関税がかからない等のメリットがある。

Promotion Zone<sup>241</sup>とは、ミャンマーへの国内向け製造業や土地開発業等を行うための地域であり、Free Zone とは異なり、ミャンマー国内として取り扱われる。したがって、基本的に Promotion Zone への物の輸送は、輸入として取り扱われ、関税が課せられる。

### (ウ) 最低投資額

ティラワ経済特区への投資に際しては、投資活動の種別と Zone 区分に応じて、最低投資額がそれぞれ定められている。

---

<sup>239</sup> なお、2018 年 2 月末現在、ティラワ SEZ 管理委員会には、日本人のアドバイザーが駐在しており、投資許可申請に際して、かかるアドバイザーと面談することになると思われる。当職も、本調査の一環として、かかるアドバイザーにはヒアリングを実施している。

<sup>240</sup> 経済特区法 3 条(i)。

<sup>241</sup> 経済特区法 3 条(j)。

Zone	業種	条件、最低投資額
Free Zone	輸出型製造業	製品の 75% 以上輸出 75 万米ドル
	サポート事業	製品の 80% 以上を輸出型製造業へ販売 30 万米ドル
	輸出関連サービス業	50 万米ドル
	運輸業	8 万米ドル
	国際貿易ショールーム	1,000 万米ドル
Promotion Zone	製造業	30 万米ドル
	サービス業	30 万米ドル
	不動産開発業	500 万米ドル
	ホテル業	3 つ星以上
	職業訓練・教育事業	200 万米ドル
	病院	最新設備・手術室等完備 ベッド 100 床以上

## ウ 優遇措置

### (ア) 不動産長期利用権

経済特区法による SEZ 許可を取得する最も重要な優遇措置・メリットは、外国投資法同様に不動産の長期利用である。

経済特区法による SEZ 許可を取得することで、不動産の長期利用権が認められるようになる。当初期間として最大 50 年、25 年の期間延長が認められるため、最長で、75 年の長期利用が可能となる。

### (イ) 税務恩典

もう一つの重要な優遇措置・メリットが、税務恩典である。SEZ 許可を取得することで、所得税（法人税）が Free Zone で 7 年間、Promotion Zone で 5 年間免除される。裁量によりその他の減免も付与され得る。

## (ウ) その他のメリット

経済特区に投資する実質的メリットは、比較的整備されたインフラが挙げられる。ヤンゴン市内では、現在でも電力供給が不十分で停電が時期によっては頻発するが、ティラワ経済特区には独自の発電設備が設置されており、比較的安定的な電力供給が期待できる。

## エ Trading 活動

外国会社による Trading 活動は、前記(3)エ(ア)のとおり、基本的に厳しく制限されているものの、ティラワ経済特区に関しては、かかる参入制限が軽減されており、一定の範囲で Trading 活動が解禁されている<sup>242</sup>。具体的にいかなる行為が認められるかについては、Free Zone 内のビジネス(若しくは Free Zone Business)及び Promotion Zone 内のビジネス(若しくは Other Business)それぞれについて、細かく指定されている。

## (6) 競争法

ミャンマーでは、2015年に競争法(Competition Law 2015)が制定され、その後公布された告示により、2017年2月からその施行が開始されることとなった。

### ア 規制行為

競争法において、規制されている行為は、大きく分けて、次の3種類の行為である。

競争への制限的行為(Act of Restraint on Competition)  
市場独占(Monopolization on Market)  
不正競争(Unfair Competition)

また、その他企業結合規制も定められている。

### (ア) 競争への制限的行為

何人も、競争への制限的行為に該当する行為は行うことはできず、次の行

---

<sup>242</sup> ティラワ経済特区管理委員会 2015年2号指導(Instruction No.2/2015)。

為は競争への制限的行為に該当するとされている<sup>243</sup>。

- 直接的又は間接的な、購入価格又は販売価格の価格協定、又はその他の取引条件の談合
- 市場における競争を制限する合意の締結
- 市場における支配的地位の濫用
- 個人又は組織によって市場を制限する行為
- 市場又は資源供給の共有制限及び妨害
- 製造、市場掌握、技術、技術開発及び投資の妨害又は支配
- 入札又はオークションにおける談合

ただし、上記競争への制限的行為に該当する場合であっても、次の全ての要件を満たす場合には、競争制限的合意であっても適用除外となる<sup>244</sup>。

- 1) 消費者の支出を抑えることを意図するものであること
- 2) 委員会が認めること
- 3) 一定の期間を定めていること
- 4) 以下のいずれかの事項を含んでいること
  - a. 事業のパフォーマンスを向上させるために行われる事業再編及びタイプ変更
  - b. 商品及びサービスの質を向上させるために行われる技術及び技術レベルの向上
  - c. 異なる商品の技術標準及び品質レベルの統一的発展の確保
  - d. 価格又は価格に関与しないで行われる事業遂行、商品の頒布、及び支払いに関する統一の確保
  - e. 中小企業の競争力の向上の確保
  - f. 国際市場におけるマンマービジネスの競争力の向上の確保

## (イ) 市場独占

市場独占を引き起こす以下の行為は禁止されている<sup>245</sup>。

- 購入価格若しくは販売価格又はサービス料金の支配
- 価格支配の目的で行われる、サービス若しくは製造の制限、商品の購

---

<sup>243</sup> 競争法 13 条。

<sup>244</sup> 競争法 14 条。

<sup>245</sup> 競争法 15 条。

入機会若しくは販売機会の制限、又は他の事業者を直接又は間接に拘束する条件の設定

- 正当な理由なく行われるサービス、製造、購入、流通、輸送又は輸入の中止、減少又は拘束、又は需要の減少を目的に質を低下させるための商品の破壊又は毀損
- 他の事業者が市場に参入し又は市場シェアを支配しないように行われる商品又はサービスが取引される場所の支配又は制限
- 不正な他者のビジネス遂行の妨害

ただし、次の全ての要件を満たす行為は、実施が認められている<sup>246</sup>。

- 1) 他の事業の状況維持、又は新しい事業創出の効果を企図したものであること
- 2) 委員会が許可したこと
- 3) 以下のいずれかの事項を行うものであること
  - a. 他の事業の生産者、流通業者及び提供者との協調
  - b. 他の事業の財産又は持分の全部又は一部の購入

### (ウ) 不正競争行為

以下の行為は、不正競争行為に該当する<sup>247</sup>。不正競争行為は原則として禁止され、それぞれの行為について、いかなる行為が含まれるか等について、更に詳細な定めが置かれている<sup>248</sup>。

- 消費者に対する誤導
- 営業秘密の漏えい
- 事業者間での威迫
- 他の事業の信用棄損
- 他の事業運営の妨害
- 不正競争目的での広告及び販売促進
- 事業者間での差別的取扱い
- 製造原価又は CIF 価格を下回る価格での販売
- 事業影響力の悪用、他の事業の契約当事者の契約違反の誘因又はそのかし

---

<sup>246</sup> 競争法 16 条。

<sup>247</sup> 競争法 17 条。

<sup>248</sup> 競争法 18 条乃至 29 条。

- 必要に応じて消費者の利益のため委員会が指定する、競争において不正な競争力の行使

## イ 企業結合規制

企業結合規制は、質的規制及び量的規制の 2 つの側面から規制されている。次に掲げる行為は、企業結合規制による規制を受ける企業結合行為（以下「企業結合行為」という）に該当する<sup>249</sup>。

- 合併
- 事業統合
- 他事業の購入又は買収
- ジョイントベンチャー
- 委員会によって指定されるその他の手法

### （ア）質的規制

企業結合行為を経て、次の状況を引き起こす行為は禁止される<sup>250</sup>。

- 一定期間、市場における支配力を極端に向上させることを企図する結合
- 独占又は寡占市場を得て競争を低減させることを企図する結合

ただし、以下の場合には、適用除外となり得る<sup>251</sup>。

- 企業結合行為後の事業が現行法の下で規定される中小企業に留まる場合
- 企業結合に関与する単独又は複数の事業が、倒産又は破産の危機にある場合
- 企業結合が次のいずれかの状況にある場合
  - 輸出の促進に影響を与える。
  - 技術の発展を支援する。
  - ベンチャー企業を創設する。

---

<sup>249</sup> 競争法 30 条。

<sup>250</sup> 競争法 31 条。

<sup>251</sup> 競争法 33 条。

## (イ) 量的規制

上記の質的規制に加えて、量的規制も設けられている。

別途委員会が指定するマーケットシェアを超えるような企業結合については、量的規制によって禁止されることとなる<sup>252</sup>（量的規制については、法律上は例外規定が設けられていない）。

## ウ 罰則

競争法違反行為に対しては、行政罰、刑事罰及び民事上の責任の 3 つが規定されている。

行政罰としては、警告、罰金、及び事業の一時停止又は永続停止の 3 種類が規定されており、これら行政罰は、刑事罰及び民事上の責任と併科することが認められている。

刑事罰は、違反行為により課される罰が分けられている。

違反となる行為	刑事罰
<ul style="list-style-type: none"><li>競争への制限的行為（13 条）</li><li>不正競争目的での広告及び販売促進（23 条、24 条）</li><li>不正な方法による商品輸入と、市場価格未満での再販売（29 条）</li></ul>	3 年以下の禁固、1500 万チャット以下の罰金、併科
<ul style="list-style-type: none"><li>市場独占（15 条）</li><li>営業秘密の漏えい（19 条）</li><li>他の事業運営の妨害（22 条）</li><li>製造原価又は CIF 価格を下回る価格での販売（26 条）</li><li>事業影響力の悪用（27 条）</li><li>企業結合規制違反（31 条、32 条）</li></ul>	2 年以下の禁固、1000 万チャット以下の罰金、併科
<ul style="list-style-type: none"><li>消費者に対する誤導（18 条）</li><li>事業者間での威迫（20 条）</li><li>他の事業の信用棄損（21 条）</li><li>事業者間での差別的取扱い（25 条）</li><li>他の事業の契約当事者の契約違反の誘因又はそのかし（28 条）</li></ul>	1 年以下の禁固、500 万チャット以下の罰金、併科

## (7) 汚職・贈収賄関係法令

アジア新興国は、文化的に接待・贈答文化であることが多く、ミャンマーにおいてもその状況は同じように見受けられる。また、これまでの報告によっても窺

<sup>252</sup> 競争法 32 条。

えるように、ミャンマーは法令が未整備であったり、あるいは法の支配が十分に広がっているとは言い切れない状況が認められ、結果として当局の運用上の裁量が広いことがある。また、ミャンマーの政府・地方公共団体の予算は常に逼迫しており、その結果として公務員は、極めて薄給とも言われている。

以上のような背景を前提に、ミャンマーは必ずしも清廉度が高い国ではなかったように見受けられる。世界各国の腐敗認識レベルを調査している NGO 組織であるトランスパレンシー・インターナショナル（Transparency International）は、毎年、腐敗認識指数（Corruption Perceptions Index）を発表している<sup>253</sup>。腐敗認識指数は、100（極めて清廉）から 0（汚職率が高い）までのスコアで表される。2013 年から 2015 年までのミャンマーの腐敗認識指数は、2013 年 21、2014 年 21、2015 年 22 と推移している<sup>254</sup>。2017 年は腐敗認識指数 30、180 カ国中 130 位であり、当該データ上はまだ低いレベルにあるといわざるを得ない（ただし、上昇傾向は窺える）。

このように、清廉度は低い国として認識されていたミャンマーだが、賄賂はあくまで違法であり、新政権になった 2016 年からは厳しく取り締まっていく旨の認識も打ち出されている。今後、経済発展が進み、外国投資も盛んになるにつれ、徐々にそのような状況も変わっていくであろう。

本章では、ミャンマーの汚職・贈収賄に関する法的枠組みを報告する。汚職・贈収賄に関する法規制としては、刑法（Penal Code）及び汚職防止法（Anti-Corruption Law）がある。なお、経済産業省では、西村あさひ法律事務所を委託先として、平成 28 年度に我が国企業の海外展開に係る外国公務員贈賄リスクの状況等に関する調査を行っている<sup>255</sup>。対象とした国は、ミャンマーを含む東南アジアのカンボジア、インドネシア、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、タイ及びベトナムの 7 カ国であり、これら 7 カ国に関して、我が国企業における外国公務員贈賄リスクの実態等についてのヒアリング調査及び国営企業等の存在状況に係る調査を行っている。贈賄リスクの実態や対処方法等が記載されており、併せて参照されたい。

---

<sup>253</sup> <https://www.transparency.org/cpi2015/#results-table>

<sup>254</sup> なお、日本の腐敗認識指数は 75 であり 18 位である。上位 3 カ国は、順に腐敗認識指数 91 のデンマーク、90 のフィンランド、89 のスウェーデンと、北欧が独占している。

<sup>255</sup> [http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/zouwai/houkokusho.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/houkokusho.html)

## ア 刑法

刑法では、161条乃至165条において収賄罪が規定されている。いずれも公務員である者又は公務員になろうとする者を対象とする犯罪であり、贈賄者を処罰するための規定は存在しない。

### (公務員自身の収賄)

公務員である者又はなろうとする者が、他者より、自身又は第三者のために、(i) 公的活動を行うこと若しくは行わないこと、(ii) 公的活動の発揮の局面において他者に対する厚遇若しくは冷遇を示し、若しくは示さないこと、又は(iii) 連邦議会若しくは政府、若しくは公務員とともに他者にサービスを提供し若しくは提供を試み、若しくはサービスをしない若しくはしないことを試みたことの動機若しくは報酬として<sup>256</sup>、法的報酬<sup>257</sup>以外のあらゆる贈り物<sup>258</sup>を受領若しくは獲得し、受領に同意し、又は獲得を試みた場合、3年以下の禁固若しくは罰金、又はそれらの両者により罰せられる<sup>259</sup>。

### (買収又は違法な手段で公務員を唆した者の収賄)

他者より、自身又は第三者のために、買収又は違法な手段により、(i) 公的活動を行うこと若しくは行わないこと、(ii) 公的活動の発揮の局面において他者に対する厚遇若しくは冷遇を示し、若しくは示さないこと、又は(iii) 連邦議会若しくは政府、若しくは公務員とともに他者にサービスを提供し若しくは提供を試み、若しくはサービスをしない若しくはしないよう、公務員を誘引したことの動機若しくは報酬としてあらゆる贈り物を受領若しくは獲得し、受領に同意し、又は獲得を試みた場合、3年以下の禁固若しくは罰金、又はそれらの両者により罰せられる<sup>260</sup>。

### (個人的影響力により公務員を唆した者の収賄)

他者より、自身又は第三者のために、個人的影響力の発揮により、(i) 公

---

<sup>256</sup> 「動機若しくは報酬として」には、当該公務員が意図していないことをすることの動機として、又は当該公務員が行っていないことの報酬として、贈り物を受領した者も、かかる趣旨に含まれるとされている(刑法161条補足説明)。

<sup>257</sup> 「法的報酬」は、公務員が合法的に要求できる報酬のみに限定されるものではなく、政府によって受領が認められる全ての贈り物を含む趣旨とされる(刑法161条補足説明)。

<sup>258</sup> 「贈り物」は、金銭的贈り物だけに限定されるものではなく、金銭的に評価し得る贈り物も含む趣旨とされる(刑法161条補足説明)。

<sup>259</sup> 刑法161条。

<sup>260</sup> 刑法162条。

的活動を行うこと若しくは行わないこと、(ii) 公的機能の発揮の局面において他者に対する厚遇若しくは冷遇を示し、若しくは示さないこと、又は(iii) 連邦議会若しくは政府、若しくは公務員とともに他者にサービスを提供し若しくは提供を試み、若しくはサービスをしない若しくはしないよう、公務員を誘引したことの動機若しくは報酬としてあらゆる贈り物を受領若しくは獲得し、受領に同意し、又は獲得を試みた場合、1年以下の禁固若しくは罰金、又はそれらの両者により罰せられる<sup>261</sup>。

#### ( 幫助犯 )

公務員である者が、162条(買収又は違法な手段で公務員を唆した者の収賄)及び163条(個人的影響力により公務員を唆した者の収賄)に定義されるいずれかの犯罪を犯した者に関し、犯罪を幫助した場合、3年以下の禁固若しくは罰金、又はそれらの両者により罰せられる<sup>262</sup>。163条で唆した者は1年以下の禁固であるのに対し、公務員自身は3年以下の禁固とされる。

#### ( 対価関係のない又は対価が不十分な収賄 )

公務員である者が、自身又は第三者のために、(i) 当該公務員によって取引される若しくは取引されそうな手続き又は事業に関係してきた、関係している、若しくは関係する見込みであることを知っている他者、又は(ii) 自身若しくは自身の上司である公務員の公的機能に関するコネクションを有する他者より、(iii) 又は上記関係を有する者に利害関係を有する、若しくは関係を有することを知っている者から、約因なく、若しくは不十分と考える約因のために価値ある物を受領若しくは獲得し、受領に同意し、又は獲得を試みた場合、2年以下の禁固若しくは罰金、又はそれらの両者により罰せられる<sup>263</sup>。

### イ 汚職防止法<sup>264</sup>

#### (ア) 贈賄行為等の定義

汚職防止法において、贈収賄(bribery)とは、ビジネス若しくはその他不正な利益を獲得し又は保持するために、公的義務の発動に関して、公的活動を行う又は行うことを控えるため、公務員又はその他の者若しくはエンティ

---

<sup>261</sup> 刑法 163 条。

<sup>262</sup> 刑法 162 条。

<sup>263</sup> 刑法 165 条。

<sup>264</sup> 公開情報として入手できる汚職防止法の非公式英訳は、英文として非常に分かりにくく、文法的に理解に苦しむ箇所も散見される。

ティのための不正な利益を、直接又は間接に、当該権限ある公務員に対して、約束、申込み、議論又は提供すること、と定義されている<sup>265</sup>。

また、賄賂的贈り物（bribe）とは、贈賄又は金銭、財産、ギフト、サービス費用、享樂及びその他違法な利益を送るための目的でなされる、約因又は合理的な価格を伴わない受領物と定義される<sup>266</sup>。

### （イ）公務員等に関する定義

汚職防止法では、それぞれの立場に応じて、公務員（Public Official）、外国公務員（Foreign Public Official）、政治的地位を有する者（Political Post Holder）、高官（High Ranking Official）、権限ある者（Authorized Person）の定義が置かれている。それぞれの定義については、以下のとおりである。

立場	定義
公務員	現行法の下、公的部局、組織において、又は公的サービス者として就業する者で、指名又は選挙によって選ばれるか、給与を受け取るかどうかを問わず、立法、行政若しくは司法機関で地位を有して勤務する正規職員若しくは一時職員 <sup>267</sup>
外国公務員	(i) 指名又は選挙によって選ばれるかを問わず、外国の立法、行政若しくは司法機関での役職を有する者、 (ii) 外国（ボード、委員会、法人若しくはその他のエンティティを含む）のために公的機能を行使する者、及び (iii) 国際組織のために代理人として活動する権限ある者 <sup>268</sup>
政治的地位を有する者	議会の承認の下、委員会によって随時に公布される告示によって政治的地位を有する者である旨が宣言された者 <sup>269</sup>
高官	(i) 政府部局・組織の公的サービスの長として、義務を負う局長若しくはマネージングディレクター、若しくはそれらに類似する職務を行う者、又は (ii) 国営事業、国家と私人の合弁会社、ボード、法人、若しくはその他の組織のディレクター、若しくは、それらに類似する職務を行う者（上記の職務の公務員として勤務する者を含む趣旨）
権限ある者	職務により権限ある公的サービスを行う者、管理若しく

<sup>265</sup> 汚職防止法 3 条(a)。

<sup>266</sup> 汚職防止法 3 条(b)。

<sup>267</sup> 汚職防止法 3 条(e)。

<sup>268</sup> 汚職防止法 3 条(f)。

<sup>269</sup> 汚職防止法 3 条(g)。

立場	定義
	は監督する権利のある者、外国公務員、政治的地位を有する者、高官、若しくはその他公的組織において管理する権限を有する者、又は国会議員（representative） <sup>270</sup>

### （ウ）汚職防止法による犯罪行為

汚職防止法による犯罪行為及び刑罰は、以下のとおりである。

犯罪行為	刑罰
政治的地位を有する者による贈収賄	15年以下の禁固及び罰金 <sup>271</sup>
政治的地位を有する者ではない者を除いた、権限ある者による贈収賄	10年以下の禁固及び罰金 <sup>272</sup>
政治的地位を有する者及び権限ある者を除き、その他の者による贈収賄	7年以下の禁固及び罰金 <sup>273</sup>
何人かによる、自分自身に対する手続きがなされることを避けるために、汚職防止法の下における犯罪に関する金銭 <sup>274</sup> 及び財産 <sup>275</sup> の隠匿、破壊、変更又は移転	5年以下の禁固及び罰金 <sup>276</sup>
何人かによる、(i) 正当な理由なく、他者を害し若しくは中傷する目的で、汚職防止法の下における犯罪を犯したこと、(ii) 虚偽の前提に基づき不当な利得の下における情報を提出し若しくは訴状を提出したこと、(iii) 虚偽の証拠を提出若しくは創出したこと、又は(iv) 他者に対してかかる行為を要請したこと	5年以下の禁固及び罰金 <sup>277</sup>
何人かによる、委員会又は委員会によって委譲された組織により公布された命令に対する不遵守	6ヶ月以下の禁固及び罰金 <sup>278</sup>

<sup>270</sup> 汚職防止法 3 条(i)。

<sup>271</sup> 汚職防止法 55 条。

<sup>272</sup> 汚職防止法 56 条。

<sup>273</sup> 汚職防止法 57 条。

<sup>274</sup> ミャンマー中央銀行によって発行される硬貨、小額紙幣及び紙幣、手形、送金手形、小切手、ローン契約、債券、ローン保険契約、外国通貨、並びに外国通貨又は証明書に関する各種証書を意味する（汚職防止法 3 条(l)）。

<sup>275</sup> 有形・無形に関わらず、動産・不動産に関わらず、及び資産のタイトル・利益に関わらず、あらゆる種類の資産を意味する（汚職防止法 3 条(m)）。

<sup>276</sup> 汚職防止法 58 条。

<sup>277</sup> 汚職防止法 59 条。

<sup>278</sup> 汚職防止法 60 条。

犯罪行為	刑罰
権限ある者による、(i) 汚職防止法の下で委員会によって定められる期間内における金銭、財産、責任及び資産の証拠書類提出の意図的な懈怠、又は(ii) 虚偽書類の提出若しくはデータの隠匿	5年以下の禁固及び罰金 <sup>279</sup>
銀行及び金融機関の責任者による、汚職防止法の下における犯罪に係する以下の行為 a. 委員会によって指定される公的義務の諮問委員会の調査拒絶 b. 委員会の許可なく、委員会によって差し止め命令が発出されている、銀行及び金融機関に保管されている金銭及び財産を発行又は移転すること c. 委員会の許可なく、調査対象とされている金銭及び財産に関連する書類を隠匿、変更、修正及び移転すること	5年以下の禁固及び罰金 <sup>280</sup>

以上の犯罪についての扇動、未遂、共謀、管理又は幫助は同様の罪に付される<sup>281</sup>。

汚職防止法の下で訴追されている者は、問題となっている金銭及び財産を如何にして受領又は得るに至ったのか、又は同人が受領した収入の性質に関し、明白な証拠 (clear evidence) 及び支持する書類をもって証明する責任を負う<sup>282</sup>。

## (8) 知的財産法

ミャンマーにおいては、知的財産法分野における成文法としては、1914年著作権法 (Burma Copyright Act 1914) が存在するのみで、商標法、特許法及び意匠法に相当する各分野における統一的な成文法は存在していない。特許及び意匠に関して、特許及び意匠法 (Myanmar Patents and Designs Act 1946) が制定されたことがあったものの、施行されないまま 1993年に廃止された。ただし、諸法に、知的財産の保護に寄与するような規定が置かれている事がある。

例えば、テレビ・ビデオ法 (Television and Video Law 1996) では、以下の

<sup>279</sup> 汚職防止法 61条。

<sup>280</sup> 汚職防止法 62条。

<sup>281</sup> 汚職防止法 63条。

<sup>282</sup> 汚職防止法 64条。

ビデオビジネスを実施するために関係するビジネスライセンスの取得を必要としており<sup>283</sup>、ライセンスを取得しないで行った場合、3年以下の懲役若しくは10万チャット以下の罰金、又はこれらの併科により処罰され得る<sup>284</sup>。また、ビデオテープに関する当局（Video Censor Board）によるビデオ検閲認証（Video Censor Certificate）システムを設けており<sup>285</sup>、当該認証を得ていないビデオテープを複製、頒布、貸与又は上映する行為について、上記ライセンスなくしてビデオビジネスを行った場合と同様の刑罰に処されるとされている。海賊版等はこれらの規定により取り締まることが可能とされているとみられる。

また、成文法がない商標、特許及び意匠については、その法的効果等は明確ではないものの、登録法による登録を行うという実務が存在している。

以上のとおり、ミャンマーには、1914年著作権法以外の制定法が存在していないものの、国際法の観点から見ると、ミャンマーは1995年にはWTOに、2001年にはWIPOに加盟し、TRIPS協定の履行義務を負っている状況にある。本来の履行期限は2013年7月であったものの、その後2021年7月まで履行期限が延長されている。こうした履行義務の一環である国内法整備のため、現在、特許、商標、意匠、著作権法の4つの法律がJICA等の協力も得て起草されている。

以下では、現在の法制度について概略を説明した後、現在起草中の法律のうち、2017年12月末現在までに公開されている情報に基づき、著作権法草案及び商標法草案の概略を説明する。なお、ミャンマーの知的財産法に関する公開文献としては、以下の文献が詳しく、併せて参照されたい。

JETRO「ミャンマー知財レポート」2013年3月<sup>286</sup>

JICA・一般財団法人比較法研究センター・弁護士法人大江橋法律事務所  
「ミャンマー知的財産庁設立支援調査ファイナルレポート」2014年3月<sup>287</sup>

JETRO バンコク事務所知的財産部（TMI Associates（Singapore）LLP 協力）「ミャンマー下位法令調査」2015年7月<sup>288</sup>

---

<sup>283</sup> テレビ・ビデオ法9条。

<sup>284</sup> テレビ・ビデオ法32条(a)。

<sup>285</sup> テレビ・ビデオ法24条。

<sup>286</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/mm/ip/pdf/laws\\_mm.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/mm/ip/pdf/laws_mm.pdf)

<sup>287</sup> <http://libopac.jica.go.jp/images/report/12147799.pdf>

<sup>288</sup> [https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/mm/ip/pdf/report\\_201508.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/mm/ip/pdf/report_201508.pdf)

## ア 1914年著作権法

前記(8)のとおり、著作権についてのみ成文法(1914年著作権法)が存在している。1914年著作権法は、Copyright Act 1911(1911年著作権法)に一定の修正を加えた条項を付加して構成されている。1911年著作権法は、当時のイギリス著作権法を、ミャンマーに即した一定の修正を加えてそのまま採用したものである。

### (ア) 著作権の定義等

著作権は、全てのオリジナルの文学<sup>289</sup>、演劇<sup>290</sup>及び芸術作品<sup>291</sup>について、以下の条件を満たす場合に認められる<sup>292</sup>。

公表された著作物の場合、当該著作物がミャンマー国内で最初に公表された場合

未公表の著作物の場合、当該著作物が制作された時点で著作者がミャンマーの国民又は居住者である場合

ただし、かかる保護が大統領の告示によって外国に延長された場合は例外とされる<sup>293</sup>。上記大統領の告示は公布されていない模様であり、外国には著作権による保護が及ばないものと考えられる。

著作権とは、「その形態を問わず、著作物又は著作物の重要な部分を製作又は再製作し、演じ、文学の場合には公において提供し、又は未公表の著作物の場合には、著作物又は著作物の重要な一部を公表する唯一の権利」を意

---

<sup>289</sup> 文学著作物とは、地図(map)、図表(chart)、図面(plan)、表(table)及び編集物(compilation)を含むとされる(1911年著作権法35条(1))。

<sup>290</sup> 演劇著作物とは、朗読(recitation)、舞踊作品(choreographic work)、無言劇(entertainment in dumb show)、書面により固定化された作品を舞台又は演技化したもの(scenic arrangement or acting form of which is fixed in writing or otherwise)及びアレンジ及び演技又は表現物の複合が、作品にオリジナルキャラクターを与える映画(cinematograph production)が含まれるとされる(1911年著作権法35条(1))。

<sup>291</sup> 芸術著作物とは、絵画(painting)、描画(drawing)、彫像(sculpture)及び芸術的工芸品(artistic craftsmanship)、並びに芸術建築物(architectural works of art)、彫版印刷物(engraving)及び写真(photo)を含むとされる(1911年著作権法35条(1))。

<sup>292</sup> 1911年著作権法1条(1)本文。

<sup>293</sup> 1911年著作権法1条(1)但書。

味し、以下の権利を含むものとされる。また、それらを許可する権利も含まれる<sup>294</sup>。

翻訳された著作物を製作し、再製作し、演じ又は公開する唯一の権利  
演劇著作物の場合、当該著作物を小説又は非演劇著作物に転換する唯一の権利

小説若しくはその他非演劇著作物の場合、又は芸術著作物の場合、公衆においてパフォーマンスすることにより、演劇著作物に転換する唯一の権利

文学、演劇又は音楽著作物の場合、レコード、パーフォレイティッド・ロール（紙孔機）、シネマトグラフ・フィルム（映写機）、その他著作物を機械的に演奏又は提供する機器を作製する唯一の権利

著作物に関する公表とは、公に対する著作物の複製物の発行を意味し、演劇若しくは音楽作品の公でのパフォーマンス、文学の公への提供、芸術著作物の公での展示、建築著作物の建設を含まないとされる。また、彫刻著作物及び建築著作物の写真及び彫版印刷物の発行は、当該著作物の公表とはみなされない<sup>295</sup>。

著作者人格権（moral rights）に関する規定は見当されない。

## （イ）著作権者

著作物の著作者は、最初の著作権者とされるとされるが<sup>296</sup>、以下の場合にはその例外とされる<sup>297</sup>。

彫版印刷物、写真、又はポートレートの場合において、プレート又はその他のオリジナルが他者により注文され、かかる注文について価値ある対価をもってなされた場合、異なる合意がなければ、当該プレート又はオリジナルを注文した者が最初の著作権者となる<sup>298</sup>。

著作者がサービス又は見習い契約における他者の雇用の下にあり、著作物が当該他者による雇用の過程で制作されたものである場合、異なる合

<sup>294</sup> 1911年著作権法1条(2)。

<sup>295</sup> 1911年著作権法1条(3)。

<sup>296</sup> 1911年著作権法5条(1)本文。

<sup>297</sup> 1911年著作権法5条(1)但書。

<sup>298</sup> 1911年著作権法1条(1)(a)。

意がなければ、著作者を雇用する当該他者が、最初の著作権者となる。ただし、著作物が新聞、雑誌又はその他の定期刊行物の記事である場合、異なる合意がない限り、著作者は、新聞、雑誌又は定期刊行物の一部としてではない形で出版物を出版することを差し止める権利を留保されている。

### (ウ) 保護期間

著作権の存続する期間は、著作権法により別途明示的に定められる場合を除き、著作者の生存中及びその死後 50 年とされる<sup>299</sup>。ただし、公表された著作物の著作者の死後 (i) 25 年を経過した場合、若しくは (ii) 1911 年著作権法が成立時点で存在する著作権のある著作物の場合は 30 年を経過した場合、当該作品を再製造した者が著作物の再製造の意図を書面により通知し、かつ著作権者に対して所定の方法で利益に対するロイヤルティ (同人が公表する著作物の価格の 10%) を、同人によって販売される著作物の全ての写しに関して、支払っていることを証明することにより、当該著作物の著作権は、販売のための当該著作物の再製造によって侵害されないものとされる<sup>300</sup>。

### (エ) 侵害行為

著作物における著作権が侵害された場合、著作権者は、別途定められることを除き、差止め又は間接損害、アカウント、若しくは法令によって権利侵害について与えられるその他の方法による救済を得ることができる<sup>301</sup>。著作権侵害に対する差止めについては、特定救済法 (Specific Relief Act 1877) 54 条例示 (v) においても、差止めが認められる旨が規定されている。

## イ 登録法による登録実務

本章冒頭において記載したとおり、特許、意匠、商法については、登録法を利用した登録が実務的に認められている。登録法では、農業灌漑省土地記録局 (Settlement and Land Records Department, Ministry of Agriculture and Irrigation) の権利・保証登録官室 (Office of Registrar of Deeds and Assurances) において、一定の文書を登録することができることとされている。登

---

<sup>299</sup> 1911 年著作権法 3 条本文。

<sup>300</sup> 1911 年著作権法 3 条但書第 1 文。

<sup>301</sup> 1911 年著作権法 6 条(1)。

録法における登録文書は、法律上文書の登録が必要とされる必要的登録文書と、文書の登録が任意に認められる任意的登録文書に大別される。

#### (ア) 必要的登録文書の登録とその効果

必要的登録文書には、前記(2)ク(エ)に挙げた1年毎の定期リース、1年を超える期間のリース、又は1年間の賃料を受領するリースにかかる契約書の他に、例えば不動産についての100チャットを超える価値の非相続的な物権変動に係る契約書等が掲げられている<sup>302</sup>。必要的登録文書(登録法17条により登録が必要とされる文書)及び財産移転法等により登録が必要とされる文書は、登録されない限り、かかる文書に規定される不動産に影響を与えず、当該財産に影響し、権利を与える取引の証拠とすることができないとされる<sup>303</sup>。

#### (イ) 任意的登録文書の登録と警告表示

一方、任意的登録文書は、1年以下のリース契約<sup>304</sup>や遺言書<sup>305</sup>等が含まれるほか、いわゆるバスケット条項が置かれており、登録法17条により登録が必要とされる文書以外のその他一切の文書について登録ができることとされている<sup>306</sup>。

登録法は、その他一切の文書にいかなる文書が含まれ得るか、それ以上の具体的規定を置かないが、登録法に基づき発布された指令13号(Direction 13 of the Registration Act)は、「商標は、登録帳4(Register Book 4)に、商標の宣言を行う方法により、登録法18条(f)の下で登録することができる。」と明示しており、かかる指令を拠り所として、商標だけでなく、特許や意匠についても、かかる権利の保有者が、自身がかかる権利を保有している旨を宣言する宣言書を作成し、当該宣言書を登録法の下で登録することが実務的に認められている。前掲JICA等による「ミャンマー知的財産庁設立支援調査ファイナルレポート」によると、2013年度における国内の登録商標数は2893件、国外からの登録商標数は2189件であり、商標については比較的盛んに登録がなされていることが窺える。一方、同レポートによれば、特許は1年間あたり50~200件程度、意匠については1年間あたり10

---

<sup>302</sup> 登録法17条(1)、(3)。

<sup>303</sup> 登録法49条(a)、(c)。

<sup>304</sup> 登録法18条(c)。

<sup>305</sup> 登録法18条(e)。

<sup>306</sup> 登録法18条(f)。

件程度という情報もあり、特許や意匠についての登録はまだ少ない模様である。

もっとも、上記登録法の登録がなされても、かかる登録内容を公示するような制度は、登録法上存在しない。実務的には、かかる登録法上の登録を行った上で、公に知らしめる目的で、新聞上の広告欄を利用して、警告表示（Cautionary Notice）を掲載するという実務が広く採用されている。警告表示は、登録法等により求められるものではないことから、商標登録のように登録の更新を続けるようなことは法律上必要とされないが、3年程度で警告表示を繰り返すという実務が推奨されることがある。

### （ウ）商標等の登録及び警告表示の効果

以上のとおり、特許、商標、意匠については登録法による登録と、その後の警告表示という一連の実務が広く実施されているところだが、かかる登録や警告表示を行うことで、いかなる法的効果を有するかは不明確である。

任意的登録文書のうち、一定の文書は、登録による法的効果が登録法に明示されているものの、商標等の登録の根拠とされる登録法 18 条（f）による登録の法的効果は、登録法には特段規定されていない。そうしたことから、登録法による登録は、コモン・ローにより保護される権利についての証拠資料になるものと考えられ<sup>307</sup>、警告表示は、かかる証拠資料を補強し、かつ公に周知することによる事実上の萎縮効果を狙った行為と考えられる。

## ウ 2017 年著作権法草案

本章冒頭に記載したとおり、ミャンマーでは、新たな著作権法の起草作業が進められており、2017 年 7 月から 8 月にかけて、著作権法の新たな草案（「2017 年著作権法草案」）が公開された。以下では、2017 年著作権法草案の内容について簡単に説明したい。

---

<sup>307</sup> ミャンマーでは、コモン・ローの下、先使用により商標権は保護されると考えられている模様である（実際にその旨判断した裁判例もある模様である）。したがって、商標との関係では、登録は、先使用を基礎付ける証拠としての意味があるとも思われる。しかし、前掲 JICA 等による「ミャンマー知的財産庁設立支援調査ファイナルレポート」では、登録された特許や意匠が無断で利用された場合に関する裁判例は存在しないとされている。現実の裁判例がない以上、特許や意匠がどのように保護されるのか、そもそも拠って立つ規範が（少なくともミャンマー国内の裁判例には）存在しないようにも思われ、「使用」を証拠付けることの法的な趣旨はなお説明し切れていないように思われる。

## (ア) 著作物・著作権・著作者人格権

2017年著作権法草案 10条によれば、同条に規定される文学及び芸術作品の形態によるオリジナルの知的創作物は、保護されるとされている。「同条に規定される…形態」は広範に規定されており、書籍や演劇、音楽、建築物や写真等に加え、コンピュータ・プログラムも著作物の対象に明示されている<sup>308</sup>。

また、一定の状態における文学及び芸術作品には著作権による保護が及ばないとされており、一定の状態として、アイデア、手順、操作の方法、数学的コンセプト、原理、発見又は単なる情報<sup>309</sup>や、一日のニュースとしてみなされる様々な情報や印刷されたニュース情報<sup>310</sup>等が規定されており、いわゆるアイデアと表現の分離という著作権法の基本的な考え方が明示されているといえる。

更に、現在の1914年著作権法とは異なり、2017年著作権法草案は、外国であるメンバーステートの著作物についても、保護の対象としている<sup>311</sup>。メンバーステートとは、ミャンマーが当事者となっている、知的財産に関するあらゆる協定、条約若しくは合意、又は国際的若しくは地域的組織の加盟国を意味するとされており<sup>312</sup>、TRIPS協定等の加盟国の著作物は、原則として保護の対象とされるものとみられる。

著作物に関する権利については、いわゆる著作権としての経済的権利に加え、著作者人格権についても規定した。これにより、著作者は、経済的権利とは別に、公に利用する目的での文学及び芸術作品の複製に氏名を明示的に表示させる権利（いわゆる氏名表示権）<sup>313</sup>や、オリジナルの形態及び要素への歪曲、切除若しくはその他の改変、又は著作者の名誉若しくは評判を傷つけうるような著作物へのその他の毀損行為を止めさせる権利（いわゆる同一性保持権）<sup>314</sup>を有することとなる。

## (イ) 保護期間

保護期間は、原則として、現在の1914年著作権法と同様著作者の死後 50

---

<sup>308</sup> 2017年著作権法草案 10条(a)。

<sup>309</sup> 2017年著作権法草案 13条(a)。

<sup>310</sup> 2017年著作権法草案 13条(b)。

<sup>311</sup> 2017年著作権法草案 9条各項。

<sup>312</sup> 2017年著作権法草案 2条(II)。

<sup>313</sup> 2017年著作権法草案 17条(a)。

<sup>314</sup> 2017年著作権法草案 17条(c)。

年間とされている<sup>315</sup>。ただし、共同著作物や編集著作物等の幾つかの限定的な場面における特別な規定が置かれているほか、応用美術の著作物については、著作権は創作から25年間とされている<sup>316</sup>。

#### (ウ) 知的財産部局・知的財産裁判所

知的財産関連4法の成立に伴い、知的財産部局(Department)が教育省(Ministry of Education)の下に設置され、知的財産権に関する様々な機能を担うことが前提とされている。2017年著作権法草案でも、知的財産部局が設置されること前提とされており、担うべき様々な機能が規定されている<sup>317</sup>。

知的財産部局とは別に、知的財産事件を専門的に取り扱うための知的財産裁判所も設置されることが検討されている。2017年著作権法草案でも、知的財産に関する民刑事訴訟を所管するために必要がある場合には、最高裁判所は知的財産裁判所を設置することができるとされている<sup>318</sup>。

#### (エ) 登録制度

2017年著作権法草案では、著作物についての登録制度を規定した。すなわち、著作者及び著作権者は、文学及び芸術作品を登録したい場合、知的財産部局に対して申請を行うことができる<sup>319</sup>。当局は、著作権が及ばない状態(例えばアイデア)かどうかを判断した上で、登録の可否を決定するとされる<sup>320</sup>。

ただし、著作物の登録は、著作権による保護の有無とはない旨が明記されており<sup>321</sup>、著作物の登録は、著作権者による公示機能や著作権を有することの証拠として機能するものと考えられる。

#### (オ) 税関

2017年著作権法草案では、税関での水際対策についても規定された。すな

---

<sup>315</sup> 2017年著作権法草案14条(a)(1)。

<sup>316</sup> 2017年著作権法草案14条(a)(6)。

<sup>317</sup> 2017年著作権法草案6条。

<sup>318</sup> 2017年著作権法草案70条(a)。

<sup>319</sup> 2017年著作権法草案43条。

<sup>320</sup> 2017年著作権法草案47条(a)。

<sup>321</sup> 2017年著作権法草案51条。

わち、ミャンマー国内に著作権侵害品と見られる商品が輸入された、輸入されている、又は輸入される見込みである旨を疑う権利者は、規則にしたがって、税関当局に対して、当該商品の頒布を停止する命令を発布するよう、申請書を提出することができる<sup>322</sup>。当該停止命令の効力は、原則として 6 ヶ月とされている<sup>323</sup>。

税関当局は、申請を受領してから原則として 30 日以内に、当該申請を受理するかどうかを通知しなければならず、申請を精査するために十分な時間がない場合には、10 日以内に追加的な証拠を提出するよう申請者に対して通知し、決定を遅らせなければならない<sup>324</sup>。

## エ 商標法草案

冒頭記載のとおり、商標法についても起草が進められており、2017 年 7 月から 8 月にかけて、商標法の新たな草案（「2017 年商標法草案」）が公開された。以下では、2017 年商標法草案の内容について簡単に説明する。なお、当職は、2017 年商標法草案の法案又は法案の翻訳を直接確認していない。以下に記載される情報は、ミャンマーの法律事務所が報告している公開情報等を、当職が整理したものに過ぎないことに注意されたい。

### （ア）商標登録

2017 年商標法草案は、これまで先使用により保護されるとされてきた商標権について、原則として先登録により保護されることとしている。したがって、商標として保護されるためには、新商標法制定後は、原則として、必ず商標登録を経なければならないことになる。現行の登録法の下で登録された商標に対する移行規定は特に設けられておらず、新たな枠組みの下での登録が必要とされるものと考えられる。ただし、著名表示（well known mark）については、登録がなくともなお保護の対象とされる。

登録が認められる標章は、トレードマーク、サービスマーク、集合マーク（collective mark）及び認証マーク（certification mark）とされ、地理的表示についても、登録を通じて保護を受けることができるとされている。

登録要件については、絶対的事由と相対的事由というそれぞれの拒絶事由

---

<sup>322</sup> 2017 年著作権法草案 61 条。

<sup>323</sup> 2017 年著作権法草案 62 条(b)。

<sup>324</sup> 2017 年著作権法草案 62 条(a)(1)。

に該当するかどうかによって判断されるとされる。

絶対的事由については、例えば、次のような事由が含まれている。

- ・ 標章が登録を求められる商品・役務にとっての識別性を有しない。
- ・ 標章が、商品・役務、質、量、使用の意図、価値、産地、清算時間、又は登録が求められる商品・役務のその他の特徴を記載しているため、記述的である。

相対的事由については、例えば、次のような事由が含まれている。

- ・ 他人の登録商標と同一又は類似の商標を、当該他人の登録商標の商品・サービスの登録分類と同一又は類似の商品・サービスに使用することにより顧客を誤認する場合
- ・ 著名表示（well known mark）と同一又は類似している標章を、当該著名表示の商品・サービスと同一又は類似する商品・サービスを対象とし、かつその使用が顧客を誤認する場合
- ・ 害意（in bad faith）による商標申請

## （イ）保護期間

商標登録の有効期間は 10 年間とされ、再登録も認められる。

## （ウ）その他

2017 年著作権法草案同様、商標法に関する様々な機能を知的財産部局（Department）が担うこととされており、商標登録や審査等は知的財産部局が実施することとなる。

2017 年著作権法草案同様、商標法違反が疑われる商品について、税関に対する頒布停止命令の申請を行うことができる。

不使用による登録取消制度も設けられており、登録の日から 3 年間理由無く登録商標が使用されなかった場合、関係当事者からの請求に基づき、当局は当該商標の登録を取り消すものとされている。

## （9）労働法

ミャンマーの労働法は、労働関係を統一的に規律する法律は存在せず、その時々において必要とされる部分のみをカバーする法律を、休暇・休日、賃金の支

払い等の規制内容や、工場、店舗等の就業場所等に応じて相互の整合性を十分に検証することなく立法してきたと考えられ、その結果、全体としてやや複雑で、かつ明確さを欠くような規定が種々見受けられる。

例えば、最低賃金については最低賃金法（Minimum Wages Law 2013）が定められているが、賃金の支払い方法については賃金支払法（Payment of Wages Law 2016）が、それ以外については店舗及び商業施設法（Shops and Establishment Act 2016）が定めている。また、残業時の割増賃金の支払いについては、店舗及び商業施設法、工場法（Factories Act 1951）、休暇及び休日法（Leave and Holidays Act 1952）等の複数の法律にまたがって定められている等、一定の事項について複数の法律を横断的に検討しなければならない場合もある。

また、ミャンマーの労働法を難しくしている問題として、当局の運用による裁量が大きく、かつ担当者毎に解釈も大きくぶれることがあり、予測可能性が乏しいといわざるを得ない点も挙げられよう。したがって、日本企業においては、常に自社住所を管轄する当局（Township Labor Office（以下「TLO」という））の見解に気を配り、柔軟に対応することも求められる。

以上のように全貌が分かりにくい労働法ではあるが、一定の整理を試みることはでき、以下では主に採用から日々の労働実務における基本的事項について概要を説明する。

## ア 採用

雇用技術開発法（Employment and Skill Development Law 2013）5条(a)(1)によれば、雇用主は、従業員の採用後 30 日以内に雇用契約を締結しなければならないと定められている。かかる雇用契約については、その写しを所轄の TLO に提出しなければならないとされているが<sup>325</sup>、現在の実務においては、いわゆる単なる届出としては機能しておらず、当局は契約書の内容を審査し、受理を拒絶するという実務が実際には行われている。

雇用技術開発法上、雇用契約に記載すべき以下の 21 の事項が法定されている<sup>326</sup>。

---

<sup>325</sup> 雇用技術開発法 5 条(g)。

<sup>326</sup> 雇用技術開発法 5 条(b)。

職種、試用期間、報酬、勤務地、契約期間、勤務時間、  
休暇・休日、超過勤務、勤務時間中の食事、住居、医療手当、  
通勤及び出張時の送迎車、従業員が従うべき規則、従業員が研修  
に参加する場合に当該研修後に就労しなければならない期間として合意  
された期間、退職及び解雇、（会社都合による）雇用契約の終了、  
契約上の義務、雇用主と従業員との合意に基づく雇用の終了、そ  
他の事項、雇用契約の改訂及び追加、②一般条項。

前述のとおり、TLO においては、届出時に契約書を審査する実務が行われているが、運用上の最大の問題は、労働・移民・人口省が交付するサンプルフォームとの関係である。すなわち、労働・移民・人口省は、告示により、労働者と締結する雇用契約のサンプルフォームを公布している（最新版は 2017 年 8 月）。TLO の担当者の対応にもよるものの、TLO 担当者はかかるサンプルフォームからの乖離に抵抗感を示すことが多々見られ、2017 年 8 月以前の運用では、サンプルフォームからの乖離がほとんど認められていなかった（変更した雇用契約が TLO により受理されない）。2017 年 8 月以降、労働・移民・人口省における態度は一定程度軟化しているとの情報もあるが、TLO レベルにおいては、なおサンプルフォームを重視する傾向がある模様である。実務の動きについて、注視する必要がある。

## イ 就業条件

### （ア）内定・試用期間

ミャンマーの労働法においては、内定に相当する概念は見当されない。試用期間について明確に定める法律は見当されないが、当局の運用を含め、一般には 3 ヶ月以内と考えられている模様である。また、本採用後の給与と比較し、75%以上を支給しなければならないとされている<sup>327</sup>。

### （イ）労働時間・休憩

労働時間は、就業する場所が工場であるか、店舗・商業施設であるかにより異なる規律が設けられている。

工場における 18 歳以上の労働者の労働時間は、原則として 1 週間 44 時間以内、1 日で 8 時間以内とされている<sup>328</sup>。ただし、技術的理由により労働を

<sup>327</sup> 最低賃金規則（Minimum Wages Rules 2013）43 条(1)。

<sup>328</sup> 工場法 59 条、62 条。

継続しなければならない場合、週 48 時間の労働までは認められる<sup>329</sup>。工場労働者は、継続して 5 時間を超えて勤務させてはならず、5 時間を超える毎に 30 分以上の休憩を付与しなければならない<sup>330</sup>。

他方、店舗及び商業施設における労働者は、原則として 1 週間 48 時間以内、1 日で 8 時間以内とされている<sup>331</sup>。ただし、労働者との合意があれば、これを超える時間を勤務させることも認められている<sup>332</sup>。店舗及び商業施設の労働者は、継続して 4 時間を超えて勤務させてはならず、4 時間を超える毎に 30 分以上の休憩を付与しなければならない<sup>333</sup>。

### (ウ) 休日・休暇

休暇及び休日法により、国民の祝日について、有給での休日を付与しなければならないとされている他<sup>334</sup>、雇用者は最低週 1 日は有給による休日を付与しなければならないともされている（同趣旨の規定は、店舗及び商業施設法にも置かれている<sup>335</sup>）<sup>336</sup>。工場法においては、原則として日曜日が休日とされている等<sup>337</sup>、他の法律に比してやや細かい規定が置かれている。

休暇については、休暇及び休日法が、原則として全ての労働者に適用される定めを設けており、休暇及び休日法上、有給休暇（Earned Leave）、臨時休暇（Casual Leave）、医療休暇（Leave on Medical Leave / Medical Leave）、及び産前産後休暇（Maternity Leave）の 4 種類の休暇が存在している<sup>338</sup>。また、社会保障法（Social Security Law）の適用を受ける場合、男性による育児休暇（Paternity Leave）も存在する。

有給休暇は、12 ヶ月間の継続的な勤務提供を完了した労働者に付与される 10 日間連続の有給での休暇である<sup>339</sup>。勤務が 20 日に満たない月毎に有給休暇が 1 日ずつ控除される<sup>340</sup>。

---

<sup>329</sup> 工場法 59 条。

<sup>330</sup> 工場法 63 条。

<sup>331</sup> 店舗及び商業施設法 11 条(a)前段。

<sup>332</sup> 店舗及び商業施設法 11 条(a)後段。

<sup>333</sup> 店舗及び商業施設法 12 条(a)。

<sup>334</sup> 休暇及び休日法 3 条(1)。

<sup>335</sup> 店舗及び商業施設法 15 条(a)、(b)。

<sup>336</sup> 休暇及び休日法 3 条(4)。

<sup>337</sup> 工場法 60 条(1)。

<sup>338</sup> 休暇及び休日法 2 条(2)。

<sup>339</sup> 休暇及び休日法 4 条(1)、(2)。

<sup>340</sup> 休暇及び休日法 4 条(2)但書。

臨時休暇は、勤続期間を問わずに付与される有給での休暇であり、年間 6 日間付与される<sup>341</sup>。ただし、1 回に最大 3 日間までしか取得できず<sup>342</sup>、またその他の休暇と連続して取得することはできない<sup>343</sup>。

医療休暇は、6 ヶ月以上勤務した場合に付与される医療を目的とした有給での休暇であり、年間 30 日まで取得することができるが<sup>344</sup>、取得には医者による証明書の作成が必要とされる<sup>345</sup>。

産前産後休暇は、女性の労働者に与えられる産前及び産後の有給での休暇であり、産前に 6 週間、産後に 8 週間の休暇が認められる<sup>346</sup>。

男性による育児休暇は、社会保障法の適用を受ける<sup>347</sup>男性労働者に認められる休暇であり、社会保障法によって保障される男性は、妻の出産に際し、乳児を世話するために 15 日間の休暇が認められる<sup>348</sup>。

## (エ) 賃金

最低賃金は、最低賃金法及び同法の下での告示により定められており<sup>349</sup>、2018 年 2 月現在の最低賃金は 3,600 チャットである。2018 年 1 月には 4,800 チャットへの引き上げが政府により発表されており、近く最低賃金が引き上げられる見込みである。

賃金の支払時期については賃金支払法が定めており、月額報酬制で働く場合には、100 名以下の従業員の場合には賃金支払期間の最終日まで、100 名超の従業員の場合には賃金支払期間の最終日から 5 日以内とされている<sup>350</sup>。なお、店舗及び商業施設法によれば、店舗及び商業施設の労働者の賃金支払期間後 7 日以内に賃金を払わなければならないとされている<sup>351</sup>。

割増賃金については、工場法が、法定の勤務時間を超過して勤務した場合には、通常賃金の 2 倍の賃金を支払わなければならないと定めている<sup>352</sup>。他

---

<sup>341</sup> 休暇及び休日法 5 条(1)本文。

<sup>342</sup> 休暇及び休日法 5 条(1)但書。

<sup>343</sup> 休暇及び休日法 5 条(2)。

<sup>344</sup> 休暇及び休日法 6 条(1)。

<sup>345</sup> 休暇及び休日法 6 条(2)。

<sup>346</sup> 休暇及び休日法 7A 条。

<sup>347</sup> 5 名以上を雇用する雇用者は社会保障制度への加入義務がある。

<sup>348</sup> 社会保障法 28 条(a)。

<sup>349</sup> 最低賃金法 10 条。

<sup>350</sup> 賃金支払法 4 条(c)。賃金支払法に定める賃金の支払時期との関係は明確ではない。

<sup>351</sup> 店舗及び商業施設法 16 条。

<sup>352</sup> 工場法 73 条 1 項。

方、店舗及び商業施設法は、法定の勤務時間を超過した場合には、別途定める割合の賃金を支払わなければならないと定めているに過ぎない<sup>353</sup>。休日に労働した場合においても、休暇及び休日法において通常賃金の 2 倍の賃金を払うこととされている<sup>354</sup>。

---

<sup>353</sup> 店舗及び商業施設法 17 条(a)。

<sup>354</sup> 休暇及び休日法 3 条(2)。

## 2 民商事紛争解決制度及び運用の実態

ミャンマーが民主化されて以降、ミャンマーに対する外国企業の進出は相次いでいるものの、外国企業が当事者となる民商事紛争は、必ずしも多くないように窺われる。その主たる理由は、少なくとも当事者となる外国会社にとって、ミャンマーの民商事紛争解決制度（主として想定されるものは民事訴訟であろう）のアクセシビリティや信頼性が高いとは考えられていないことにあると思われる。民商事紛争解決制度のアクセシビリティや信頼性が低い（ように見える）ことについては、日本企業や日本人、各種日系関連機関・組織あるいは日本弁護士等へのヒアリングにおいて、一様に聞かれた声である。実際のところ、現時点までの調査では、特に外国企業が絡むようなビジネス法分野について、参考とし得る裁判例は不見当である。

もっとも、外国弁護士は、ミャンマー国内での訴訟活動に直接に関与することはできないということもあり（後記第4.2（1）ア参照）、紛争解決の実態は外国企業あるいは外国弁護士には、必ずしも明らかでないようにも思われる。ミャンマー弁護士の話聞く限り、いわゆる一般民事事件や刑事事件を中心に、ある程度活発な訴訟活動は行われているようでもある。国家としても、2013年4月には外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク条約）に加入し、2016年1月にはかかるニューヨーク条約に沿って新たな仲裁法（Arbitration Law 2016）（以下「新仲裁法」という）を制定しており、紛争解決制度を国際標準へ近づけていこうという意欲が窺われる。

しかも、ミャンマーが開国してから数年が経過し、今後は進出後の外国企業とローカルパートナーとの紛争等も増えてくることが予想される。

本章においては、日本企業にとっての利用可能性という観点から、ミャンマーの紛争解決制度のうち、第一審における手続きの概要について説明を試みる。

なお、ミャンマーの民事訴訟法・仲裁法及び民商事関係の紛争解決制度の実態については、2012年度MHM調査報告書「第5部 民事訴訟法・仲裁法」<sup>355</sup>、西村あさひ法律事務所が作成した2014年度ミャンマー連邦共和国法制度調査報告書「ミャンマーにおける民商事関係等の紛争解決制度の実態」<sup>356</sup>において詳細に報告されているため、併せて参照されたい。

### （1）民事裁判制度

民事裁判制度に関わりがある法律としては、主に以下の法律が該当すると考え

---

<sup>355</sup> ただし、仲裁法制定前の文献であり、かかる点についてはその他の文献等によるアップデートが必要である。

<sup>356</sup> [http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05\\_00056.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00056.html)

られる。

民事訴訟法 ( Code of Civil Procedure )  
裁判所費用法 ( Court Fees Act )  
処理費用法 ( Process Fees Act )  
訴訟評価法 ( Suits Valuation Act )  
消滅時効法 ( Limitation Act )  
証拠法 ( Evidence Act )  
銀行帳簿証拠法 ( Bankers' Books Evidence Act )  
宣誓法 ( Oaths Act )  
特定救済法 ( Specific Relief Act )

## ア 訴訟の提起

民事訴訟は、原告による訴状 ( Plaintiff ) の提出、又は別途定められる方式により開始される<sup>357</sup>。全ての訴訟は、管轄権を有する最も低い裁判所において開始されるとされ<sup>358</sup>、訴状はかかる管轄権を有する最も低い裁判所に提出する必要があると考えられる。

## イ 訴状

訴状の内容は、Order VI 及び VII に定められた要件を充足する必要がある<sup>359</sup>。

Order VII においては、訴状に記載すべき事項を具体的に規定しており、例えば、訴訟が提起されるべき裁判所名<sup>360</sup>、原告の氏名、詳細、及び居住地<sup>361</sup>、被告の氏名、詳細及び居住地<sup>362</sup>、請求原因を構成する事実及びその発生時期<sup>363</sup>といった事項が細かく指定されている。

また Order VI では、訴状を含む準備書面 ( Pleading ) 全般が満たすべき要件を規定しており、例えば、全ての準備書面は、当事者が請求若しくは防御を求める重要な事実を簡潔な方法 ( のみ ) により含まなければならず、場合に応じて、証拠は含むものではないが、必要に応じて、番号等を順に付して段落分け

---

<sup>357</sup> 民事訴訟法 26 条、Order IV - 1。

<sup>358</sup> 民事訴訟法 14 条。

<sup>359</sup> Order IV - 1(2)。

<sup>360</sup> Order VI - 1(a)。

<sup>361</sup> Order VI - 1(b)。

<sup>362</sup> Order VI - 1(c)。

<sup>363</sup> Order VI - 1(e)。

をしなければならないとされている<sup>364</sup>。

以下の場合に該当する場合には、訴状は却下される<sup>365</sup>。

訴状における請求原因が不明確である場合  
求められている救済の価額が過小評価されている場合  
印紙が不足している場合  
訴訟が法律によって禁止されている場合

## ウ 管轄権

裁判所は、明示又は目次に管轄権が除外される訴訟を除き、民事的性質を有する全ての訴訟に管轄権を有し、訴状の内容が宗教儀式や祭礼に関する問題の判断に全面的に依存する場合でも、訴訟の内容が財産権や侵害に対する権利に関する性質を有する限り、民事訴訟に該当し、訴訟の対象とすることができる<sup>366</sup>。

## エ 送達

訴訟が適法に開始された場合、請求に対して、指定された日に出頭し答弁をすべく召喚状（Summons）を発布することができる<sup>367</sup>。ただし、被告が訴状の提出に対して既に出頭し、原告の請求を認諾した場合には、かかる召喚状は発布されない。

## オ 答弁書

被告は、第 1 回期日において、若しくはそれ以前に、又はその他裁判所が認めた時点において、防御に関する答弁書（Written Statement）を提出することができ、また、裁判所に要求された場合には、答弁書を提出しなければならない<sup>368</sup>。

答弁書には、請求が棄却されるべきであることを証明する全ての事項及び抗弁についての全ての根拠を挙げなければならないとされている<sup>369</sup>。また、答弁

---

<sup>364</sup> Order VI - 2 前段。

<sup>365</sup> Order VII - 11。

<sup>366</sup> 民事訴訟法 9 条。

<sup>367</sup> Order V - 1(1)。

<sup>368</sup> Order VIII - 1。

<sup>369</sup> Order VIII - 2。

書においては、原告が主張する原因を一般的に否定するだけでは不十分であり、真実と認めない事実に関する原告の個々の主張を特定して否認する必要がある<sup>370</sup>。

## カ 期日

訴訟が裁判所によって延期されない限り、被告に対し出頭及び答弁を求める召喚状において指定された期日において、当事者は、本人又は訴訟代理人（Pleader）により法廷に出頭し、開廷されなければならない<sup>371</sup>。両当事者とも出頭しなかった場合、裁判所は訴訟を却下することができる<sup>372</sup>。

第1回期日においては、裁判所は、訴状及び答弁書を読み上げた後、かかる書面に基づいて争点を形成し、記録する<sup>373</sup>。

## キ 証拠調べ

原告は、被告が原告によって主張される事実を認めて、法的観点、又は追加的事実に基づき原告の請求する救済が認められるべきではないと、反論する場合（その場合、被告が証拠調べを開始することができる）を除き、証拠調べを開始することができる<sup>374</sup>。

両当事者は、訴訟が開始された後、いずれの時点においても、裁判所へ申請することで、証拠を示し、又は文書を作成するために出頭が必要な証人に対する召喚状を得ることができる<sup>375</sup>。

## ク 訴訟の終了

原告は、被告の全員又は一部との関係において、訴訟提起後いつでも、訴訟を取り下げ、又はその請求の一部を放棄することができる<sup>376</sup>。

また、原告・被告間の何らかの適法な合意又は和解によって訴訟が全面的若しくは部分的に変更された場合、又は、訴訟の目的の全部又は一部について被告が原告を満足させた場合は、裁判所は、かかる合意、和解及び満足を記録

---

<sup>370</sup> Order VIII - 3。

<sup>371</sup> Order IX - 1。

<sup>372</sup> Order IX - 3。

<sup>373</sup> Order XIV - 1(5)。

<sup>374</sup> Order XVIII - 1。

<sup>375</sup> Order XVI - 1。

<sup>376</sup> Order XXIII - 1(1)。

するように命じ、それに従った判決 (Decree) を出すか、 審理手続きの停止についての判決を下し、合意、和解又は満足を実現するために、その条件に関して両当事者が自由に申立てを行わせることができる<sup>377</sup>。

裁判所は、訴訟における審理及び両当事者又は訴訟代理人 (もしあれば) による最終弁論の後に、公開の法廷で、直ちに、又は両当事者若しくは訴訟代理人に通知された将来の期日において、判決を下す。判決には、事件についての簡潔な陳述、判断の要点、それに基づく判断、及び判断の理由が含まれる<sup>378</sup>。

判決には、判決を確認し、訴訟の番号、両当事者の氏名並びに表示及び請求の細目が含まれ、認められた救済又は訴訟に関するその他の決定事項が明確に特定される。また、判決においては、裁判に要した費用の額及びその費用が誰により、又はどの財産のどの部分から支払われるべきかについても述べられる。裁判所は、一方当事者から他方当事者に支払われるべき費用につき、後者が前者に対して負うべきものと承認又は認定された価額とを相殺すべきことを命じることも可能である<sup>379</sup>。

## (2) 外国判決について

### ア 外国判決の効力

同一の当事者間において、又は同一の当事者若しくはそのいずれかが同一のタイトルの下で請求する当事者間において、以下の場合を除いて、外国判決はいかなる事項についても、終局的であるとされる<sup>380</sup>。

- a. 管轄権を有する裁判所によって宣言されたものではない場合
- b. 事件の法的根拠がない場合
- c. 国際法の誤った観点に基づきなされた手続き、又はミャンマー連邦の法が適用される場合にミャンマー連邦の法を承認することを拒否したことによってなされた手続きであることが明らかであるように見える場合
- d. 判決が得られた訴訟が、自然的正義に反している場合
- e. 詐欺によって得られたものである場合
- f. 当該判決がミャンマー連邦で効力を有する法律に違反する請求であることを支持する場合

裁判所は、異なる事情が記録に表れている場合を除き、外国判決の認証謄本

---

<sup>377</sup> Order XXIII - 3。

<sup>378</sup> Order XX - 4(2)。

<sup>379</sup> Order XX -6。

<sup>380</sup> 民事訴訟法 13 条。

である書類が作成されている場合、かかる判決は有効な管轄権ある裁判所によって下されたものであることを推定するとされる<sup>381</sup>。ただし、管轄権のないことが証明されることにより覆される<sup>382</sup>。

## イ 外国判決に基づく強制執行

相互の承認地域（Reciprocating Territory）の上位裁判所（Superior Court）の判決の認証謄本が地方裁判所（District Court）に提出された場合、当該判決<sup>383</sup>は、当該地方裁判所によってなされたかのように、ミャンマー国内で執行することができる<sup>384 385</sup>。

相互の承認地域とは、大統領が随時に官報上の告示によって、民事訴訟法 44A 条の目的のために相互の承認地域であるとして宣言した国又は地域を意味するとされ、当該地域における上位裁判所は、当該告示によって指定されるとされている<sup>386</sup>。

また、上位裁判所に関する「判決」とは、当該裁判所のあらゆる命令又は判決を意味するとされ、当該命令又は判決の下で金銭が支払われ得るものであり、税金若しくは同様の性質を持つチャージ、又は罰金若しくはその他のペナルティを支払われ得るものではなく、仲裁判断は、たとえ命令又は判決として施行し得るものだとしてもいかなる意味でも含まれないとされる<sup>387</sup>。

したがって、日本等の外国が、大統領が行った告示によって、相互の承認地域であると宣言されている場合には、当該外国の判決は地方裁判所に提出することによって執行することができるということになる。ところが、当職が調査を行った範囲においては、かかる大統領の告示が公布されたことはない模様であった。また、外国の確定判決について、ミャンマー国内における承認・執行

---

<sup>381</sup> 民事訴訟法 14 条本文。

<sup>382</sup> 民事訴訟法 14 条但書。

<sup>383</sup> 当該判決の認証謄本と併せて、当該判決が既に充足（satisfied）又は修正（adjusted）されている場合には、その範囲を示した当該上位裁判所の証明書が提出されなければならない、当該証明書は民事訴訟法 44A 条における手続きの目的のために、当該充足又は修正の範囲の終局的な証明となる（民事訴訟法 44A 条(2)）。

<sup>384</sup> 民事訴訟法 44A 条(1)。

<sup>385</sup> 民事訴訟法 47 条の規定は、判決の認証謄本が提出された時より、民事訴訟法 44A 条により判決を執行する地方裁判所の手続きに適用され、当該判決が民事訴訟法 13 条(a)乃至(f)（前記外国判決の効力）に規定された例外にあたる旨が当該裁判所に対して証明された場合、当該地方裁判所は当該判決の施行を拒絶する（民事訴訟法 44A 条(3)）。

<sup>386</sup> 民事訴訟法 44A 条補足説明 1。

<sup>387</sup> 民事訴訟法 44A 条補足説明 2。

が争われた裁判例については、見当されない。

以上から、外国の確定判決に基づき、ミャンマー国内において強制執行することは、現在は困難と考えられる。

### (3) 新仲裁法

ミャンマーでは、2016年に新仲裁法が制定された。従前の仲裁法は、1944年に制定された法律であったが、その内容は、国際的に広く採用されている仲裁法では見かけられないような独特の規定を置いていたと言われる。しかし、2016年に制定された新仲裁法は、国際連合国際商取引法委員会（UNCITRAL）の国際商事仲裁モデル法（UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration 1985 With amendments as adopted in 2006）をベースに作成されたといわれており、国際的にみて標準的に採用されている仲裁法の内容を取り込んだものと考えられる。本章では、新仲裁法の概要の説明を試みる。

#### ア 仲裁合意（Arbitration Agreement）

仲裁合意とは、契約であるかどうかを問わず、当事者によって、法律関係に関し、当事者間で生じる又は生じ得る全部又は一定の紛争を仲裁に付すという書面によってなされた合意を意味するとされる<sup>388</sup>。

#### イ 仲裁人

当事者らは、仲裁人の人数を自由に決定することができるが、1名超の仲裁人を選任する場合には、奇数でなければならないとされる<sup>389</sup>。仲裁人の人数を合意していない場合には、仲裁人の人数は1名とされる<sup>390</sup>。

#### ウ 仲裁手続き

新仲裁法の規定に反しない限り、当事者は仲裁廷が手続きを進めるに当たって従うべき手続きについて自由に合意することができるとされる<sup>391</sup>。かかる合意がない場合には、仲裁廷は、新仲裁法の規定に従って、適当と判断する手続

---

<sup>388</sup> 新仲裁法 3条(b)。

<sup>389</sup> 新仲裁法 12条(a)。

<sup>390</sup> 新仲裁法 12条(b)。

<sup>391</sup> 新仲裁法 22条(a)。

きにより仲裁を指揮することができる<sup>392</sup>。

## エ 仲裁地

当事者らは、仲裁地を自由に決定することができる<sup>393</sup>。かかる合意がない場合、仲裁地は、仲裁廷が、当事者の利便を含む事件の状況に応じて、決定するとされる<sup>394</sup>。

## オ 外国仲裁判断の承認・執行

新仲裁法では、外国仲裁判断のミャンマー国内における強制執行に関する規定を設けている。すなわち、後述の各拒絶事由に該当しない限り、外国仲裁判断（Foreign Arbitral Award）は、裁判所における判決であるかの如く、同様の手続きにおいて、民事訴訟法の下で強制執行することができる<sup>395</sup>。外国仲裁判断とは、ミャンマー以外のニューヨーク条約加盟国の領域内において、仲裁合意に従ってなされた判断を意味するとされる<sup>396</sup>。

### （承認拒絶事由）

裁判所は、仲裁判断の履行を求められている当事者が、以下のいずれかの事項を裁判所に証明した場合には、外国仲裁判断の承認を拒絶することができる<sup>397</sup>。

- ・ 仲裁合意における当事者が、行為能力を一定程度喪失していた場合（under some incapacity）
- ・ 仲裁合意が、当事者が定めた準拠法、かかる準拠法の定めがない場合には仲裁判断がなされた地の法律の下で有効ではない場合
- ・ 仲裁判断の履行を求められている当事者が仲裁人選任若しくは仲裁手続きの適切な通知を受領していない場合、又はその他手続きへの出頭ができなかった場合
- ・ 仲裁判断が仲裁に付託する旨の規定によらない、若しくは当てはまらない紛争を取り扱っている場合、又は仲裁への付託の範囲を超えている事

---

<sup>392</sup> 新仲裁法 22 条(b)。

<sup>393</sup> 新仲裁法 23 条(a)。

<sup>394</sup> 新仲裁法 23 条(b)。

<sup>395</sup> 新仲裁法 46 条(a)。

<sup>396</sup> 新仲裁法 3 条(k)。

<sup>397</sup> 新仲裁法 46 条(b)。

項を含んでいる場合

- ・ 仲裁廷の構成又は仲裁手続きが、当事者の合意、かかる当事者の合意がない場合は仲裁がなされた国の法律に反している場合
- ・ 仲裁判断が当事者を拘束する状態に至っていない場合、又は仲裁判断がなされた国の当局若しくはかかる地の法律により破棄若しくは停止されている場合

( 執行拒絶事由 )

外国仲裁判断の執行は、裁判所が以下のいずれかの事由の存在を判断した場合、拒絶され得るとされる<sup>398</sup>。

- ・ 紛争の対象がミャンマーの法律の下、仲裁により解決することができないものである場合
- ・ 仲裁判断の執行がミャンマーの国益（公共政策）に反する場合

---

<sup>398</sup> 新仲裁法 46 条(c)。

### 第3 日本企業・在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方

当職は、2016年度及び2017年度に、ミャンマーにおける日本企業及び在留邦人がどのような法的問題に直面しているのか、そしてそのような問題にどのように対応しているのかを調査するため、日本企業や在留邦人、あるいはその他日本に関わる諸機関等を対象として、様々なアンケートやヒアリング調査を実施した。本章では、当職が実施したかかる調査を通じて得た、ミャンマーにおける日本企業及び在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方を報告する。

#### 1 日本企業が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方

##### (1) 日本企業が直面する法的問題の実態

###### ア 日本企業の進出状況

2018年2月末現在、ミャンマー日本商工会議所には372社の登録が、ヤンゴン日本人会には151社の登録がなされている。

###### (ア) 2016年度日本企業向けアンケート調査

当職は、2016年度の調査初期において、ミャンマーに進出している日本企業及び在留邦人を対象としたアンケート調査を実施し、実態を把握するための足がかりとした。アンケート項目は、別紙1のとおりである。

アンケート調査を告知するに当たっては、ミャンマー日本商工会議所及びヤンゴン日本人会に協力を依頼し、両団体の会員に対してメールリストや月報等を通じて告知していただいた。なお、2016年度のアンケート調査は記名式として実施した。

その結果、アンケート実施当時のミャンマー日本商工会議所登録企業数は300社弱であったところ、57社よりアンケートの回答を得られた。アンケートの集計結果については、別紙2のとおりである。

###### (イ) 2016年度日本企業向けヒアリング調査の実施

アンケート調査で得た回答をベースに、回答内容を更に深めることを目的として、アンケート調査回答者の回答を個別に分析した上で、個別に企業を訪問し更に事情・意見等を聴取することが有用と考えられる企業を抽出し、かかる企業に対してヒアリング調査を実施した。

2016 初年度に実施したヒアリングの内容については、別紙 4 のとおりである。

#### (ウ) 2017 年度日本企業向けアンケート調査の実施

2016 年度に実施したアンケート調査は、法務省より指定された事項をベースとした比較的一般的な情報を得ることを目的としたものであった。2017 年度において同趣旨のアンケート調査を実施することは、実益が高くないと予想されたため、2017 年度のアンケート調査については、一定の分野に絞った内容でのアンケート調査を実施した。

具体的には、2016 年 10 月に制定され、2017 年 4 月より本格施行が開始された投資法<sup>399</sup>を梃子に、投資法の理解度や投資法に関する法律事務所の情報提供の必要性等を調査する内容のものとした。アンケート調査の調査項目は、別紙 5 のとおりである。

アンケート調査を告知するに当たっては、2016 年度の調査と同様、ミャンマー日本商工会議所及びヤンゴン日本人会に協力を依頼し、両団体の会員に対してメーリングリストや月報等を通じて告知していただいた。なお、2017 年度のアンケート調査は原則無記名とし、ヒアリング調査に協力しても良いと考える方のみ記名を依頼する方式とした。

その結果、47 社よりアンケートの回答を得られた。アンケートの集計結果については、別紙 6 のとおりである。

#### (エ) 2017 年度日本企業向けヒアリング調査の実施

アンケート調査で得た回答をベースに、記名式回答者の回答を分析し、個別に企業を訪問し更に事情・意見等を聴取することが有用と考えられる企業を抽出した上で、かかる企業に対してヒアリング調査を実施した。2017 年度に実施したヒアリング調査の内容については、別紙 9 のとおりである。

### イ 日本企業をサポートする機関

日本企業及び日本人が直面する法的問題等の把握に当たっては、日本企業及び日本人のミャンマーでの活動をサポートする機関及び団体からの情報提供も有用であると判断し、かかる機関及び団体に対するアンケート及びヒアリング調査を実施した。

---

<sup>399</sup> 投資法の詳細については、前記第 2.1(4)イを参照されたい。

#### (ア) 商工会議所及び日本人会へのアンケートの実施

ミャンマー日本商工会議所、並びにヤンゴン及びネピドー日本人会を対象としたアンケート調査を実施した。アンケート調査の回答については、別紙 10 のとおりである。

#### (イ) 在ミャンマー日本大使館による無料法律相談

2016 年度より在ミャンマー日本大使館は、日系法律事務所を実施者とする中小企業向けの無料法律相談を実施している。無料法律相談の実態を把握するため、外務省経由での書面調査を実施した。回答については、別紙 11 のとおりである。

#### (ウ) 諸機関へのヒアリングの実施

上記アンケート調査とは別に、ヒアリング調査も実施した。ヒアリングの実施対象機関は、次のとおりである。

在ミャンマー日本大使館（経済・協力班）  
在ミャンマー日本大使館（領事部）  
ヤンゴン日本人会  
ネピドー日本人会  
DICA ジャパンデスク  
ティラワ経済特区管理委員会  
JETRO ヤンゴン事務所  
JICA ヤンゴン事務所  
司法長官府（UAGO）内法整備支援アドバイザー

ヒアリング調査の回答は、別紙 12 のとおりである。

#### ウ 法律事務所からのヒアリング

当職は、各種法律事務所を対象としたヒアリング調査も実施した。ヒアリング調査の趣旨等に関する詳細は、後記第 4 のとおりである。

ヒアリング調査の内容については、別紙 13 及び 14 のとおりである。

## エ 無料法律相談を通じての情報収集

当職は、ミャンマーで法的サービスを提供している日本弁護士に協力を依頼し、無料法律相談を 2016 年 11 月より実施した。無料法律相談の公報については別紙 15 及び 16 のとおりである。

無料法律相談にて受けた相談の内容については、別紙 17 のとおりである。

## オ 小括（日本企業が直面している問題）

以上の調査を通じて、日本企業は、以下に掲げるような問題に直面していると分析した。

法令の内容が十分に開示されず、また開示される場合であっても多くの場合ミャンマー語でしか開示されないことから、そもそも法令の内容を把握することが難しいという問題（2016 年度アンケート調査 Q2-2、2016 年度ヒアリング J 社事例 1、K 社事例 4、2017 年度ヒアリング A 社、B 社等）

行政担当者が法令の内容を十分に把握しておらず、また法的素養に乏しい場合があるため、担当者によって運用が大きく異なる可能性があるという問題（2016 年度ヒアリング E 社事例 3、F 社事例 1、J 社事例 1、2017 年度ヒアリング B 社等）

に類似する問題ではあるが、法令等に明確な根拠を有さない運用上の規制が存在するという問題（2016 年度ヒアリング J 社事例 4、2017 年度ヒアリング B 社等）

日常的な雇用、解雇等に関する労働法務（2016 年度アンケート Q2-1、2016 年度ヒアリング C 社事例 2、7、E 社事例 2、5、G 社事例 4、H 社事例 4、M 社事例 2 等）

ミャンマーの取引相手に、契約を遵守する意思が薄いことが多く、債務不履行又はその恐れが生じている問題（2016 年度ヒアリング D 社事例 7、E 社事例 1、H 社事例 3 等）

海外送金に障害が多く、また国内銀行間の外貨決済が十分に機能していない問題（2016 年度ヒアリング B 社事例 8、E 社事例 8、J 社事例 6、L 社事例 2 等）

自社使用を目的としない輸入について、外国会社が輸入ライセンス実施できない問題<sup>400</sup>（2016 年度アンケート Q2、2016 年度ヒアリング D 社

---

<sup>400</sup> かかる問題については、一般に誤解されているように見受けられる。すなわち、自社で使用する製品を外国から輸入することは、外国会社であっても禁止されている訳ではない。かかる輸入ラ

事例 4、K 社事例 3、L 社事例 4 等)

税務に関するトラブル(源泉徴収税の還付が不可能、徴税行政の低い質、ODA に関係する徴税等)(2016 年度アンケート Q2-1、2016 年度ヒアリング B 社事例 8、C 社事例 1、6、E 社事例 6、I 社事例 2、K 社事例 2、2017 年度ヒアリング B 社等)

投資許可の取得に時間を有する問題(2016 年度ヒアリング K 社事例 1 等)

賃貸借契約における大家の債務不履行等に端を発するトラブル(2016 年度ヒアリング M 社事例 1)

車輛の購入が事実上できなくなっている問題(2016 年度ヒアリング E 社事例 4)

## (2) 日本企業が直面する法的問題への対応の実情

当職が調査した範囲において判明した、(1)にて述べた問題に対して、日本企業の対応の実情は以下のとおりである。

### ア 法令の開示、アクセス

法令の開示が不十分な場合、あるいは法令へのアクセスが困難な場合、最終的には、監督官庁への照会を通じて、法令の内容を把握する必要がある。ヒアリング調査の結果、法律事務所等を利用する場合もあるが、法律事務所等を利用せず、自社において当局への照会を行うケースもあることが窺われた。

もっとも、監督官庁への照会を経ても、で挙げたように、担当者が法令通達を理解していないケースが多々認められる結果、十分な問題解決につながっていないケースがある模様である。

### イ 当局担当者における法令解釈の不統一

当局担当者における法令解釈の不統一については、当局に何度も足を運び、当局の正確な解釈・意向の確認に努めることで対応している模様である。もっとも、当局に照会する度に回答が異なるため、正確な当局の意向を把握することにはなお困難がある模様である。

他方、ミャンマーにおいて長中期にわたったビジネスの経験がある日本企業

---

イセンスの禁止は、いわゆる Trading 規制の一環と考えられ、自社使用を目的としないような輸入(つまり、卸売業や小売業、流通業等商品を流通させることを目的とするような輸入)のみが、商業省における政策で制限されているものと考えられる。

からは、照会を実施すべき相手方を、できるだけ高位の役職者（例えば大臣、副大臣や事務次官クラス）にすることが有効であるとの声も聞かれた。

## ウ 法令に基づかない運用

明確な法的根拠を有さない運用がある場合でも、当局の運用に従い、当局と争うような日本企業は認められなかった。もっとも、明確な法的根拠がない場合、当局においても時に柔軟な対応を取ることもあるため、前記イにおける高位の役職者等との対話を通じて、自社に望ましい回答を得ることに務める日本企業も見受けられた。

## エ 日常的な労働法務

日常的な労働法務については、比較的多くの日本企業において、法律事務所を利用している模様である。もっとも、日系法律事務所あるいは日本弁護士のいる法律事務所だけではなく、料金水準等を考慮し、現地の法律事務所や日系ではない外国系法律事務所を利用する日本企業も見られた。

## オ ミャンマーパートナーにおける希薄な契約遵守意識

ミャンマー国内の訴訟が信頼できると考えている日本企業は極めて少なく、その結果、ミャンマー国内において債務不履行を理由とした訴訟を積極的に提起するような日本企業は極めて少ない模様である。

国際仲裁については、検討の余地がある模様ではあるものの、費用対効果や執行可能性等を考慮し、実際に提訴に踏み切る日本企業は少ない模様である。

したがって、現状では、契約の遵守を根気強く求め、力関係が劣る場合には、あきらめているのが実態とみられる。

## カ 海外送金、国内銀行間の外貨決済

海外送金については、地下銀行を利用するケースがある模様である。しかし、他者の名義を利用して取引を行う適法性や妥当性には疑問があり、また回収可能性も担保されないハイリスクな手法と考えられる。なお、2016年秋には、一部を残してアメリカの経済制裁が概ね解除されていることから、米ドル決済による経済制裁への抵触リスクは、低くなっていると思われる。

国内銀行間の外貨決済の停止については、現金による決済や、チャット決済といった対応を取っている日本企業が見受けられた。もっとも、外貨の引き出

しについては、上限が儲けられており、必ずしも効果的でないこともあると考えられる。

#### キ 輸入ライセンスの問題

輸入ライセンスが許可されない場合、自社で独自に輸入することはできないため、ミャンマーにおけるローカルパートナーや、輸入業を専門に取り扱う輸入業者等を利用して対応している模様である。

#### ク 税務問題

税務問題は、一般には税務・会計事務所を利用している模様である。

Big 4 と呼ばれるグローバルな会計事務所グループは、全てミャンマーに展開しており、日本人も駐在している。また、中小規模の税務・会計事務所も複数展開しており、税務アドバイザーは比較的充実していると考えられる。

#### ケ 投資許可

投資許可に時間を要している問題は、当局内部の手続的な問題であり、日本企業側で取れる対策は多くないと思われ、ヒアリング調査において、効果的な回答はほとんど示されなかった。

#### コ 賃貸借トラブル

賃貸借トラブルについては、案件の難易に応じて対応が異なる模様である。すなわち、初動的対応、あるいは軽微なトラブルについては、社内のミャンマー人スタッフ等を通じて自社で交渉している模様である。

他方、トラブルが長期化したような場合、あるいは深刻なトラブルについては、弁護士を利用することもある模様である。

ヒアリング調査を実施した日本企業の中には、ミャンマー弁護士のサービスに納得できず、日本弁護士や、ミャンマー日本商工会議所や在ミャンマー日本大使館等の公的・準公的機関に相談する企業も認められる。

#### サ 車両購入の停止

車両購入の停止は、いわゆる車庫証明の新規発行停止が原因である。自社購入が不可能となっているため、一般には、レンタカー等を利用している模様で

ある。

## 2 在留邦人が直面する法的問題の実態及びこれに対する対応の在り方

### (1) 在留邦人が直面する法的問題の実態

#### ア 在留邦人の状況

2017年1月現在、ミャンマーの在留邦人数は、2,370人である（外務省<sup>401</sup>）。また、2018年2月現在、ヤンゴン日本人会には1,178人が登録している。

#### (ア) 2016年度における在留邦人を対象としたアンケート及びヒアリング調査

2016年度においては、ミャンマーの在留邦人が直面する問題を初期的に調査するため、一般的な内容でのアンケートを実施した（日本企業及び在留邦人を対象者として、一部共通の質問を設ける形とした）。実施したアンケート用紙の内容については、別紙1のとおりである。

アンケート調査を告知するに当たっては、ミャンマー日本商工会議所及びヤンゴン日本人会に協力を依頼し、両団体の会員に対してメーリングリストや月報等を通じて告知していただいた。なお、2016年度のアンケート調査は記名式として実施した。

37名より回答を得たものの、有意な回答はほとんど得ることができなかった（調査結果は別紙4のとおりである）。有意な回答を得ることができなかった原因として、次のような点が問題と考えられた。

- アンケートの質問が過度に一般的過ぎていたこと
- 日本企業も対象者に含んでいたため、回答が散漫になったこと
- 記名式調査としたことにより、回答への協力が躊躇いが生じたこと

2016年度のアンケート調査については、有意な回答を得られなかったため、回答者を対象とするヒアリング調査も実施していない。

---

<sup>401</sup> <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/myanmar/data.html#section1>

## (イ) 2017 年度における在留邦人を対象としたアンケート調査

2017 年度調査業務においては、2016 年度の反省を踏まえ、以下の 3 点を調査実施時における注意事項とした。

- アンケートの調査項目は、具体的なものにすること
- 在留邦人だけを対象としたアンケート調査を実施すること
- 無記名式を基本とし、調査に協力しても良いと考える回答者のみが記名式で回答できる方式とすること

以上の注意事項を前提として実施したアンケート項目は、別紙 7 のとおりである。実際には、Web サイト上で回答できる Google Form の方式によりアンケートを実施した。

アンケート調査を告知するに当たっては、2016 年度と同様、ミャンマー日本商工会議所及びヤンゴン日本人会に協力を依頼し、両団体の会員に対してメーリングリストや月報等を通じて告知していただいた。

その結果、59 名から、具体的で示唆に富んだ回答を得ることができた。回答結果については別紙 8 のとおりである。

その後、アンケートに協力してくださった回答者で、かつ記名により回答くださった回答者の回答を確認し、数名にヒアリング調査の依頼を行った。しかし、一部の回答者から都合がつかない旨の連絡を受ける等、ヒアリング調査の実施には至らなかった。もっとも、アンケート調査の回答は、既に十分に具体的なものと思われ、ヒアリング調査実施の必要性は高くなかったと考えられる。

## イ 日本企業をサポートする機関

2016 年度のアンケート調査があまり奏功しなかったことを受け、日本企業又は日本人をサポートする機関及び団体へのアンケート又はヒアリングにより、在留邦人が直面する問題を把握することとした。

ヒアリング調査の内容は、別紙 12 のとおりである。

## ウ 法律事務所からのヒアリング

各種法律事務所を対象としたヒアリング調査を実施する過程で、在留邦人の

問題把握についても意識した。ヒアリング調査の趣旨等に関する詳細は、後記第4のとおりである。

ヒアリング調査の内容については、別紙13及び14のとおりである。

## エ 小括（在留邦人個人が直面している問題）

以上の調査を通じて、在留邦人が直面していると判明した問題は、以下のとおりである。

交通事故の被害に遭う問題（日本企業各社ヒアリング等）

ミャンマー人を加害者とするような犯罪被害を受ける問題（メイドや従業員等による窃盗の被害）（在ミャンマー日本大使館領事部ヒアリング、2017年度アンケート等）

予期せぬ犯罪加害者となってしまう問題（ヤンゴン日本人会ヒアリング等）

日本人・ミャンマー人による詐欺事件の被害者となる問題（在ミャンマー日本大使館領事部ヒアリング、2017年度アンケート等）

宗教による国際結婚の障害（在ミャンマー日本大使館領事部ヒアリング、ヤンゴン日本人会ヒアリング等）

愛人、二重結婚等に伴うトラブル（在ミャンマー日本大使館領事部ヒアリング等）

賄賂に関わる問題（2017年度アンケート質問37等）

## （2）在留邦人が直面する法的問題への対応の在り方

以上のような法的問題に対し、在留邦人は、日常的に以下のように対応していると分析できる。

### ア 交通事故の被害者となる問題

交通事故の被害者となった場合、交通事故の加害者に対して、その損害についての請求を試みるはずだが、多くの場合、ミャンマー人に資力がなく、ほとんどの場合は、保険でカバーされる範囲で諦めている模様である。

車両に軽微な損害を受けた程度であれば、保険による対応に任せる形でも大きな支障は生じないとも思われるが、それ以上に人身に絡むような場合、重大な問題を招く可能性がある。

また、交通事故の加害者となると、拘留されることがあり、示談が成立する

ことによって身柄が開放されるという仕組みになっているため、加害者の親族から被害者が取り囲まれて、示談を威迫されるというケースがある。こうしたことを防ぐため、衆人環視の状況で示談交渉を進めることが望ましいようである。

## イ ミャンマー人による犯罪被害を受ける問題

ミャンマー人を加害者とする犯罪としては、メイドや運転手、従業員等の身近のミャンマー人による軽微な窃盗が多く挙げられた（2017年度アンケート）。こうした軽微な窃盗については、解雇等により縁を切るような対応が多い模様で、刑事事件や民事事件として責任追及を徹底するような対応はあまり見られない模様であるが、警察への報告や相談については行うこともある模様である。

大きな問題では無いと捉えられており、弁護士に相談することは稀な模様である。

## ウ 予期せぬ犯罪加害者となってしまう問題

犯罪加害者となったことを公言する事は稀であり、犯罪加害者から実際の状況を聴取することはできなかった。

外国系法律事務所が直接代理人となって被害者や捜査機関との折衝を行うことは困難と考えられ、直接又は間接にミャンマー弁護士の起用を要すると考えられる。もっとも、法律事務所のヒアリングにより、刑事弁護への関与を窺わせる回答は得られなかった。

## エ 日本人・ミャンマー人による詐欺事件の被害者

詐欺の加害者は、ミャンマー人が多い模様ではあるものの、大使館のヒアリングや在留邦人向けアンケート等により、日本人を加害者とする事件も報告された。

詐欺事件の場合、有効な対策はほとんどない模様である。ミャンマーでは、居所の管理が十分ではないため、ミャンマーでは行方をくらすのが日本に比べて容易な状況にあり、詐欺であることに気付いたころには、加害者は所在不明となっていることが多く、結果として為す術がない状況にある。

日本人が加害者となるケースでも基本的には同じ状況にあるものと思われるが、日本人社会は決して広くないため、日本人社会の伝手などを通じた一定の対策は講じ得るとも思われる（ただし、日本人間トラブルにおいて有効な解決

策があったとの回答は得ておらず、現実的な解決可能性は高くないと予想される)。

#### **オ 宗教による国際結婚の障害**

国際結婚が認められない宗教の場合、国内において結婚の手続きができず、一般には国外で結婚にかかる手続きを完了している模様である。もっとも、ミャンマー国内における書類を得られない結果、国外での手続きにも支障が生じることもある模様である。

#### **カ 愛人、二重結婚によるトラブル**

トラブルがあるとの情報には接したものの、実際にトラブルに関与した者からの直接的な情報は得られなかった。

#### **キ 賄賂に関わる問題**

税関や入管、警察、その他公的機関などにおいて、賄賂を求められることがある模様である。賄賂を求められた場合には、拒否することが強く推奨されるが、現実には支払いに応じているケースも多々あると思われる。また、少額の賄賂については、必要な腐敗であり、公的サービスが利用しやすくなるので良いという話も、ヒアリングやアンケートにおいて認められたため、少額の賄賂を払って積極的に便宜の提供を受けていることもあるものと推測される。

## 第4 日本<sup>1</sup>の法曹有資格者がミャンマーで提供できる法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズのボリューム

### 1 はじめに

第4では、前記第3で報告したような法的問題があることを前提に、日本の法曹有資格者がミャンマーで提供できる法的支援の在り方、及びそのような法的支援に対するニーズのボリュームについて、調査及び分析を行った結果を報告する。

### 2 日本<sup>1</sup>の法曹有資格者がミャンマーで提供できる法的支援の在り方

日本<sup>1</sup>の法曹有資格者がミャンマーで提供できる法的支援の在り方について、以下の4点から考察を試みる。

- 法律サービスについての規制
- 法令へのアクセス
- ミャンマー進出のためのその他の障害
- 法曹有資格者の活動の実態

#### (1) 法律サービスについての規制

日本<sup>1</sup>の法曹有資格者を含む外国弁護士がミャンマー国内でいかなる活動ができるか調査するため、外国弁護士に対する規制を調査したので、以下のとおり報告する。

##### ア 弁護士に対する規律

ミャンマーにおいて、弁護士は上級弁護士 (Higher Grade Pleader) と法廷弁護士 (Advocate) の2階層により構成されており、法廷弁護士が上位に相当する。上級弁護士及び法廷弁護士のいずれも、訴訟代理人として活動できる資格であるが、前者の場合、District や Township のみで訴訟活動ができ、最高裁判所において活動するためには法廷弁護士の資格を得なければならない。いずれにしても、法廷における訴訟活動のみが資格の対象とされている (Bar Council Act 及び Legal Practitioner Act)。

上級弁護士となるためには、大学法学部を卒業し (LL.B.)、1年間の pupilage というインターンシップを修了する必要がある。pupilage 中の者は、chamber student 等と呼ばれ、pupilage 期間中、指導担当弁護士について一定件

数（件数は変動する模様である）の訴訟代理人を務めることで、指導担当弁護士より推薦状を得ることができる。当該推薦状をもって最高裁判所に対し申請し、問題がなければ、上級弁護士として登録を受けることができる。

上級弁護士となって 3 年を経過した者のうち、更に一定件数以上の訴訟代理人として活動することで（複数の Township や District Court での活動を必要とする模様）、最高裁判所に対して、法廷弁護士となるための申請を行うことができる。

なお、ミャンマー人以外の外国人<sup>402</sup>が上級弁護士や法廷弁護士となることは認められていない。

## イ 外国弁護士に対する規制

日本法においては、弁護士資格保有者以外が、報酬を得る目的で行う法律事務は原則として禁止されている（弁護士法 72 条）。日本国外における弁護士資格を有する者であっても、外国法事務弁護士としての承認・登録を受けない限り、日本国内において外国法に関する法律事務を取り扱うことも認められていない（外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法）。法律事務には、訴訟における代理業務等の典型的な事務に留まらず、契約書の作成といった業務も広く含むと考えられている（ただし、事件性を要件とするか等において、説の対立は存在する）。

一方、ミャンマーにおける弁護士資格は、前記アのとおり、法廷活動を行うため（のみ）の資格とされている。法廷活動に至らない法律事務については、原則として、（成文法上は）特段の資格制限は設けられていない。したがって、法廷活動に至らない法律事務については、（たとえミャンマー法に関するものであっても）外国の法曹有資格者等を含む誰でも実施することが可能と考えられる。実際、日系法律事務所を含む外国系法律事務所では、外国の法曹有資格者は、ミャンマー弁護士と協働しつつ、法廷活動に至らない法律事務を取り扱っている模様である。

ただし、紛争に関わる案件において、代理人として活動することは、グレーであるとの見解も見られた。法律上、非弁活動の禁止については、次のとおり定められている。

Bar Council Act 8 条(1)項

No person shall be entitled as of right to practice in the High Court, unless

---

<sup>402</sup> ミャンマーの国籍は、3 段階に分かれているが、どの段階においても両親がミャンマー国民であったことを求めている等、極めて閉鎖的である。ミャンマー人と外国人とのハーフであっても国籍取得はできず、帰化等も原則として認められない。

his name is entered in the roll of the advocates of the High Court under this Act.

(参考訳) いかなる者も、この法律の下、その名前が High Court の法廷弁護士名簿に登録されない限り、High Court において実務を行う権利を有しない。

#### Legal Practitioner Act 10 条

Except as provided by this Act or any other enactment for the time being in force, no person shall practice as a pleader in any Court unless he holds a certificate issued under section 7 and has been enrolled in such Court or in some Court to which it is subordinate.

(参考訳) この法律又はその他随時効力を有する立法により定められた場合を除き、いかなる者も、7 条の下発行される証明書を有し、裁判所又はその従属裁判所において登録されない限り、かかる裁判所において弁護士 (pleader) として実務を行うことはできない。

以上のとおり、いずれの法律においても、「裁判所において」実務を行うことが禁止されている。現状、この「裁判所において」実務を行うことについて判断された裁判例は、少なくともミャンマー国内においては見当されない。

### ウ ミャンマー国内拠点の設置に関する規律

弁護士の活動に関する規律は、上記のとおりであるが、ミャンマー国内で法律事務所を設けて活動する場合、法律事務所の設置という観点での規制を意識する必要がある。

2018 年 2 月末現在、法律事務やリーガルアドバイスの提供は、投資法における規制業種には指定されておらず、その他法律事務所の設置を規律すると思われる規制も特に認められない。

ただし、日本では、多くの法律事務所で組合形式が採用されているが、ミャンマーでは組合法 (Partnership Act) はあるものの、実際に組合が活用されているようには見受けられないため、事実上、会社として拠点を設置する必要があると考えられる。

### エ 小括 (ミャンマー進出)

以上を小括すると、ミャンマーにおいて拠点を設置して法律業務を行う場合、次の点に留意する必要がある。

まず、拠点を設置するためには、会社法による現地会社を設立する必要がある。設立する際には、事業目的としてリーガルサービスの提供を含めておく必要がある。また、法律業務以外の業務も手掛けるのであれば、事業目的にそうした業務を含めておく必要がある。現地会社設置の詳細については、前記第21(3)を参照されたい。

こうして現地会社(=現地法律事務所)を設置した場合、2018年2月末現在、関与できる業務は次のとおりである。

業務内容	関与の可能性
訴訟業務 訴訟前代理業務 その他のリーガルアドバイス	× <sup>403</sup>

訴訟前代理業務については、明文上は関与が否定されるものではないが、日系法律事務所を訪問した際、ある日系法律事務所からグレーと考える旨の意見を得た。また、在ミャンマー日本大使館を訪問した際、他国の弁護士が内容証明郵便を、外国系法律事務所の名義により代理人を務める現地弁護士に送付したことで、外国弁護士に対する規制を設けるという議論が盛り上がったとの話も聞かれたところである。かような状況からすると、訴訟前代理業務については、慎重に対応することが望ましいと考えられる。例えば、ミャンマーの現地法律事務所を起用し、クオリティコントロールのみを行うことや、事務所内のミャンマースタッフのみを代理人として起用するといったことが考えられる。

しかし、その他のリーガルアドバイス全般については、特段の規制はなされていない状況であり、自由に実施することができる状況にあると考えられ、実際にも、外国弁護士は契約書の作成や法令調査、規制調査などの業務に直接関与している模様である。

## (2) 法令へのアクセス

ミャンマーにおける公用語は、ミャンマー語であり、一部の法律を除いて、原則として、ミャンマー語により立法されている。法律のうち、特に重要な法律については、英訳が公表されることもあるが、無料でアクセス可能な英語の法文

<sup>403</sup> 現地弁護士のみを代理人として立てるのであれば、理論上は訴訟関連業務にも関与できると思われる。ただし、外国系法律事務所が訴訟業務に関与することは、現地弁護士の中で大きな反発を招き、厳しい外弁規制等に繋がる可能性があり、厳に避けるべきである。

は、ごく限定的である<sup>404</sup>。ミャンマー語のみしか公開されていない法令の内容を把握するためには、ミャンマー語を理解できない限り、ミャンマー語から英語や日本語への翻訳版を手に入れる必要がある。

また、通達・規則等の下位法令については、公表性が省庁ごとに不統一であり、英語でのアクセスはおろか、ミャンマー語でも十分な公表がなされていないものが多く散見される。このような公表されていない法令については、省庁へ直接問い合わせ取り寄せる等の作業が必要になり得る。それゆえ、法律レベルでの調査は別論、下位法令も含めた精緻な分析・リーガルアドバイスを提供するためには、現地スタッフも利用する必要がある。

こうした言語の壁、及び物理的な調査の必要性から、（一定レベル以上の）ミャンマー法務を取り扱うためには、現地法律事務所との協働や、自前の拠点設置のいずれかを選択する必要があると考えられる。ある日系法律事務所（拠点非設置型）では、投資規制等の調査については、ミャンマー語が理解できるので、現地法律事務所を利用せずとも可能であるとの意見も得ている。しかし、当職が実際にミャンマーに駐在して執務を行った経験、及び拠点設置型の日系法律事務所からのヒアリングを通じ、精度の高い法令調査のためには、省庁への照会が欠かせない状況にある。実際、現地法律事務所の利用が不要と述べる日系法律事務所についても、一定期間（いわゆる鎖国時代）の法令調査が難しいことや現地の状況が分からないことは認めている。

### （3）ミャンマー進出のその他の障害

ミャンマー進出に際し、これまで取り上げたものに加えて、現実的な問題として次のような障害があると思料する。

- オフィス賃料の高騰
- アパート賃料（ホテル宿泊費）の高騰
- 設立時の最低資本金
- 劣悪なインフラ（特に電力）事情
- 国外送金の困難さ

ミャンマーの経済活動のほとんどは、ヤンゴンに集中している。ヤンゴンで

---

<sup>404</sup> なお、SAGA 国際法律事務所では、ミャンマーの法律の英語でのデータベース化を進めており、有料会員となることでその閲覧が可能となる（<http://www.myanmarlawdb.com/>）。ウェブサイトにおける説明によると、随時アップデートされており、フリーキーワード、民刑公区分及び年代の 3 種類で検索が可能になっているとのことである。今後は、同データベースを活用した法律業務も可能性として検討される。

は、2011年に事実上の開国がなされて以降、外国企業の投資活動が急増した。しかし、ヤンゴンにおいてそれなりの設備を備えたオフィスビルはほとんどなく、結果として、それなりの設備を備えたオフィスビルの賃料は、高騰した。2011年以後、オフィスビルの建築が進み、徐々に供給は改善しつつあるが、それでも賃料は高止まりしている状況にある。

また、外国企業の増加によって、ヤンゴンに滞在する外国人も急増した。しかし、オフィスビル同様、外国人が安全かつ衛生的に滞在することができるアパートメント及びホテルは不足し、結果として、オフィスビル同様にアパートの賃料及びホテルの宿泊費は、高騰した。アパートメント及びホテルについても、徐々に供給状況は改善しつつあるが、特にアパートメントについては、非常に高い状況が続いている。ニューヨーク並みの賃料とも言われている。

ミャンマー拠点設置のためには現地会社の設立が必要なことは既述のとおりである。それゆえ、現地会社の設立として、最低資本金 50,000 ドルが必要となることも忘れてはならない。

また、ヤンゴンのインフラ事情は、未だ劣悪である。停電は頻発しており、インターネットの接続スピードも非常に遅い。こうした劣悪なインフラ事情のあることを前提に、対策を講じておく必要がある。

最後に、国外送金の困難さも考慮に入れる必要がある。ミャンマーでは、ミャンマー中央銀行が国外送金を管理しているが、ミャンマー中央銀行は国外送金に非常に制限的な態度を取っている。詳細については、外国為替管理法によるが、かようなミャンマー中央銀行の態度により、国外送金に支障が出る可能性のあることを考慮に入れておく必要がある。

したがって、ヤンゴンに拠点を設けた場合、高額な最低資本金を用意する必要があり、高額な固定費も必要となる。それゆえ、事前にそれなりのまとまった資金を用意した上で、高額な固定費を賄うだけのそれなりの売上げも上げる必要がある。そうしたことから、例えば、司法修習を終えたばかりの弁護士では、最低資本金を用意することは難しいであろうし、また高額な固定費を賄えるほどの売上げを期待するのも難しい<sup>405</sup>と思われる。

---

<sup>405</sup> 後記(4)にて述べるとおり、進出企業数に比して、ミャンマーで活動する日本弁護士の数はかなり多い印象である。大規模案件を手掛ける大手法律事務所、中小規模案件を手掛ける独立系事務所と、企業に関わる案件についての需要は概ね満たされている状況にあるといえよう。そして、ミャンマー進出済み法律事務所は、ここ数年のプラクティスによって相当程度に知識を蓄えており、これから進出して競争する場合、日本企業の進出が爆発的に増え、日系案件も爆発的に増えるような状況がない限り、相当な工夫と努力が必要になるとと思われる。

#### (4) 法曹有資格者の活動の実態

当職は、法律事務所、弁護士、及びその他法曹有資格者を訪問し、ヒアリング調査を通して、法曹有資格者の活動の実態を把握することを試みた。

##### ア ミャンマーにおける日本弁護士の活動の実態

###### (ア) ミャンマーで活動する日本弁護士

ミャンマーにおいては、以下の日系大手総合法律事務所 3 つがヤンゴンに拠点を設置している（なお、以下の情報は、あくまで当職が調査を行って判明した情報に基づくことに留意されたい）。

西村あさひ法律事務所  
森・濱田松本法律事務所  
TMI 総合法律事務所

また、中国 / アジアビジネスに特化した次の日系法律事務所がヤンゴンに協力事務所<sup>406</sup>を置いている。

弁護士法人キャスト

その他、以下の日系大手総合法律事務所は、日本弁護士がヤンゴンにおける提携先の法律事務所<sup>407</sup>において随時執務<sup>408</sup>を行っている。

長島・大野・常松法律事務所

その他、次の事務所が拠点を設けている模様であるが、日本弁護士の現地での活動状況の実態は不透明である。

One Asia Lawyers (ワンアジア法律事務所)  
ベリーベスト法律事務所

また、当職が把握する限りにおいて、以下の外国系（非日系）法律事務所

<sup>406</sup> 資本関係はないとのことである。

<sup>407</sup> Allen & Gledhill。シンガポール系の法律事務所である。

<sup>408</sup> 出向等の指揮監督を受ける関係にはなく、単に席の提供を受けているだけとのことである。

は、ヤンゴン拠点に日本弁護士を配置している、又は配置していたことがある。

DFDL<sup>409</sup>

Kelvin Chia Yangon Ltd

Rajah & Tann<sup>410</sup>

ミャンマーでの進出企業数はミャンマー日本商工会議所登録者数で 350 社程度であり、現地における日本弁護士が不足しているような状況にはないように思われる<sup>411</sup>。

### (イ) ミャンマーにおける日本弁護士からのヒアリング

ミャンマーにおいて活動している日本弁護士 / 日系法律事務所に対して、ヒアリングを実施した。

ヒアリングを通じて、判明した事実は次のとおりである。

- ミャンマーで展開している日系法律事務所はほぼ全てビジネス法務を中心業務としている。
- 一部の大手法律事務所では、ビジネス法務のうちでも、原則として高額な弁護士報酬を回収できる案件を中心的に取り組んでいる。
- 一部の法律事務所では、個人を依頼者とする業務を取り扱う可能性もある模様だが、現時点では、実質的な依頼はほとんどない。
- ミャンマー弁護士はビジネス法務の経験及び知識が不足しており、日本弁護士がミャンマー弁護士を管理し、必要に応じて教育していく必要がある。
- ミャンマー国内の裁判制度は、汚職やビジネス法務の経験不足等により、日本企業等の外国企業が積極的に利用できるレベルにないとの印象を持たれている。
- 現地の法令・通達は基本的にミャンマー語により公開され、また公開状況にも問題があることから、法令・通達を調査するための調査方

<sup>409</sup> アジアのフロンティア地域を中心に展開する法律事務所であり、欧米系弁護士が主要メンバーである。

<sup>410</sup> シンガポール系法律事務所。

<sup>411</sup> ただし、日本企業を対象としたアンケート調査では、もっと日本弁護士が増えてほしいという回答を行った企業は非常に多かった（別紙 2 Q7-3）。

法・調査ルートを確保する必要がある。

- ミャンマーの法体系は、コモン・ローをベースとしつつも、複雑な背景を有しているため、実態を理解している必要がある。
- 進出企業が増えたこともあり、数年前と比較して、ミャンマー進出・投資案件だけでなく、進出後・投資後の法的問題をサポートする必要が出てきている。
- 日本弁護士の駐在する意味として、日本語ができること、日本のカルチャーを理解できること、ミャンマー弁護士をコントロールできること等が挙げられる。
- 日本企業への継続的な情報提供の機会を設けることが有効であると考えている法律事務所が多い。
- 法制度そのものが発展途上段階にあり、法制度の形成に日本弁護士が寄与していく必要があるという危機意識を持つ弁護士もいる。

## イ ミャンマーにおける外国（日本除く）弁護士の活動の実態

### （ア）ミャンマーにおいて活動する外国弁護士

ミャンマーでは、日系法律事務所以外に、相当数の外国系法律事務所が拠点を設けて活動している。例えば、次のような事務所があげられるが、これらはあくまで一部であることに留意されたい。

Baker & McKenzie

Allen & Overy

Kelvin Chia Yangon Ltd.

Allen & Gledhill

DFDL

JIPYONG（法務法人地平）

Rajah & Tann

VDB Loi

Luther

LINCOLN LEGAL SERVICES (MYANMAR) LIMITED

Myanmar Thanlwin Legal Services Ltd

Dentons

## (イ) ミャンマーにおける外国弁護士からのヒアリング

当職は、ミャンマーにおいて活動している外国系の弁護士／法律事務所に対して、ヒアリング調査を実施した。

ヒアリングを通じて、判明した事項は以下のとおりである。

- コモン・ローを法源とするジュリスディクションにおいて法曹資格を得ている外国系弁護士が多く活動していること
- ビジネス法務を中心とするシンガポール系法律事務所（シンガポールにおける大手法律事務所を含む）が複数展開しており、中には数十名の弁護士を擁する法律事務所も見られること
- ブランチ方式で展開する法律事務所以外にも、現地弁護士をパートナーとして外国系弁護士が中心となって現地で設立・開業するビジネス法務を中心とする法律事務所が複数展開していること
- 日本語のできるスタッフ又は弁護士をミャンマー国内、又はヘッドオフィス所在国等に有する外国系法律事務所も若干数展開していること
- 日本企業に関わる法律事務については、それなりの重要性を持つものと認識しており、日本企業からの法律事務を取り扱うことに期待を抱いていること
- 外国系法律事務所によっては、日本弁護士を出向等で受け入れることに積極的な意見を持つ先もあること
- 日本企業をクライアントとする外国系法律事務所もあること
- ビジネス法務において、ミャンマー弁護士の人材難を一様に指摘していること

## ウ 日本からミャンマー法務に関わる日本弁護士の活動の実態

ミャンマー国内で活動を行っている日本弁護士だけでなく、日本に本拠を置きつつも、ミャンマー法務に関わっているとする日本の法律事務所も散見される。そこで、かような日本の法律事務所／弁護士に対しても、ヒアリングを実施した。ヒアリングの内容は別紙 13 のとおりである。

ミャンマーで活動する弁護士と、日本で主として活動する弁護士のヒアリングを比較することで、次のような事項が見えてきた。

- ミャンマー国内に拠点を設けていない法律事務所において、大規模な案

件に関連している法律事務所は極めて稀と考えられ、実際に関連している案件数やその規模の割合は非常に小さいと推測されること

- ミャンマー国内に拠点を設けていない場合でも、外注する現地法律事務所のクオリティコントロールの手段を確保する必要があること（実際に現地事務所で駐在するという方法が考えられる）

## エ その他の弁護士の活動の実態

その他、幾つかの機会を利用して、ミャンマー国内で活動を行っている現地弁護士及び法律事務所に話を聞く機会があった。ヒアリングの内容は別紙 14 のとおりである。かかるヒアリングを通じて、ミャンマー全土の弁護士会はまだ所属会員数が少ないことや、少数ながら知的財産を専門とする法律事務所もあることを知ることができたほか、いわゆる典型的なミャンマー弁護士がどのようなキャラクターを持っているかについても、身をもって知ることができた。

## (5) 可能性のある法的支援

上記の各項目より分析・検討を行った結果として、日本の法曹有資格者は、ミャンマーにおいて次のような法的支援が提供できると考える。

- 1) ビジネス法務について、駐在する日本の法曹有資格者におけるフルサービスの提供
- 2) 紛争案件について、日本の法曹有資格者による相談窓口及び訴訟戦略/戦術立案等のサービス提供
- 3) 駐在する日本の法曹有資格者による中小企業を対象とした無料法律相談の実施
- 4) 駐在する日本の法曹有資格者による個人を対象とした無料法律相談の実施
- 5) ミャンマー国内外における情報発信の機会
- 6) 法整備支援等の各種制度、法令整備

## ア ビジネス法務についてのフルサービスの提供

現在、ミャンマー国内で訴訟代理人として活動するためには、ミャンマー弁護士の資格が必要だが、予防法務等のリーガルサービスについては、特段のライセンス規制は存在しない。したがって、外国弁護士は、訴訟代理人としての活動を行わない限り、リーガルサービスを提供できる状況にある。

したがって、特にビジネス法務についてのフルサービスを提供することがで

きると考えられる。

## イ 紛争案件についての窓口/クオリティコントロール

外国弁護士は、訴訟代理人としての活動はできないため、訴訟代理人としての活動自体は、ミャンマー弁護士が行う必要がある。日本弁護士は、ミャンマー弁護士と日本企業等の間において、相互の意思疎通がスムーズに進むよう調整する窓口業務を提供することができると考えられる。

また、ミャンマーにおいては、法的知識や経験の不足から、ミャンマー弁護士のクオリティコントロールを行うことも考えられる。

## ウ 中小企業向け法律相談の実施

ミャンマーでは、訴訟代理人としての活動を含まないビジネス法務については、日本弁護士がフルサービスを提供できると考えられる。したがって、大企業では、日本弁護士等を起用することも考えられるところであるが、中小企業では、弁護士のアドバイスを得るために予算を割くことが難しい場合もあると考えられる。かかる中小企業の法的問題について、更なる予算をかけて取り組むべき案件と、そうでない案件を篩い分け、中小企業が法律サービスにかかるべき予算を最小限のものとするため、中小企業向け法律相談を実施することが考えられる。

## エ 在留邦人個人向け無料法律相談の実施

前記ウにおいては、中小企業が弁護士を起用する際に多額の費用をかけることができない旨述べたが、在留邦人個人についても、それ以上に費用を割くことが難しい状況にあると考えられる。したがって、在留邦人個人を対象とする、無料法律相談を提供することが考えられる。

## オ 情報発信

ミャンマーでは、法令・通達の内容の開示が十分でなく、また開示されても言語の問題から、日本企業・在留邦人が法令・通達の内容を十分に理解できる環境が整っていない。

したがって、日本弁護士が定期的に日本企業・在留邦人を対象とする情報発信を行うことが考えられる。具体的な情報発信方法としては、セミナー、ニューズレター、月刊誌や新聞等への寄稿等が考えられる。

## カ 法整備支援

ミャンマーは法律の整備が途上にあり、法整備の様々な過程で法曹有資格者が関与している状況にある。日本の法曹有資格者においても、かかる法整備支援の過程に関与していくことが考えられる。

### 3 日本の法曹有資格者がミャンマーで提供できる法的支援のニーズのボリューム

2において提言を行った法的支援の在り方それぞれについて、当職が調査を行ったニーズのボリュームを報告する。

#### (1) ビジネス法務についてのフルサービスの提供

##### 登録企業数

ミャンマー日本商工会議所には、2018年2月末現在、372社が会員として登録している。2011年に事実上開国されて以来、登録企業数は急増しており、進出日本企業数は今後も増加すると見込まれる。

##### 2016年アンケート

2016年アンケート(別紙1)において(Q3)、法的問題が起こった際に相談する先として、税理士・会計士事務所と並んで、最も多く回答されたのは現地にいる日本弁護士であった。

また、現地に日本弁護士が対応する窓口があったら利用したかという質問に対して(Q7-1)、ほとんどの回答者は「利用したい」と回答し、どういった条件が整っていることを希望するかとの質問に対して(Q7-3)、半数以上の回答者は「日本弁護士がもっと増えて欲しい」と回答している。

##### 2017年アンケート

2017年アンケートにおいて(別紙5)、新投資法の内容を調べたいと思った場合に相談する先として、日本語の関連文献調査、新投資法の直接の調査について3番目に多い先として、日本法弁護士に聞くとの回答が挙げられた。日本語の関連文献についても多くの場合日本弁護士の作成によるものと考えられ、日本弁護士が直接又は間接に関与する情報提供へのニーズは高いと窺われる。

##### 企業ヒアリング

ヒアリング調査では、日本弁護士がそれなりに利用されていることが伺えたものの、ローカル法律事務所やその他の外国系法律事務所も時に利用されているこ

とがわかった。

規模の大きな案件では、法律事務所の専門性を考慮して利用する法律事務所を決定しているように窺われ、現地事務所の権限内で判断できるような比較的規模の小さな案件においては、料金を考慮して利用する法律事務所を決めているように窺われた。

### 弁護士ヒアリング

駐在している日本弁護士からは、ミャンマー案件が徐々に増えている様子が窺われる回答が多く得られた。

企業法務に関するフルサービスについては、日本弁護士が活躍できるニーズのボリュームが十分にあり、今後もそのニーズは増えていくことが予想される。

もっとも、取り扱う案件の規模は、十分に検討する必要があると考えられる。一定以上の規模を有する案件においては、高い専門性を求められる傾向が強く、また法律事務所の規模も大きな考慮要素となっているほか、東京やシンガポール等の本社やハブとなるオフィスにおいて法律事務所の採否が決定されていることが多いように窺われる。主な競争相手としては、日本の大手総合法律事務所やグローバルに展開する外国系法律事務所等が想定される。高い英語力や専門性も求められることが予想され、大手総合法律事務所や大手外国系法律事務所のミャンマーオフィス、あるいはそれらの法律事務所の現地提携法律事務所（提携先においても、一定の規模を有していることが求められると考えられる）に勤務せず、かかる大規模案件に関与することは極めて難しいことが予想される。

他方、一定以下の規模の案件（多くの場合、ミャンマー支店や子会社が採否の権限を有していると考えられる）をターゲットとして取り扱う場合（企業の大小に関わらず）、専門性よりもリーズナブルな料金であることを重視する傾向が窺われた。主な競争相手としては、外国弁護士が現地でミャンマー弁護士をパートナーとして開業した法律事務所、あるいは税務会計事務所や現地コンサルタント等が想定される。かような小規模案件においては、大手総合法律事務所等への所属を有することなく手がけることも可能と考えられる一方で、既に日系を含めた現地独立系法律事務所は存在しており、所属弁護士もミャンマー法務における長期の経験を有しており、いずれかの法律事務所でミャンマー法務を手がけた経験無く独立開業することは、難しいことが予想される。

## **（２）紛争案件についての窓口／クオリティコントロール**

日本企業を対象とした 2016 年度アンケート調査（別紙 1）において、「現地の裁判制度についてどうお考えですか。」との質問に対し（Q2-5）、最も多かつ

た回答は、「経験したことがないので良くわからない」というものであり、実に半数近くの企業がそのように回答している。無回答の回答者も併せれば、70%を超える企業が現地の裁判制度について知見を持たない状況にあると推測される。かかる回答からすると、ほとんどの日本企業は、ミャンマーにおいて裁判を必要とするような紛争案件に遭遇していないと推測される。

また、ミャンマーの裁判制度は、外国企業が利用できる程度にまで成熟していない模様であり、日本企業を含む外国企業が利用できる程度に成熟するためには、まだ相当の時間を要することが見込まれる。もっとも、「ミャンマー企業/ミャンマー人の取引相手は、契約を守る認識が薄い」などといった声も複数の企業から聞かれ、下請け企業や賃貸借契約の大家等とのトラブルを経験したことのある企業も認められる。また、日本企業が紛争に巻き込まれるケースも増えているという話も耳にするようになっており、今後は日本企業が関わる紛争は徐々に増加していくことが予想される。

当職が調査した範囲において、日系法律事務所は、紛争案件をまだ積極的には手がけていないように見受けられ、その状況は、外国系法律事務所においても大きく異ならない模様である。したがって、紛争案件については、日系法律事務所等の外国系法律事務所もまだ知識や経験が十分ではないと思われ、今後、ミャンマー法務に取り組む日本の法曹有資格者の参入は、競争という観点からは企業法務に比べて低いと考えられる（もっとも、それはすなわち紛争案件を手がけること自体が難しいことも意味していると思われる）。

### （3）中小企業向け法律相談の実施

ミャンマー日本商工会議所に登録している日本企業の多くは、駐在している日本人が1名又は2名程度と言われている。そのような場合、ミャンマーでのビジネスにおいて十分な予算をかけることができないことが多いと予想される（もちろん、日本本社の規模は十分に大きく、予算が潤沢な先もあると思われる）。

したがって、そうしたミャンマーでのビジネスに予算を十分に取れない企業（多くは中小企業）に対して、無料法律相談を実施し、前捌きの業務を行うニーズは十分にあると思われる。

実際、日本企業向けアンケート（別紙1）において「日本弁護士に現地で相談できる窓口があるなら、利用したいでしょうか。」との質問に対する回答のほとんどは、「利用したい」というものであり（Q7-1）、「もし利用したい場合、どういった料金体系を希望しますか」との質問に対する回答で、「相談する内容によるので何とも言えない」に続いて多かった回答は「初回無料法律相談」である（Q7-2）。

また、当職が実施した無料法律相談においても（後述）、無料法律相談の実施

をアナウンスした直後に、2016 年度及び 2017 年度ともに立て続けに複数件の利用申し込みを受けている。これは、実際にニーズがあることを裏付ける事象と考えられる。

#### (4) 在留邦人個人向け無料法律相談の実施

ヤンゴン日本人会や在ミャンマー日本大使館（領事部）等へのヒアリングにおいては、在留邦人個人を対象とした無料法律相談については、ニーズがあると考えられる旨の意見を得た。

しかし、2016 年度及び 2017 年度とも、在留邦人個人から無料法律相談の利用申し込みを受けることはなかった。

このヒアリング結果と実態の齟齬については、在留邦人個人に対する適切な広報手段の欠如と、駐在者を中心とする在留邦人個人からのニーズの少なさにあるものと考えており、その詳細は当職による無料法律相談の試行において説明を試みているため、併せて参照されたい（後記 4（2））。

#### (5) 情報発信

ミャンマーでは、日系法律事務所を中心にセミナーが定期的で開催されており、その参加者は、200 名を超えることもあるという。実際、当職が実施したセミナーにおいては、70 名が参加されていた（後記 4（3））。

法令の改廃もスピーディで、まさに発展途上の国であるミャンマーにおいて、法律家による情報発信についてのニーズのボリュームは、十分にあると思われる。

#### (6) 法整備支援

##### ア ニーズのボリューム

ミャンマーでは、法整備支援に関する 2 名の長期専門家が派遣されている。彼らからのヒアリングによれば、更に 1 名の増員も検討しているとのことであった（ただし、一次的には裁判官を希望している）。

法律の整備が不十分なミャンマーにおいて、日本の法律専門家が法整備支援という形で活躍することは、十分に期待できるものである。現在は、JICA の長期専門家は 2 名あるいは増員しても 3 名体制であるが、整備すべき法制度は山積していると考えられ、またミャンマーにおいては、UAGO 内部に席を設けて法律家を派遣する国は日本だけであり、ニーズのボリュームは十分にあると思

われる。

## イ 法整備支援の現実と困難

もともと、ミャンマーの法整備支援においては、特有の難しさもあると思われる。

UAGO の JICA 専門家からは、ミャンマーの法整備支援については、様々な国が国際ドナーとして名乗りを上げており、少しでも自国に使いやすい法律になるよう主導権を握ろうとしているとの話がなされた（別紙 12）。実際、ミャンマーの会社法改正において、日本は法整備支援に早い段階から参加し、法制度に関する調査研究も行ってきたが<sup>412</sup>、最終的にはアジア開発銀行が法整備支援の国際ドナーとなり、アジア開発銀行から国際的な法律事務所のオーストラリアオフィスに外注された結果、オーストラリア会社法の影響を多分に受けた会社法が制定され（また、ミャンマーの法律実務における実態を十分に反映したものであるかは疑問が残るとの声も聞かれる）、日本が行った調査の結果が適切に反映されているとは言いがたいようにも思われる。

また、UAGO の JICA 専門家からは、ミャンマーの法律家におけるコモン・ローに対する矜持との対応の難しさが課題として提示された。すなわち、ミャンマー近代法のルーツはイギリス法にあり、それゆえコモン・ローであると一般に理解されており、ミャンマーの法律家はミャンマーがコモン・ロー国であることに矜持を抱いていると窺われる。その結果、コモン・ロー国の専門家の意見を受け入れやすく、シビル・ロー国である日本はハンデを負っているとの指摘がなされた。

更に UAGO の JICA 専門家からは、ミャンマーにおける意思決定過程の特徴から、従来型の日本の法整備支援が必ずしも奏功していないとの問題も示された。日本が周辺アジア諸国を中心に実践してきた法整備支援は、現場職員のキャパシティビルディングを通じて、現場職員の能力を向上し、現場職員が主体的に法整備を行っていくことをサポートするという方法を採用してきた。しかし、ミャンマーの意思決定形成過程はトップダウン型の傾向が強いため、一定の要職者にロビーイングしていくことが重要であり、ボトムアップ型の発想は活かされにくい状況にあるとのことである。今後の法整備支援においては、ミャンマーの現状に即した法整備支援を検討していく必要があるとのことである（UAGO の JICA 専門家からは、法律案をドナー側で作成した上で、これを要職者にプレゼンしていくような方法論が示された）。

ミャンマーにおける法整備支援においては、日本の法曹有資格者がミャンマーの法整備支援に携わる上での課題を十分に理解した上で活動を行っていく

---

<sup>412</sup> [http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05\\_00056.html](http://www.moj.go.jp/housouken/housouken05_00056.html)

必要があると思われる。

#### 4 調査研究者による試行方策の実施

本調査業務においては、日本の法曹有資格者がミャンマーで提供できる法的支援を分析した上で、効果的と判断した法的支援について試行することが求められている。本章では、当職が実施した法的支援について詳述する。

##### (1) 試行する法的支援の選択

当職は、試行する法的支援として、個人及び小規模事業者を対象とする初回無料法律相談、及びミャンマー法に関するセミナーを選択した。

##### ア 個人及び小規模事業者を対象とする初回無料法律相談

個人に対する無料法律相談等の法的サポートが必要という声は、ヤンゴン日本人会及び在ミャンマー大使館領事部において挙げられた。

ミャンマーには2,000人を超える日本人が駐在しているため、法的サポートを必要とするようなトラブルが全くないとは考えにくい。ヒアリング調査において、交通事故や詐欺等の被害を受けるトラブル等は報告されており、個人に対する法的サポートのニーズはあるものと考えられた。

また、以下のような状況から、上記のニーズに対応できる機会は十分に設けられていないものと考えられた。

すなわち、ミャンマーでは、在ミャンマー大使館が中小企業向けの無料法律相談を実施している。大使館によれば、厳密な該当性は問わないものの、対象者は(中小規模の)事業者の定義に該当する必要があるとのことであった。したがって、大使館の無料法律相談は、あくまで事業者としての相談に対応しているに過ぎず、個人の相談には対応していないと思われる。

また、同様の無料法律相談は、JETROも提供している。JETROによれば、プラットフォーム事業として、JETROに相談に来た事業者を対象に、法的サポートが必要と判断した場合には、初回無料での面談形式又はEメールをベースとした法律相談を実施しているとのことであった。JETROの目的に鑑みると、相談者は日系企業又は事業者であると考えられ、個人が事業と離れた趣旨での相談を実施しているとは考えにくい。

以上から、ミャンマーでは、個人を対象とする無料法律相談は実施されていないと考えられたため、個人向けの無料法律相談の試行を検討した。

もっとも、日本企業を対象とした 2016 年度アンケート調査において、日本弁護士に現地で相談できる窓口があるなら利用したいかとの質問に対し、80%以上の回答者が利用したいと回答し、利用したい場合の希望する料金体系については半数近くが初回無料法律相談を選択した。このような回答から、個人だけでなく小規模事業者に対しては、上記の無料法律相談やその他法律事務所による法律サービスが及んでいないものと推測され、無料法律相談の実施に当たっては、小規模事業者も対象に含めるものとした。

## イ ミャンマー法に関するセミナー

調査期間中に投資法や会社法が制定・全面改正されたことが示しているとおり、ミャンマーでは、法令の改廃が盛んに行われており、日本企業に対する法令の制定改廃に関する継続的な情報が必要とされている。また、多くの日本企業駐在者は数年単位で入れ替わっているため、基本的な情報についても、定期的な情報提供はなお有用と考えられる。

当職は、ミャンマー法に関するセミナーの実施が有用な情報提供手段であると考えていたところ、当時の所属事務所においてミャンマー国内におけるセミナーの企画が持ち上がったことから、かかるセミナーの結果を調査に反映することとした。

## (2) 初回無料法律相談

### ア 無料法律相談の実施

個人を含む初回無料法律相談の実施に当たっては、次の事項を実施に当たってのポイントとした。

- 個人に対するアドバイスが可能であること
- 無料法律相談実施後における継続的サポート体制があること
- ミャンマーの日本弁護士及び日系法律事務所の業務を妨げないこと

当職の所属事務所は、過去及び現在ともにビジネス法務を専門とする法律事務所であり、個人に対する法律アドバイスは原則として取り扱っていない。当職の個人を想定したミャンマー法の知識は限定的であり、事務所内のその他の弁護士の状況も大差がないことが予想された。かかる状況を鑑み、個人法務に対応可能とされる日系法律事務所との協働により試行する必要があると考えられた。

当職は、2016年8月まではヤンゴンに完全駐在していたものの、その後は、日本とヤンゴンを行き来する執務体制へと移行した。無料法律相談実施後における継続的なサポートには、ヤンゴンで駐在し豊富な実務経験を有する法律事務所との協働が必要と考えられた。

以上の2つの条件を満たす法律事務所としてミャンマーで活躍するSAGA国際法律事務所に協力を打診し、その快諾を得たため、同事務所所属の弁護士と協働する形で、無料法律相談を実施することとなった。

以上とは異なる観点として、ミャンマーにおいて活動する日本弁護士/日系法律事務所の業務を妨げないことを心がける必要があると考えられた。ミャンマーでは、複数の日系法律事務所ヤンゴン拠点や独立系法律事務所が活動を行っている。これら法律事務所のビジネスを毀損するような活動は控える必要があると考えられるところ、かかる法律事務所が主として取り扱っているビジネスは企業や事業者向けのリーガルサービスであるため、事業者をも対象とする無料法律相談を実施することで、彼らのビジネスと競合する可能性が懸念された。したがって、当職及び協力弁護士が試行する無料法律相談が法律事務所が提供するリーガルサービスと競合しないようにするため、次の明確なルールを設定した。

- 1) その場で回答可能な法律相談のみを対象とし、投資許可申請、行政手続き、代理業務等の継続的相談・代理業務は一切取り扱わない。ただし、協力弁護士が法律相談実施後に依頼を受けて、個別案件を受任することは可能とする。
- 2) 「初回無料」を厳密なものとし、相談終了後の追加的な回答は、法律相談の場において調査した上で報告する旨を明言した場合を除いて実施しない。

以上の条件を満たす形で、無料法律相談を2016年11月末から実施した(2016年度の広報については別紙15、2017年度の広報については別紙16を参照)。2018年2月末現在までに受けた無料法律相談の内容は、別紙17のとおりである。

## イ 無料法律相談を実施しての提言

2016年度及び2017年度とも、無料法律相談の実施について、ミャンマー日本商工会議所に依頼して告知した直後に、連続して事業者からの複数件の法律

相談の申込みを受けた。事業者を対象とする無料法律相談については、ミャンマーで実施する必要があるものと考えられた。ただし、無料法律相談の効果的な実施のために、継続的な告知手段を確保しておく必要があると考えられる。無料法律相談の利用申込は、無料法律相談をミャンマー日本商工会議所を通じて告知した直後に集中しており、告知から 1 ヶ月以上経過後の申込みはほとんどなかった。したがって、無料法律相談の実施については、継続的に告知・発信し続けることが肝要と考えられる。

もっとも、その場合においては、広報媒体の確保が課題になると考えられる。当職が依頼したミャンマー日本商工会議所は、日本企業が個別企業の営利を目的とせず、日本企業全体のミャンマーでのビジネスを促進するための団体として存在しており、継続的に E メールを利用した告知を依頼することは躊躇われる状況にあった（なお、当職の所属法律事務所及び無料法律相談の協力法律事務所はいずれもミャンマー日本商工会議所の所属企業である）。実際に無料法律相談を実施する際には、告知力ある継続的な告知手段を確保することが課題となる可能性があると考えられる。

他方、当初中心的な利用者として想定した純粋な個人からの無料法律相談の依頼を受けることはなかった。無料法律相談の依頼を受けなかったことについては、(i)告知力ある媒体での広報ではなかった可能性、(ii)そもそも個人を対象とする無料法律相談のニーズのボリュームが小さい可能性、の 2 点が理由として検討される。

#### (i) 広報媒体について

当職が、無料法律相談の実施に当たって告知を依頼した機関は、ミャンマー日本商工会議所及びヤンゴン日本人会である。ミャンマー日本商工会議所は日本企業からの信頼を得ており、その告知力は十分に期待できるものの、ミャンマー日本商工会議所からの広報は、その広報を受領する担当者に留まっており、社内に回付されることはほとんどないと推測される。したがって、ミャンマー日本商工会議所による告知は、法的支援を必要とする在留邦人個人に届いていない可能性が指摘される。

もっとも、無料法律相談の協力法律事務所所属弁護士からは、そもそもミャンマーで法律相談を必要とするような在留邦人は、企業派遣により駐在している者というよりも、現地に溶け込んで生活しているような在留邦人ではないかという指摘も受けた。かかる在留邦人は、ミャンマー日本商工会議所や日本人会の活動とは疎遠な場合も見受けられ、かかる在留邦人まで情報を届けるためには、ミャンマー日本商工会議所や日本人会とは異なる媒体の利用が検討される。現地において生活している感覚によれば、現地で配布される日本語のフ

リーパーや雑誌等が目を通されている印象であり、そのようなフリーペーパー等において広報を掲載することが有用の可能性がある。その場合の問題として、フリーペーパー上の広報掲載は、基本的に広告に該当すると思われる（判断は各フリーペーパーの出版元によるが）、1回当たり数万円程度の出費を必要とすることになる。無料法律相談の実施者が、その広報のために費用を払うことは継続可能性がないと考えられるため、一定の公的補助が必要と考えられる。

#### (ii)個人を対象とする無料法律相談のニーズ

当初、在留邦人は2,000人を超えていることから無料法律相談を必要とするような法律問題、トラブルは生じているものと考えていた。大使館や日本人会でのヒアリング調査もあり、現在においても、法律問題やトラブルが潜在的に存在しているものと考えている。

もっとも、在留邦人の多くを占める出張者や駐在者から、そうした法律問題やトラブルの相談を受けることはあまり期待できないとの考えも抱いている。これら日本企業からの出張者、駐在者は、数年の任期を終えると帰任、転勤し、ミャンマーに長期にわたって滞在する者は稀と思われる。また、日本人のコミュニティは大きなものではないため、互いの行動が筒抜けになりやすいという状況にもあると思われる。以上のような状況に置かれている駐在者としては、ある程度の法律問題やトラブルについては、波風を荒立てて行動して日本人のコミュニティ内で噂が広まるよりも、数年我慢すればいずれにしても解放されると考え、問題やトラブルを解決せずに抱えたままにしていることも想像される。以上の推論は、無料法律相談の協力事務所における日本弁護士が、実際に無料法律相談を必要とする在留邦人は、現地に根付いて活動している者ではないかと示唆したことと整合するとも言える。

以上の状況を鑑み、無料法律相談を施行した上での提言は以下のとおりである。

中小企業を中心とした無料法律相談については、広くニーズがあるものと考えられる。大使館やJETROが実施する無料法律相談も存在しているものの、それらの活動は全てのニーズをカバーし切れていないものと考えられる。したがって、日本の法曹有資格者、特に日本弁護士は、中小企業を中心とした無料法律相談を、今後もミャンマーにおいて積極的に実施していくことが望ましいと考えられる。

個人を中心とした無料法律相談については、潜在的ニーズはあると考えられるが、駐在員等のニーズは高くないと推測され、ミャンマーに根ざし生活している在留邦人を中心としたニーズと推測される。困窮在留邦人がほとんどいないという大使館の話に象徴されるよう、ミャンマーにおいて現地に根ざして生活する在留邦人はまだかなり少ないと予想され、ニーズのボリュームはまだ小さいと考えられる。他方、かかる在留邦人に広く告知を行うための適切な媒体は、現地のフリーペーパー等の有料媒体を除き、あまり見受けられず、現状では、手間及び費用との比較からすると、積極的に実施することが望ましいとまでは言いがたいものと考えられる。

### (3) ミャンマー法に関するセミナー

#### ア ミャンマー法セミナーの実施

タイミングよく、Kelvin Chia Yangon Ltd.において、ヤンゴンセミナーの開催企画が持ち上がったことから、日本企業向けに情報提供を行うセミナーにて、当職がメインスピーカーとなった。セミナーの聴衆は、ミャンマーで既にビジネスを行っている進出済み企業が主となり、基本的知識は持ち合わせている可能性が高いと考えられる一方で、聴衆個人については駐在 2 代目 3 代目であることも多いため、基本的知識を復習することも意味があると思われること、そして関心が特に高いのは新法や改正法に関するものであることを考慮し、第一部としてミャンマーへの投資法制全般を紹介し、第二部としてミャンマーの労働法制を紹介するものとした。新法、改正法として、新投資法、新会社法については、第一部において、重要な近時のトピックとして取り上げた。

#### イ セミナーを実施しての提言

セミナーには 90 名の登録があり、実際には 70 名が参加された。参加企業のほとんどは、日本企業であり、参加者もほぼ全て日本企業の駐在員であった。当職のセミナー実施直前にあたる前週には、日系法律事務所によるセミナーも入っており、そちらの参加者は 200 名を超えた模様である。日系法律事務所ではなく、また直前にセミナーが開催されていた状況においても、70 名が参加したことは、日本企業のミャンマーの法令に対するニーズの高さを示していると思われる。セミナーでは多くの出席者が高い関心を持って聴取していたように見受けられ、講演後は複数の質問も寄せられた。

セミナーを実際に施行した上で、当職は以下のとおり提言する。

ミャンマーの法令はその開示が十分になされているとはいえない状況にあり、言語の問題もあり、日本企業やその駐在員のアクセスが良いとはいえないと考えられる。実際、日本企業を対象とした 2016 年及び 2017 年のヒアリング調査等に象徴されるよう、日本企業及びその駐在員は、法令等に関する情報が常に不足しており、情報提供の必要性及びニーズは非常に高いものと考えられる。日本の法曹有資格者、特に日本弁護士は、今後もミャンマーにおいて積極的に情報提供を実施していくことが望ましいと考えられ、現地におけるセミナーは、一つの有力な選択肢と考えられる。

## 第 5 結語

ミャンマーには今後の経済発展における十分な将来性があり、日本企業による今後の進出・投資活動は、一層増加していくことが期待される。しかし、ミャンマーの法律は、日本等の先進国のそれと比較して、発展・改正の余地が多分に残されているように見受けられ、先進各国が中心となって法整備支援に名乗りを上げている状況にある。また、当局の運用は安定しておらず、担当者毎による解釈の揺らぎも大きいように見受けられる。

そして何より、文化的・社会的・宗教的背景において、日本と大きく異なっている側面があり、日本では想像もしなかったような問題に直面することも多々見られる。

ミャンマーに進出する企業は、以上のような問題のあることを念頭に置いて投資・事業活動を行っていく必要があるだろう。

また、日本の法曹有資格者、とりわけ弁護士がミャンマーに進出する日本企業をサポートする方策は、様々に存在していると考えられる。もっとも、一般的な予防法務を中心とするビジネス法務は、日系法律事務所やその他の外国系法律事務所により、ある程度開拓されているため、日本企業の進出が飛躍的に成長しない限り、一から日本弁護士が開拓することは難しい状況にあると思われる。今後ミャンマーの海外法務を手がける場合には、まだ日本弁護士があまり手がけていないと思われるような分野（例えば訴訟）や、日本弁護士が手薄と思われる能力（例えば英語や日本語の翻訳を解さず、直接ミャンマー語で業務を行うことができる能力）等をベースに開拓するか、あるいは既存の組織（日系法律事務所や外国系法律事務所等）に所属するか、このいずれかが基本的な選択肢になると思われる。

以 上